

さよう決しました。

○塚原委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木内良明君。

○木内委員 過日の中山郵政大臣の所信表明を承りました。大臣御就任後初の本委員会における所信に対する一般質疑ということでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

各部面におわたるテーマについて何点か触れてまいりたいと思いますが、まず初めにパソコン通信の問題でございます。

パソコンやワープロの出荷台数が近年大変に増大してきておる。一説ではこの出荷台数は既に一千万台に達しております。現在なお大変な高い伸び率で推移してきています。こうした出荷台数のうち、現在約十万台見当がネットワークに接続され、通信に用いられているというのが推定されているところでありまして、昨年六月に報告されました電気通信審議会の予測によりまして、六十六年度には約三百六十万台のパソコンやワープロが通信に用いられるようになるという推測が行われているわけでありまして、恐らくこの分野におけるパソコンやワープロによる通信というのは今後数的に拡大していくであろう、私はこう考えるわけでありまして、そこで、これに付随する問題点を何点かお聞きしたいわけでありまして。

今まではそれぞれ独立して用いられていたパソコンやワープロが、申し上げたように今後ネットワークに接続されていく、電話、ファクシミリと並び基本的な通信手段として普及していくと思うわけでございまして、今日の状況の認識、それから今申し上げた点、今後どのような普及をたどっていくのか、この点の大臣の認識あるいは御見解をまず初めに承りたいと思います。

○中山国務大臣 木内先生はもうパーソナルコンピュータのエキスパートだそうでございますので、私などは昭和一けたでございますので、ちょっと年をとり過ぎたかなと思うのですけれども、

今からでも始めてみよう、木内先生のおうわさを聞きまして、これは勉強しなければいかぬなと思っております。特にこれからの子供の世界ではパーソナルコンピュータというのは大変普及率が高いうでございまして、今お話しのように電話とかファクシミリに続きまして画期的な伸びを示すのじゃないかという感覚でおります。

そこで、パソコンによるネットワークの研究などを郵政省でつくっております。将来そういう面に急速な伸びを示すという電気通信審議会の予測もございまして、国会でもそういう面に御興味をお持ちの先生方にも御相談を申し上げながら、大いに普及させてまいりたいと思っております。

○木内委員 この問題意識につきましては大変か今お話をあつたところで、私もその点は高く評価させていただきたいと思っております。

今の答弁の中にございましたパソコン研究会、これは郵政大臣の諮問機関になるのでしょうか。このパソコン研究会の今日までの沿革それから人員、構成メンバー並びに研究テーマ、今後の研究会のあり方についていかなる見通しをお持ちか、局長の方から答弁をお願いいたします。

○奥山(雄)政府委員 パソコンネットワーク研究会は、電気通信局長の私的諮問機関といたしまして昨年十二月に発足させていただきました。この趣旨は、先ほど大臣から御答弁がございましたように、パソコン通信というものは電話、ファクシミリに続く第三の新しいジャンルの通信メディアであるということで、急速に普及が見込まれております。反面、非常に多岐にわたる問題が伏在しているということで、これが将来のパソコン通信の隘路になる可能性が非常に強いということで、そうした問題を早いうちに先取りして研究し検討した上で、行政としてもこれを解消した上でパソコン通信の健全な発達、普及に資したいというものでございます。

具体的には専門委員会を設けて今やっておりますが、構成委員の方々は全部で十五名でございます。

して、非常に多岐にわたる方々でございまして、学者として御造詣の深い方はもちろんでございまして、それから実務家として実際にパソコン通信の事業を営んでおられる方、ベンチャービジネスのような方々あるいはマスコミ、ジャーナリズムのような方々、各界各層を網羅しております。

○木内委員 今十五名の構成メンバーということでありまして、申し上げたような意味合いから、局長の諮問機関という位置づけでありましたが、例えば一般汎用を勘案してのユーザーの代表でございまして、さらにまた新しい世代の感覚を取り入れるなど、ユーザーと提供する側との環境づくりに資するようにこうした構成面での配慮も今後要望したいし、また各部面におわたる今後整備しなければならぬ課題もまだ山積しておりますので、精力的な協議というか審議をお願いしたいわけでありまして。

以下、何点かについて具体的にお聞きしてまいりたいと思っております。

まずパソコン通信の普及促進に向けての課題の中で今一番ユーザーの方から問題提起のされておりますのが料金の問題です。料金は電話と同じ従来の通信料金体制というものが現在踏襲をされているわけでありまして、今後の普及拡大を見通してのパソコン通信用の安い料金を検討すべきであると思っております。既に業務用あるいは個人用に分けて料金のあり方というものも特例的な位置づけがあるいはあると思っておりますけれども、今後安い料金を検討されてしかるべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○奥山(雄)政府委員 パソコン通信というものは、家庭、事務所におけるパーソナルコンピュータあるいはワークプロと通信回線を結んでさまざまなメッセージのやりとりをしたり、お互いにその場で円卓会議のように会議も実際にできるといふような今までの通信にない特徴を持っております。また、電話のようにかかってきたらすぐ出なければならぬということもございせんし、蓄積しておいて必要なときに発信側も受信側も出

したり入れたりすることができるといふ大変な利点もございまして、それだけに、現在のように主として電話回線を使う場合には電話線をつなぎ放しにしておく関係上非常に電話料金がかさむという問題の御指摘も私もたびたび伺っているところでございます。恐らく木内先生もお使いになつてその請求書を見てびっくりされたのではないかと思います。そういう問題が今後のパソコン通信を普及させる上での一番のネックだろうと私も思っております。

そこで、私も事業者の方といろいろ相談し、また指導もいたしておりますが、事業者側におきましてはそのことは強く意識しております。最近やつとパソコン通信に使える安いネットワークというものについて関心が深まっております。例えばNTTにおいてはDDXPというデータ通信網でございまして、これをパソコン通信に使う、あるいは特定の会社の名前を挙げていかどうかはわかりませんがインターネットという日本の非常に有力なVAN会社がございます。インテックという会社は他社に先駆けてVANとしてパソコン通信に使い得る安い料金体系のネットワークを提供しているという事例もございまして、他のVAN事業者もこれに追随する傾向にございまして、ぜひともそうした方向を私もとしても促進してまいりたいと思っております。

○木内委員 今の局長の答弁はVAN会社におけるサービスあるいはNTTのDDXですが、今限定された利用面における料金のあり方について言及があったわけでありまして、私はそれに加えて申し上げるのは、一般ユーザーにおける料金の低廉化ということ、これもぜひ検討をしていただきたい。特に電話料金というものを一般的に下げるといふ努力は郵政省も今後されるだろうと思っておりますけれども、電話料金が一般的に下がってくる中でパソコン通信料金も下がってくるということも言えると思っております。特に一般ユーザーにおけるパソコンの通信料金の問題というものはとりわけ大きな関心を持っていただいて低廉化を目

指していただきたい、こう思いますが、局長から改めてこの点もう一度答弁をお願いしたいと思ひます。

○奥山(雄)政府委員 たいま御指摘でございますように、電話料金の低廉化の問題は電電改革の本旨でもございますので、郵政省といたしまして今日までNTT初めNCCをも指導してまいりましたところでございます。二月十九日から遠距離料金の引き下げが行われたところでございますが、今後とも近距離あるいは夜間の割引等も含めた形で電話料金の水準全般が下がるように努力をし、また指導してまいりたいと思ひます。

○木内委員 次に操作性の問題なんですけれども、パソコン通信センターへのアクセスのあり方というものがセンターによってばらばらになっているんですね。先ほども大臣答弁があったように、それぞれのグループがあり、ネットワークがあり、今度はこのネットワークの通信というものが大きな広がりの中で特徴を持つてくる、こう思われるわけでありまして、今後大きな普及が考えられる中で利便性であるとか汎用性というものを考えますと、センターへのアクセスの仕方というものが、この統一が必要になってくると思うのです。この点に精力的に取り組んでいかれるべきである、こう思ひますけれども、どうでしょう。

○奥山(雄)政府委員 今おっしゃいました点がまさに一つの大きな問題点でございます。パソコン通信の最近の非常に急速な発展のおかげでいろいろな事業者がそれぞれ独自のパソコンネットワークを提供しております。NCCのPC-VAN、これが最大で二万五千人加入、テレスタが一万加入というところがあるところでございまして、そのほか富士通、インテックあるいはアスキー、NTT、PCC等々、現在まで二、三、三年で十二ぐらいのネットワークがあるやに聞いておりますが、ただいまいみじくもおっしゃいましたように、それぞれのセンターへのアクセスの仕方が全部違いますので、一つのネットワークに入った場合にその手順を覚えても他には通用しないとい

う悩みがございます。これがパソコン通信を普及させる上に一つの隘路であることは間違ひございません。

ただ、先生も御承知のとおりパソコン通信というのは最近急速に普及し始めた通信手段でございますので、まだ成熟した状態に立ち至っておりませんし、技術開発もその途上にございます。そこで各社各様に一番いいという方法で今そのアクセスの技術開発をやっているわけでございまして、現時点で直ちにこれを統合するということは非常に難しいと思ひますが、ソフトのメーカーあるいはそのパソコン通信事業者あるいは私ども行政も入りまして、できるだけ共通的な部分ぐらいは標準化できる方向に今後努力をしてみたいと思ひます。

○木内委員 今パソコン通信というものが十分な成熟を見ていない、したがってこうした問題については今後の課題である、こういう答弁だったと思ひます。

そこでお聞きするわけでありまして、先ほどお話をいたしました局長の諮問機関、パソコンネットワーク研究会、この既にテーマになっているのか、あるいは今後重大な課題としてすべきであろうと思ひますので、研究会におけるこの点の位置づけがどうなっているのかということが一点。

それから、それぞれのソフトのメーカーでありますとか企業それぞれが独自性を持ってこの開発に取り組むということは当然のことなんですけれども、しかしながら汎用性、利便性ということも考えますと、仮に最低限といえますか基幹部分あるいはユーザーが最も接点を多く持つ部分、例えばこのパソコンキーボードを初めとする部分については統一化というものをするなり、あるいはネットワーク化の根幹部分についての整合性のある行政の面で積極的にコントロールをしていくということが大事なのではないかと思ひますが、いかがですか。

○奥山(雄)政府委員 まずは前段のパソコン研究

会における研究テーマでございまして、この中には制度面それから実務面における諸問題を洗いざらい取り上げることにしておりますので、ただいま御指摘ございました標準化の問題等も当然論議になっていくところでございまして。

また、後段の標準化、最小限必要な部分だけでも積極的に標準化すべきではないかという御意見でございますが、実はこのところは非常に悩みであると同時に難しい点でございまして、余り早く標準化をしてしましますと、技術の発展の芽を摘んで技術の発展の低い段階で標準化が行われてしまふ、これは将来的に長い目で見て得策ではない。後からもういい技術、方法が開発されたという場合にはその緒をかむこともございまして、今そういう成熟に向かつての過程でございまして、なかなか難しい点がございまして、私自身としても例えばワンタッチで済めば非常にいいんだがなと思うような点が多々ございまして、ひとつそのような実際のユーザーの方々の御意見を踏まえた上で十分結論を出させていたいただきたいと思ひます。

○木内委員 これは非常に困難な答弁であろうかと思ひますけれども、標準化の時期、見通しであると思いますが、仮に出荷台数でございましてとかネットワーク化されたグループの件数がどのくらいになったとか、あるいは利用度がこの程度まで計数的に伸びたときにこの導入といえますか標準化の具体的な動きをしようなどというめどはお持ちかどうか。特になければ結構ですけれども、今の答弁で十分ですけれども、ある程度のそうした物差しというものを我々も持つておく必要があるんじゃないか。実情に即して、ユーザーの意見も聞いていくことでありますけれども、その点、多少でも踏み込んだ答弁がもしできるならばお願いしたい、こう思ひます。

○奥山(雄)政府委員 繰り返しになって大変恐縮でございますが、現在急速に技術開発を各社各様にやっておりますし、大変ユニークな新しい技術も出てきておりますので、現時点でいつになったらこの標準化が行われるかということを目限を限って申し上げることは困難でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○木内委員 パソコン通信の問題点でもう一つ挙げられるのが正確さというところの問題。今情報垂れ流しといいますが、送信したらしつ放しになつてしまつて正確に相手に届いているかどうかの保証がない、確認ができないというのが今のシステムなんです。このためにビジネスでの利用に足踏みをしているという声も実は相当数は聞いているわけでありまして、情報の送受を正確にするための通信制御手段、いわゆるプロトコルの導入ということが真剣に今検討され、導入のための準備が行われていくべきである、こう思うわけですから、この点、いかがですか。

○奥山(雄)政府委員 パソコン通信の送り方には、お話がございましたように順次送り出していく無手順のものと、それからぜひ導入すべきであるという御意見のございましたプロトコルによる制御信号を入れたものと両方ございまして、ユーザー側の好みにも両様ございまして、無手順で、多少正確ではなくてもいいから安い方がいい、こういうようなことを望まれる方もございまして。それは冒頭に大臣が御答弁申し上げましたように、最初は趣味的なところから始まったパソコン通信でございまして、遊びでやっている分には多少不正確であつてもいい、それより安い方がいいという方もいらっしゃることも事実でございまして。ところが、資金移動を伴うようなあるいは非常に深刻な、真剣な討議等を行うようなメッセージのやりとりは、これは当然のことでございますが、制御信号の入った、プロトコルを備えたものでなければならぬと思つております。そうした意味から、郵政省では推奨通信方式、推奨でございまして強制力にはございませぬが、推奨通信方式としたしましてJSTTPCというものを先年告示いたしましたので、御利用いただくようにお勧めをしております。

ただ、ユーザー側の御意向でございまして、

なかなかその点の悩みがございまして、例えばJUS-TPC、私どもの推奨通信方式をぜひ取り入れてほしいという要請をいたしまして、いや、私どものサークルはそんな厳密性は要求しないので、これでいいんだというふうなことをおっしゃるところもございまして。

昨年爆発的に一時ブームを呼びました、彼方智さんの「サダ記念日」というナウイ短歌がございまして、みんなあの短歌にならえてお互いに「サダ記念日」式の短歌のやりとりをしようというのが随分あるネットワークではやりました。そのときに、何とかかんとか七月六日はサダ記念日、こういったような、あれ式のものをごんどもみんなインプットされたわけですけども、これらが多少届かなかったとしても、世の中あるいは人命、財産には余り影響しないということで、そういう方々は絶対もう無手無足のままでいいんだということを言い張られますので、同様使い分けて今後進めていく必要があるかと思っております。

○木内委員 今局長が大分「サダ記念日」の例などを挙げられて、趣味の領域、もっと極端に申し上げれば遊びの範囲という点では正確さはさほど必要としない、私もそう思うのです。ただ、申し上げたように、例えば小規模事業者においてこのパソコン通信を頻繁に使うようなケースが出てくるし、また、今後やはりパソコン通信の発展充実に伴って低廉なコストでもってこれが利用できるといふことになれば、事業者においてもこの利用というものはまたふえていくであろう、そのための積極的な対応というものが必要であるという意味から私は今申し上げているわけでありまして、この郵政省が推奨しているJUS-TPC方式、これは決してパソコン通信を行う場合の義務ではない、これは当然それでいいわけです。必要があればJUS-TPCを使えばいいわけであり

ます。いわゆるプロトコルの問題というのは大変に難しいから余り申し上げませんけれども、しかし、

今言われたこのJUS-TPCを導入するなりあるいはこのプロトコルを利用の範囲に入っていくということになりますと、大変コストがかかってくる。いわば正確さ、利便性とコストというものの両立が非常に難しいのだ。したがって、郵政省としては、今高度情報通信化社会の脚光を浴びた省としましては、安くて正確で、そして便利だといふものをずっと開発推進し、コストを低くしていく必要があるのではないかと、この両立というのについてもっとも積極的に取り組まざるべきであると思いますが、どうですか。

○奥山(雄)政府委員 御指摘のとおりでございます。私も私もそういう認識で取り組んでまいりたいと思っております。また、事業者の方におきまして、無手無足であつてもエラーを少なくするような方法をいろいろ開発してやるようでございますし、また、プロトコルを導入する場合にもできるだけ通信料、電話料あるいは加入料等を安くすることが共通の願いでございますので、料金の低廉化に向かってあらゆる知恵を結集してまいりたいと思っております。

○木内委員 大分局長の答弁も前向きになってまいりましたので、次のテーマに行きます。

パソコンの国際性という問題、今後海外とパソコン通信を通じて自由に情報交換するような環境にさらになつてくると思われわけでありまして、けれども、今触れました我が国のプロトコルを国際的に整合させておく必要が今の段階から既にありではないかと私は思います。例えば文字の問題にしましても、日本の場合、これは漢字、平仮名、カタカナ、外国ですとアルファベットで七ビット、こうした差、溝をどう埋めていくか、あるいは国際間におけるネットとネットの連携というのにおける整合性というものが必要ではないか、こう思います。この点について郵政省は今どんな準備をされておりますか。

○奥山(雄)政府委員 ネットワークとネットワークを結ばなければやはりグローバルなパソコン通信というものは発展しないと私も思っております。

す。国内的には、既にCCITTの勧告で四〇〇シリーズという標準の勧告が出ておりますので、これにのっとつて私も私もこれを導入する方向にはございまして。

ただ、問題は、国際的な広がりまで発展した場合どうなるかというところが、ただいままきしく御指摘がございました伝送コードとの関係で非常に問題がございまして、漢字が八ビットで日本では定着してしまつていて、外国はアルファベットであるから七ビットということ、これもほとんど定着しているということでございますので、この両者を埋めるのは非常に難しいわけですが、結局結論的にはその間に介在をするコンピュータの中でいわゆるプロトコルを交換するという作業をやらざるを得ません。それによりましてまた金がかかるということにもなりますので、いかに安くして国際的な伝送コードの違いをプロトコル交換という形で解消していけるかというのが検討課題であらうと思っております。

当委員会ではパソコン通信が御審議されるのは恐らくこれが初めてだと思っておりますので、国会の場でもそういう国際的なパソコン通信の広がりについても御指摘、御議論をいただきましては、私どもにとつても非常に力強い御支援と受けとめております。

○木内委員 さらに、ビジネスに本格利用するためには、電子メールや未公開の電子会議の内容が保護される必要があると思ひます。ところが、現在のパソコン通信ではこうした問題について保護策というものが講じられていないのが現状です。昨年六月の刑法改正でも、データベースや電子メールの内容をハッカーなどが覗き見をする行為については規制をされてないのが現状です。したがって、改めて電子メールなどの保護策を早急に打ち立てる必要があるのではないかと、これが一点。

それから、二点について局長から答弁をいただきた、あわせて大臣に答弁を承りたいと思ひますけれども、ハッカーによるデータの破壊であります

とか改ざんに対する具体的な保護策といひますか對抗策というものが極めて不十分、これは申し上げたとおりです。ID番号やパスワードが現状ではセキュリティ対策といふことになつておりますけれども、今後のことを考えてまいりますと不十分であると言わざるを得ない。郵政省としては、ID番号やパスワードをより複雑化し、さらにハッカー対策等に有効な手段を講ずる必要がある、この二点について局長から、さらに大臣から答弁をいただきたいと思います。

○奥山(雄)政府委員 まず私の方から御答弁申し上げますが、秘密の保護につきましては、電気通信分野で申し上げますならば電気通信事業法の四条で通信に係る秘密は保護されておりますので、これで足りるというふうに私どもは考えております。

しかしながら、ただいま御指摘がございましたようなハッカー等に対するセキュリティの問題、これはまだパソコン通信においても非常に問題があるところでございます。パスワードあるいはIDといふようなものが通例のセキュリティ対策でございますし、またそれ以外には現在のところ強力、有効なものが見当たりませんが、さらにそれを高度な技術によつて、例えば筆跡で本人を確認するような方法がとれないかどうか、あるいはパスワード、IDにしても、これを比較的頻繁に変えたらどうかといったようなこと等、さらには今開発中であると思いますが、ICカードを使つたらもっと安全性が確保されるのではないかと等々幾つかの手段が考えられております。これも先ほど申し上げましたパソコン通信研究会の中で一つの大きなテーマとして今後取り上げていく予定でございますので、よろしく御指導を賜りたいと思ひます。

○中山国務大臣 御指摘のように、あれは何という題名の映画でございましたか、アメリカの高校生がアメリカの防空用のシステムの中に割り込んでいつて米ソ戦争が危うく起こりかけたという実

話に基づいた、高校生を主人公にした映画があったことを記憶いたしておりますが、今御指摘のように、そういうデータの破壊とかそんなものは七、八百億分の一秒でございましたか、ハッカーの場合は罪の意識がなしにそういうものに割り込めるといふ新しい科学の時代にどう対応していくかというの、盗聴とかハッカーとか通信の秘密を侵すということに対応するために、日本は平和国家でございますが、個人の権利からいえる国際関係もふえてくるべきでございますので、そういう国際関係にも関連してくるところから、いかにその安全保障を確保するか、個人の通信の秘密を守るかということに對しましては万全を期す必要がある、御指摘のとおりだと思っております。

○本内委員 今何点かについて、限られたテーマでございますが、質疑をいたしたわけでありまして、今後このパソコン通信については私もぜひ重大な関心を持ってまいりたいし、また行政当局としても、郵政省としても適切かつ精力的な対応を要望いたします、こう思います。

なお、これまで約三十分の審議の中で「サラダ記念日」が出、またアメリカの映画が出、この通信委員会も大分間口の広い感覚を要求される委員会になった、こう思うわけでありまして、とりわけ、平素から感じていることであります、大臣の博覧強記には改めて思い知らされる思いがいたしております。

パソコン通信はとりあえず以上にいたしましたし、次にハイビジョンの普及の問題に入ってまいりたいと思っております。

ハイビジョンは、既に周知のように、従来のテレビが走査線五百二十五本であったところを千二百二十五本の走査線を使って、画面にきめ細かく、また色彩豊かな美しい映像を映し出すという特徴を持っています。こう申し上げてはいるものの、実は私もかつてハイビジョンについては十分な認識がありませんでした。郵政省に連絡をとって、ハイビジョンはいかなる鮮明な画像と、しっかりと、何といひますか感覚的な前進が行われたのか

ということを確認したくて、二度にわたって見ました。これはなかなか立派なものでありまして、私は、このハイビジョンの今後の国民生活の中における位置づけというものはかなり大きなものになってくるであろう、こう実感したわけでありました。

そこでまず率直にお聞きするわけでありまして、このハイビジョンを国民の皆さんがもっと多くの接点を持ち、さらに身近に利用できるようにするということは郵政省の大きな目標だと思えますけれども、このための具体的な計画をどう立てておられるか、この点についてまずお聞きいたします。

○成川政府委員 先生お話しのごさいましたように、ハイビジョンは高画質、高音質が期待できる次世代のテレビとして大変すばらしいものとして期待されていまして、放送に対する国民の需要といえます、多様化するニーズにこたえ得るものとしてその実現に向けて私も努力していかなくやならぬと同時に、内需拡大効果の面でも大変効果があるものだから、普及促進に努めてまいりたいと思っております。

そのために解決しなければならぬ課題といたしましては、ハイビジョンのソフトの充実、あるいは今個格的にも大変高価でありますし大きなものでございますので、それを小型化していくといえますか薄型化していくというようなこととか、低廉化していかなくやいかぬというような問題等、技術開発をしていかなくやいかぬという面がございます。それと同時に、今先生お話しのごさいましたように国民の理解の促進を図らなくやいかぬというような問題を抱えていられるわけでございます。

それらを解決するために私も六十三年度予算でいろいろ具体的な施策を考えておりますが、一つといたしましては、高度映像都市構想ということで、その調査研究費を六十三年度予算に計上させていただいております。さらには、CATVのハイビジョン伝送システムの技術開発に関する

調査研究、それからハイビジョン放送設備に対する開帳からの出資をいたしましてその整備を図っていききたいというように考えております。それから、今国会にも提出させていただいておりましたが、通信・放送衛星機構の法律を改正いたしまして、トラポンを通信・放送衛星機構に所管していただく一般放送事業者に活用していただくソフトの充実を図っていききたいということで、これは産投からの出資を六十三年度予算に計上しているところでございます。それから、テレビ指定地域におけるハイビジョン施設整備事業に対する無利子融資でございますが、これにつきましては六十二年度から認められておりますが、六十三年度も引き続きこれを実施していききたいということでございます。

特に申し上げますと、高度映像都市構想につきましては、先端的なモデル都市において都市空間、生活空間にハイビジョンを導入して都市の活性化を図ろうということで考えておるわけでございますが、できた六十三年度中に十都市ぐらいを選定できるように持っていきたいと考えております。これは先ほど申し上げましたように六十三年度予算で調査研究費が認められているものでございます。

それから、六十三年度予算には関連いたしません、普及促進策といたしましてソウル・オリンピックの生中継を、開会式と閉会式でございますが、全国に五十カ所二百台のテレビ受像機を置きまして皆さん方に見ていただく理解を促進していききたいと考えております。

そのほか、テレコム旬間あるいはハイビジョンウィーク等々を活用して一層国民の理解を促進いたしまして、その実用化に向けて努力していききたいと思っております。

これらの諸課題を一つずつ段階的に解決をいたしまして、六十五年度に打ち上げられるBS3を使つての実用化に向けて、その実現に努力していききたいというふうに思っておりますのでござい

○本内委員 今後のタイムスケジュールについては何点かわたって言及いただきました。一つは予算措置の面、ハイビジョンシティ構想、ソウル・オリンピック等々あったわけでありまして、その中で、ハイビジョンシティ構想について話をされましたので私もぜひお聞きしたいのです。

これは、先端的なモデル都市において都市空間、生活空間にハイビジョンを先駆的に導入し、普及を図ろうとされる構想であり、試みである。川崎市などはハイビジョン都市宣言を行つて既に名を上げています。さらに岐阜市なんかも希望している。六十三年度中にこのハイビジョンシティの機能、選定方法を取りまとめ、今のお話にもありましたけれども十都市を指定する予定である、こういうことだと思えます。

そこで、お聞きするわけでありまして、この選定に当たっては、地域性、人口規模あるいは環境要件さらにまた自治体の姿勢、希望といったものを考慮して決めることになつておるわけでありまして、その基準がどういうことになつておるか、これが一点。

それから、特に近年東京への機能集中というものが議論されているわけでありまして、地方都市の活性化につながるような選定方法をとることが必要ではないかと問われているが、これが申し上げたいこと。

それから、私が率直な疑問として持ちますのは、ハイビジョンシティ構想という資料を手元に持っておりますけれども、これによって一体何がその都市にメリットになるのか、これがよくわからないんですね。ハイビジョンをただ見るだけなのか、あるいは通信機能なり生活環境の中にハイビジョンというものが重要な位置づけをされるような町づくりの骨組みになつてくるのか。あるいはそこでハイビジョンを購入するときに、これは恐らくないでしょうけれども、税制上の特例措置がその都市では適用されるとき、イメージだけが先行しましてハイビジョン都市構想の実態が那边にあるのかということがもう一つわからないわ

けでありまして、以上三点、手短にお願ひします。

○成川政府委員 ハイビジョン都市構想については、先ほど先生からもお話がございましたように川崎を初めとして地方公共団体からも大変注目されておりました。公共サービス等にハイビジョンを導入して活力ある、活気あふれる都市をつくりたいというふうなことも聞いております。

それからハイビジョンシティ構想を具体的なものとどうしていかうかということでございますが、これらにつきましましては、ハイビジョンシティ懇談会といいますが、通称そう呼んでおりますがそれらを設けて、その中で先生方、有識者の方々にいろいろと御意見を聞かせていただきながらやっていかなければいかぬと思ひますが、そのためには、ハイビジョン都市構想の理念というものをまずつくり上げていかなければいかぬ。それと、推進方をまず考えていかなければいかぬというふうな思ひております。

それといろんな都市が考えられると思うわけですが、グルメ都市とかレジャータウンとかいろいろな都市が考えられるわけですが、モデルイメージをそれらの懇談会の中でつくり上げていっていただき、また都市構想につきましても具体的に十都市と決めていくわけではございませんで、その選定方法等につきましても懇談会の中で御意見を聞かしていただきながら具体的なものにつくり上げていきたいというふうな現在考えているところでございます。

そういうことで、まだこれといった具体的なものはでき上がっている状況ではございせんが、ハイビジョンを導入することによって活気あふれる都市をつくり上げていくことができるんじゃないか。それで、これらの構想がまとまりましたら、六十四年度に向けて税制あるいは財政措置を講じて実現に向けてやっていきたいというふうな考えているところでございます。

○木内委員 どうも私が申し上げたイメージの域を出ないようでありまして、要するに活気ある町

づくりを目指すわけでしょう。そのために今懇談会等で協議をしている、そこに住む生活住民にとってどういうメリットがあるのかといった各点については今後構想をまとめていく段階である、こういうことでいいですか。——そうすると、その構想は六十四年度を待たずという今答弁でしたか、今年度中ですかに構想をコンクリートするといふふうに聞きましたけれども、その発表はいつごろなんですか。

○成川政府委員 ちょっと舌足らずで誤解を与えたかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、六十三年度予算で高度映像都市構想の調査研究費がついておりまして、六十三年度中に構想をまとめていただきますというふうな考えておるところでございます。私どもとしては、できたら六月あたりに中間報告をいたしたい、再来年度ですか、六十四年度の予算措置等に反映できるようにしていただきたいと思っておりますが、最終的な報告として私ども期待しているのは、十月に報告を出していただければというふうに考えているところでございます。

○木内委員 中間報告が六月、最終報告が十月、そして六十四年度予算にこれを反映してまいりたい、こういう明確な話でございませうでございと思います。

それからハイビジョンの実用化に向けて今大変問題になっておりますのは価格の問題、まだ試作機段階でありますけれども一合五百万円もする。今後ハイビジョンが実用化されるためには、受像機の低コスト化、ハイビジョン用ソフトの充実、そしてハイビジョン放送の開始というものの、先ほどもBS3の話が出たわけでありませうけれども、これが必要不可欠の条件である。特に価格の問題につきましましては、今から皆さんの意識を聞いてみますと、私もハイビジョンを見てなかなかいいものだったよと皆さんに申し上げると、実用段階になったらぜひこれは手に入れたらいいやというのです。だけれどもコストが五百万円じゃちょっと無理だというふうな率直な皆さんの声があるわけであ

りまして、価格の面でやはり安くしなければならぬだろう。これは大分難しい面もあると思ひますけれども、どう対応されていかれますか。例えば行く行くは幾らぐらいいいしたいと……。

○成川政府委員 先生お話しございましたように、現在は手づくりでつくるざるを得ない状況なものですから、大変高価格になっておるわけでございます。これはLSI化が進みましてなにか大量生産ができるようになりましてかなり急速に価格が低廉化の方向に向かうんじゃないかというふうに私も期待している。技術開発の面でもいろいろな支援策を講じて、できるだけ早くその価格を低廉で皆さんにお買いただけるような状態に持っていくたいというふうに思っておりますが、私ども現在のところ考えておりますのは、できるだけ早く五十万円ぐらいいいなる国民の皆さん方に見ていただけるような状態に持っていければいいというふうに思っているところでございませう。

○木内委員 それから、現在の世界のテレビ標準方式についてでありますけれども、日本、北米などが採用するNTSC方式、西欧のPAL、東欧のSECAM、この三つがある。国際的に番組を交換する際方式変換が必要になってくる。今規格を統一する動きが出ていくわけでありませうけれども、なかなか各国の足並みがそろっていない現状だと聞いております。これに対して我が国政府としてはどう対応されるのか、簡単にお願いいたします。

○成川政府委員 現在のテレビの方式は、先生お話しございましたように、北米、カナダ、日本、韓国等々がNTSC方式ということで、東欧あるいは西欧はSECAMあるいはPAL方式、中国もPALでございませうが、こういうようなことで世界的に統一された状態ではないわけでございます。そのために番組交流などをされる際にはコンバーターを必要とするというふうなことになるわけでございませう。ハイビジョンの時代におきましてはできるだけいいと思いますが、国際的に統一規格でま

まることが望ましいというふうな考えておられます。ITUのCCIRという場に私も、カナダとアメリカと共同で、現在私も考えておりますハイビジョンの規格を提案したところであります。しかしながら、それを取り上げるというふうな勧告にまで至るというふうなことはございませんで、現時点では統一規格ができていないわけでございます。

CCIRの場では六十四年、五年に向けて統一的にしていくべく協議を続けるといふことでございませう。またECとの間におきましてもワーキンググループをつくりまして、先般も会合を開いたわけでございますが、意見交換をしてできるだけ世界的に同一の規格でできるように実現していきたいというふうに思っておりますところでございませう。番組の交流といいますが、世界的に同じ規格であれば非常にスムーズにいけるわけでございます。国際理解を促進する面でも役に立つわけでございますので、できるだけ統一規格が実現するように今後とも一層努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

○木内委員 次に、郵政事業の今日までの歴史の中における特定局の問題についてお尋ねします。昨年度の郵政事業特別会計の収益は、報告によりますと当初予算を七百四十一億円上回る一兆三千九百九十七億円に達し、単年度において六十億円の黒字を計上することができた。これは五十六年一月以来実に七年間一度も値上げをせずに黒字を計上し続けることになり、五十五年に二十四億九十億もあった累積赤字をわずか十五億に減少させることにもなっている。郵便貯金においては資金が百十六兆、簡易保険の契約高も百兆に達した、こういう現状であります。新商品の開発もさることながら、諸物価上昇やまた百年以上の郵貯非課税制度の撤廃など、こうした悪条件があったにもかかわらず、こうした成果を上げてこられたそれだけの現場における関係各位には高い評価をまずするものであります。ほかの国営、公営事業の多くが慢性的な赤字体質で悩んでいるにもか

かわらず、郵政事業においてこうした成績を上げることができた要因は幾つかあるかと思えますけれども、それぞれが相乗効果を持っていたという数字をもちいたと思うわけでありませう。

特に私が指摘したいのは、我が国における明治以来の民権導入ともいえる特定郵便局の存在が極めて大きい、こう思うわけでありませう。委託業務局である簡易郵便局を除く普通局、特定局二種の合計一万九千局のうち実に九割以上が特定局であります。まさしく特定のところにはかないのが普通局で、普通一般のところにあるのが特定局である、こう言われているわけでありまして、大都市はもとより地方におきましても特定局のネットワークは全国に張りめぐらされておりませう。言ってみれば特定郵便局の存在を抜きにして郵政行政の歴史は語れない、こう言っても過言ではないわけでありませう。

そこで、この特定郵便局に携わる局長を初め関係者の方々の生活であるとか給与の面であるとか待遇の面、それぞれに今なお改善すべき点が多い、私はこう痛感しているわけでありませう。

そこです、その一つであります外部登用の初任給についてお聞きをするわけでありませうけれども、この制度は部外の多くのジャンルから多彩な人材を登用することを目的としており、常に郵政事業の最前線に活力を注ぎ込んできた源ともいえるものであります。しかしながら、近年ではその初任給を初めとして、申し上げたような待遇や環境面での課題のゆえに、特定局長に推薦しても敬遠されるケースが出てきています。この原因というのはいくつかあるのか、ここが問題になるところでありませう。確かに、局長の職務は単に金額の多少によつてはかられるものではないと思えますが、能力的に受けた者であれば民間においてもそれ相応の報酬を受けているのもまた客観的な事実でありまして、郵政当局もそのあたりは留意をされていると思えますけれども、新たに外部登用をされた者で、民間にいたときの収入と登用の際の基準額とのギャップが大きいものは、現在の

制度の中では、本省まで上申させ基準額以上の査定をするなど、そうしたルールもある。しかし、これが大変に圧縮されたものであるということも聞いているわけでありませう。

そこで、こうした選考任用制度による部外任用者について、待遇面で今後いかに改善をされていくか、おつちのりなものであるか、特定郵便局の今後のあり方というもののいかなる改善をしていくか、おつちのりなものであるか、まずこの点、お尋ねします。

○白井(本)政府委員 先生たまたまお話しただきまして、特定郵便局長につきましては、いわゆる選考採用という制度をとっておりまして、大学、高校等の新卒者でなく、部外でそれそれ経験を積まれたような方を特定郵便局長としてお迎えできるような道を開いておるところでございますが、俗に言う中途採用でもございませうので、どうしても給与の面で、初めから郵政省の職員として勤めておった人にくらべて、給与を算定する場合に不利になっておったわけでございますけれども、それは部外の有能な方を特定郵便局長にお迎えするということがなかなか難しいということでありましたものでございませう。六十一年度、昨年度でございますが、一部給与についての制度の見直しを行いましたが、場合によれば、学校を卒業してからずつと郵政部に勤めておったような形で、部外での御経験というか、経験年数を給与を算定する場合に用いるようなことで多少制度を変えたわけでございます。

ただ、それにいたしましたとしても、部外でかなり高い給与を取られておられた方が特定郵便局長になったという場合には、やはり部外の場合の方が給与が高いという場合も、率直に言っていないわけではございません。したがって、給与が余り低いので有能な方を逃がしてしまつたというところがあることは避けられないので、できるだけ給与の改正というのには努めていかなければならぬと思えますが、他面、ほかの特定郵便局長さんとの給与のバランスというののも当然考えていかなければ

ならぬということでもございませうので、全体として特定郵便局長の給与のあり方という広い角度からこの問題を考えていきたいというふうに考えております。

○木内委員 後ほど触れるつもりでおりますけれども、地域社会における依託関係となつていたり、あるいは大変信頼や人望を集めている方が特定郵便局長さんになる、またそのために郵政業務も非常に円滑にいく、成績というののも充実をされてくる、こういう良循環があるわけですね。

しかし、それにしても随分と責任が大きいだけで、報酬面でもまだ不十分であるという指摘は、特定局長さんからはよくお聞きするわけでありませう。それで今答弁のありました、特定局長の給与のあり方という総合的なところから見て、今後改善、検討されていくということでありませうので、ぜひこれは要望するところでありますけれども、昨年十月に制定された特定局長の新俸給表、こうした特定局長の職務の特長というものを、果たして十分に勘案されたものになつていくのかどうか、またこの新俸給表作成のメリットが一体どこにあったのか、システムだけが異なつて、実質的にはこの御苦労の多い特定局長の十分な努力に報いるものになつていくのかどうか、この点いかがですか。

○白井(本)政府委員 特定郵便局長というのは、職務の特長性ということで考えてみますと、規模の小さい郵便局ではあるにしても、その局の最高責任者であるということも紛れもない事実でございます。それから、普通郵便局などのケースの場合とどういふ点が一番違うのかということになりますと、ある特定郵便局長に任命されたとき、基本的に異動というのをせずに、ずっと最後までその郵便局長の局長を務めるというところが普通郵便局長の場合と違つておるわけでございます。普通郵便局長の場合ですと、課長から局長になりますと、あるいは比較的規模の小さい郵便局から中規模、大規模の郵便局長になるのか、あるいは郵便局長の責任あるポストにつくとかい

ことを経ましてだんだんと昇任をしていくという形をとるわけでございますけれども、特定郵便局長さんの場合はそういうことがなくて、ずっと、大げさに言いますと一生その郵便局で郵便局長として務めるというところが一番違つておるわけでございます。

そういう点に着目いたしまして、特定郵便局長さんにふさわしい俸給表をつくるべきではないかというところはかねてからの懸案であつたわけでございますが、昨年、先生が御指摘のように、初めて特定郵便局長さんを念頭に置いた管理職の俸給表を独立させたところでありませう。ただ、率直に申し上げまして、昨年は特定郵便局長さんの俸給表を独立させるということにむしろ意味があつたと私は思うわけでございまして、事実上今までの管理者の俸給表と特になつたところが昨年出てきたということはないわけでございます。

と申しますのは、なかなか給与の改正というのは、あるところの厚くしようと思つと、その分別のところは今度薄くなるという宿命をどうしても持つておらなければ、制度の切りかえの段階ではかなり思い切つたことをしようということとは考えておりませう、実際問題としてはなかなかできないというふうな事情もございまして、とにかく俸給表を独立させるということだけを昨年は行つたということでございまして、今後は、先ほど申し上げましたような特定郵便局長としての職務の特長性にふさわしい俸給表に少しづつ、これは多少時間がかかると思ひますけれども、何年かをかけて、ふさわしい俸給表に直していきたいというふうに考えておるところでございます。

○木内委員 特定郵便局長の俸給のあり方に独立性を持たせるための新俸給表の作成であつた、こういうことですね。

何年かけてこれを改善していくということですが、その具体的なスケジュールはどうなつておりますか。

○白井(本)政府委員 率直に申し上げます、十年、十五年というふうな長い期間は考えておるわ

けではございませんが、民間の方々のいろいろなお話を伺ってみますと、やはり給与制度を直すときにはどうしても年数がかかる。その場合、民間の方々の話ですと、大体五、六年は給与の制度を直すときにはかかるというようにお話を伺うことが多くわけございまして、郵政省としてそういう期間をきちっとこの制度を見直していく上での期間として決めておるわけではございませんけれども、やはりその程度の年限というのはいかるとはならないかというふうに、これは私の個人的な見解とお受け取りいただきたいわけではございませんけれども、そんな感じを持っておる次第でございます。

○本内委員 それから、家族の従事者の問題でありますけれども、特定局は、今申し上げたように、地域性、人縁性を考えますと、職員は局区域内出身者や局長の夫人など家族職員を配置した方が本来の特性をより生かすことができる面がある、こう思います。特に夫婦で局員である場合、地域への浸透度は相乗効果を持って、言ってみれば非常にしっかりと足場を地域に刻み込める、こういう特徴、また効果があるわけですね。

家族による職員の配置につきましては、諸般の理由により、その取り扱いには近年非常に厳しくなっております。現在、局長の奥さんが局員で勤めている場合でも、主任職につけようとする場合、ほかの局への転勤を余儀なくされる。過去における、私は例外的だったのではないかと思いますけれども、ある種の事件のためにかえって特定局の特性を抑制せしめようという今の行き方に変わりつつある。これは再度洗い直し、検討する必要があるのではないかと、この点、人事部長からまず答弁をいただきたい。

それから、るる申し上げましたように、最後に大臣から、特定局が今日まで郵政の歴史の中で果たしてきた重要な役割、位置づけについての御認識を一言いただきたいと思っております。

○白井(大)政府委員 いわゆる家族従事員の問題でございますが、いみじくも先生からただいまお

話ございましたように、ちょうど十年前に私も大変苦い経験をいたしました。家族従事員であるがゆえに非常に大きな犯罪になったのではないかと、大変つらい経験を持っておりまして、そういうことを踏まえて、確かに家族従事員の問題についてはいろいろ慎重な取り扱いをするという方向で対処してきたところでございます。

ただ、私どもとしては画一的にこうでなければならぬとか、このような数字の場合にだめだとかいいとか、そういうことを決めておるわけではございませんで、一口に申し上げますと、やはりケース・バイ・ケースで考えざるを得ないと思っております。相互チェックという面からすると確かにマイナスの面があるわけではございますけれども、他方、ただいま先生のお話にございましたように温かさと地域とのつながり、あるいは局長と職員との連絡がしやすいとかいろいろな面でのメリットも確かにあるわけではございまして、その辺もあわせ考えながら、余り画一的な扱いではなくてケース・バイ・ケースで物事を考えていくというところをしていきたいと思っております。

○中山国務大臣 特定局に対する大変な御配慮の御質問をいただきました。一万九千ばかりの特定局、一日一兆円の国民総生産を稼いでおりまして、三百六十五日ですから三百六十五兆円の巨大な経済、動物にしたらその触手に当たるのが特定郵便局のような気がいたしておりますし、今も百十七兆円の郵便貯金と百一兆に及ぶ簡易保険の契約高を見ますと、これに役割を占めました特定局の大きさをいふのを郵政省に参りまして特に痛感をいたしておるような気がいたします。特定局の局長さん、人事院で許された選考という制度とか局舎の借り入れという、日本の郵便局というものは日本の組織の中で特殊な知恵を出した組織ではないかという気分で、特に局長さん方は地方の名士であり、今までは給与の問題よりも地域での名士としての、そういう人となりのつながりの部分に、金ではない、名譽で誇りを持っていただ

たことが今日までうまく来た理由だと私は思っております。日本の簡保の資金三十五兆円の中の三分の一は地方公共団体に引きまして、これが学校とか公民館その他公園とかそんなものに役に立つ財投に入っておりますし、また三分の一は中小企業金融公庫とか道路公団に回り、それからあと三分の一が外債の資金に運用されているというところでございまして、経済大国日本のそういう触手としての役割を今後とも果たしていただきたいという期待を郵政大臣としていたしておるものでございます。

それから、つけ加えておきたいと思いますが、先ほどのハイビジョン、これは郵便局でもハイビジョン貯金というのを始めておりまして、五十万円ぐらいで売り出されたときにできるだけ買いやすいようにという郵便貯金も始めております。特に一九九〇年大阪で花の博覧会がございまして、ハイビジョンと花博というの、花を世界に広げ、また花というものを本場に美しい画像で、高度映像化社会と申しますけれども、その始まりに大変適切なのが花の博覧会ではないかと思っております。六十五年の末には放送が始まるというところでございまして、できたら四月一日の花博開幕に合わせてくれないだろうかというお願いも事務当局に私はいたしております。

○木内委員 以上で終わります。

○塚原委員長 木下敬之助君。

○木下委員 まず最初に、N T Tに係る特例調停制度について二、三点確認しておきたいと思っております。

この制度は、N T Tが電電公社から株式会社に移ることによってそれまでの公営法のスト全面禁止の適用からスト権を持つ労働三法の適用される民間会社になるという大きな労働環境の変化がある中で、その間の経過措置でありまして、三年後に廃止という方向で検討する旨の参議院の附帯決議もなされている制度であります。この三年の期限も迫っておりますので、早急な決着の必要がある問題であります。

これはN T Tの問題ですからこの委員会でも取り上げていますが、たしかこの調停制度は労働省の所管だろーと思っておりますので、この見直しは労働省が責任を持ってやることになっていて、この点をまず確認しておきたいと思っております。

○渡邊説明員 N T Tの特例調停制度は労働省所管の労働関係調整法で規定されております。したがって、その見直しも労働省で準備をするということになります。

○木下委員 労働省は廃止するという方向で現在見直していると思っておりますが、間違いないでしょうか。

○渡邊説明員 この特例調停制度につきましては施行の日から三年後に見直しを行うものとされております。労働省では、立法当時の総理答弁等も踏まえまして廃止する方向で検討することにしたかと考えております。

○木下委員 検討したいというのですが、現在見直しの最中でしょうか。

○渡邊説明員 法律的には三年後ということですから、この四月一日以降検討に着手するということとでございまして、その検討に向けて現在準備を進めております。

○木下委員 三年後には廃止という方向で検討と、どこに点を打っていいので、三年後には廃止、その方向で検討するということなら、別に三

年たないうちに検討したら悪いという事は書いてないと思うのですけれども、こういう大事な問題はどんなに早急にやっつけたいと思います。もう間近な問題ですから細かいことは言いませんけれども……

この見直しの際のポイントとしていろいろなことが言われておりまして、総理も経営状況とか労使関係、技術革新性、国民の世論、評価とか国民生活とかいろいろなことを挙げておられますが、私はこの特例調停制度というのは大変負担の重い制度だと思えます。たしかストをするのに十日前に予告をする、この予告のときに規模等も、これは全部するかしないかはわからずに、労使の交渉もあるわけですから、いざというときにできるうちに相対的な範囲のことを設定してストの通告をすると思えます。この十日で話し合いが労使間でつかないストに突入することになるのでしょうか、この特例調停制度というところで労働大臣が判断なさるときに、そのストが行われると大変だということでもスト禁止ということもあるでしょうけれども、事前に規模等で、その十日間で話がかからないときに、ストに全然突入しないままにこれを発動して、ストをさせないままに調停していくということが可能だと思えます。しかも、この十五日の間に話がかかった場合に、そのままでいいいつでもストができるのかというところでもない。最初の設定等の仕方によれば、またもう一度十日前には予告しないとストに入れない。こういうことになりまして、その次のストに対してはもう一度この特例制度を適用してストが十五日間できないように発動することもできる。こういうふうに、運用の仕方では本間に、単なる十五日に限らない重い制度でありますし、まして総理大臣の判断による五日という緊急の場合をまた重ねて運用等をいたしますと、これは永久にストは行えないような枠をはめることが可能な、大変重たい制度だと思えます。これは労働基本権として、とてもそういっただことは許されるべきではありません。

ですから、私は、この見直しに当たって諸事情を判断すると言いつながら、経営状況とか技術革新とかいろいろなことはあるでしょうが、事の重大さ、物を判断するときの比重というときに、この制度がいかにか過酷な網をかぶせた形になっておるか。人間が住んでいくときに、刑務所のような、身近に屏があり、また個室等に入れられればもう外に出たくても出られないような厳重な網もありましても、幾らその町全体を自由に動けたとしても、その町の外に大きな網がかぶつているとしたらこれは大変な人権問題でございまして、民間の企業になったのですから、事の重大性を十分に判断して、どの問題をクリアできれば当然三年後は早急に廃止しなければならぬかというところを検討していただきたいと思います。

労働省、せっかくですから、いろいろなポイントがございまして、どの点を重要視してこの問題を判断、決着をしようとなさっておるかをお答えいただきたいと思います。

○渡邊説明員 特例調停制度は労使関係にかかわる制度でございまして、見直しのポイントもこの労使関係がどういうふうになっているか、また将来どういったものになるか、こういうことが中心になるのではないかと考えております。NTTは民営化されて三年たつわけでございますが、この三年間、NTTの労使関係は大変安定的に推移している認識をしております。こういった実情を踏まえながら見直しの作業をしたいと思っております。

○木下委員 その御理解があるのですから、答えはもう決まっていますと思えますので、一日も早い廃止が望まれますが、どうですか。ぜひこの国会でやるべきだと考えますが、その点はどうか考えますか。

○渡邊説明員 一つの制度の存廃にかかわる事柄ですから、やはりいろいろな方面と折衝しなければならぬという問題がございまして、したがって、ここで確約することはまだできませんけれども、できるだけ速やかに結論を得たいと考えております。

○木下委員 労働省からわざわざ御苦勞さまでしただけで、先日は伺いました。郵政大臣の所信表明に沿って御質問いたします。今まず、郵便事業について伺いたします。今後の見通しと需要拡大策をどのように考えておられるのか、伺いたします。

○田代政府委員 郵便事業につきましては、最近堅実に需要が伸びておりまして、ここ一年間の数字をとりましても物数で八%、売り上げで五%といった伸びを示しております。これは郵便に対する国民の信頼が戻ってきた、それに加えて私どもの職員一同大変な努力をして営業に励んだ、そしてその裏にはいろいろなサービス改善をしてきた、いろいろなものが重なってこういう結果になってきたのだらうと思えます。

私もどうしてもこの傾向をこれからもなるべく長く維持して健全な経営を進めたいと考えておりますが、当面考えております需要拡大策と申しますのは、例えば「ふるさと小包」を今いろいろ実施しておりますが、これをもっと使いやすく魅力のある商品を開発するとか、それから現在小包を郵便局で預かりますと、その行方を追うのに大変時間がかかりまして、これをコンピュータに入れますが、この秋にはこれも完成いたしました。お客からの問い合わせには瞬時に答えがでるようになったことも考えたと思えます。また、これもちょっとまだ実現の見通しは立っておりませんが、小包を自動的に引き受ける方法、ポストに入れば自動的に郵便局が預かるといったことも考えられないかといったような知恵も現在検討いたしております。そのほか、今度の法律改正にもお願いいたしました。そのほか、今度の法律改正にもお願いいたしました。そのほか、今度の法律改正にもお願いいたしました。

○木下委員 次は、為替貯金事業について伺いたします。

小口預貯金金利の自由化はますます間近に迫っている、こういう大臣の御認識のようですが、まさしく間近というのはいつごろのことを考えておられるのか、伺いたします。

○中山国務大臣 これはできるだけ早くしたい。だいたい。実は、ついせんだつても土曜閉庁を来年の二月から郵便局でもやろうという決断をしたわけでございますが、これも官民一体のムードがいやが上にも高めてまいりたいというそんな気持ちがありまして、一般の金融機関と歩調をともしながら何ともしてもその自由化に向けて歩みを進めてまいりたいと思っておりますので、相手のあることでございまして、できるだけ早くとこちらの希望を申し上げるにとどめたいと思えます。

○木下委員 そういふことにお伺いたしておきます。

それでは、市場金利連動型郵便貯金を早急に導入したいとの意向のようですが、これの方はいつまでに導入するおつもりなのか。また、これはたしかMMCというのだと思えますが、この導入には法律改正の必要があると考えておられるのかどうか、この点も伺いたします。

○中村(審)政府委員 預貯金金利の自由化につきましては、既に大口預金の自由化が相当の段階まで進んでおります。

大口定期につきましては、昨年の四月から預入単位が一億円というところまで下がってきておりますし、この春からは五千万という預入単位に引き下げられる予定でございます。

また、MMCにつきましても、既に昨年十月からは一千万の預入単位ということでございまして、この大口の預金の金利に引き続いて小口の金利の自由化を進めるといふ方針は決定しておりますので、大蔵当局と私どもも鋭意協議を進めているところでございます。その中では、小口の預貯

金利の自由化に当たりましては市場金利連動型に進めていこう、いわゆるM・M・Cの導入から始めようということでは意見が一致をしているわけでごさいます。私もそれとすればこの秋以降でできるだけ早く小口預貯金利のM・M・C化ができるように提案をし、協議をしている段階でございすが、現段階におきましては具体的な成案を得る段階に至っておりません。

小口の預貯金利のM・M・C化を図る場合に、郵便貯金法の改正が必要かというお尋ねでございすが、M・M・C化をするという事は、いわば利子のつけ方を市場金利、市場実勢を反映したものにしてという方法でございまして、特定の商品とかの改定が前提になるというものでもございせんし、そういった意味からは、郵便貯金の付利方法といえますか、利子をつける方法は法令によってできることになっておりますので、郵便貯金法の改正が前提になるものではございせん。

○木下委員 次に、来年度に住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金の改善を図りたい、このようにも述べておられますが、これはそれぞれ具体的にどのような改善することを考えておられるのか、お伺いいたします。

○中村委員 政府委員 住積の改善につきましては、五十万円まで積み立てをいたしますと住宅金融公庫から百七十五万円の割増し貸し付けが得られるというものでございすが、現在の制度では住宅の建設及び購入という目的のためだけにしか利用ができないという目的の縛りがございす。それを私どもとすればリフォームにも、住宅の改善資金としても使えるように積み立てができるように目的の範囲を広げようというのが一点。それから、現在積立期間が三年、四年、五年の三種類しかございせんが、一年から五年までの間で預金者の希望する月単位で積立期間が設定できるように弾力化をしようというのが住宅積立貯金の改正の内容でございす。

進学積立貯金につきましては五十三年の制度創設以来積立額五十四万円、それから国民金融公庫

から貸し付けを受ける五十四万円というものが全然引き上げられておりませんで、今日の入学時の資金需要等考えましてそれを倍額に引き上げよう、百八万円まで積み立てることができると改善をしたいというのが内容でございす。

○木下委員 次に、簡易保険・郵便年金事業についてお伺いいたします。時宜になかった新商品の開発に努める、このようにも言われておりますが、これは具体的にどのようなものを考えておられるのか、お伺いいたします。

○相良政府委員 国の大変大きな課題であります高齢化社会、そのために保険・年金事業といたしまして精いっぱい努力をしておりますというところとございすけれども、幸いにして昨年そのための商品の開発でありまして夫婦年金、夫婦保険を相次いで発売をいたしましたわけでございす。おかげさまで夫婦年金は八万件、夫婦保険は二十万件を超えるというようない好評裏に推移をしております。ところでございすけれども、今後におきましては財形貯蓄制度の四月からの改正等に併いまして、保険におきましてはそのための商品を開発して提供いたします。さらに、本年秋を予定しておりますけれども、不幸にして寝たきりあるいは痴呆症状を呈するような老人の方のための介護の保険を発売したいと考えております。また、今国会に改正をお願いいたしますとございすけれども、年金の一時払い等を内容といたしまして改善案をぜひとも早急に御審議をいただきますと思っております。またそのほか、サービスといったしましては、振替制度でありますとか特約制度等について改善を検討しておりますところとございす。今後とも利用者の方のニーズに合いますという商品を開発してまいりたい、このように考えておるところでございす。

○木下委員 その次に、大臣は郵政犯罪の防止について触れておられますが、この郵政犯罪というのは、部内で貴重品も扱っておりますが、部内での犯罪もたまにございす。それからまた現金輸送に近いようなものもございすから、部外から

ねられることもあります。二通り考えられますが、大臣はお取り上げになったときどちらに重点を置いて考えておられるのか、お伺いをいたします。

○加宮説明員 私ども司法警察権を与えられまして捜査の対象といたしております郵政犯罪の中には、ただいま先生のお話もございましたように郵政三事業に対して加えられます外からと内からの犯罪がございす。この犯罪は一時期四千件ほどございしましたが、その後減少いたしております。昨今では三千件前後実数はあるわけでございすが、そのほとんどと申しますか、九五%までは部外から郵政事業に加えられるいわゆる部外者の犯罪でございまして、この中にはいろいろ新しいタイプの犯罪もございまして、私どもとしましては非常に捜査に難渋をしております。そういう意味では私どもとしましては非常に仕事の中心となっておるわけでございすが、しかしながら、事業の信用を傷つけお客様の皆さんに御迷惑をおかけするということ意味では、部内者による不正行為、犯罪というものが何と申しましても私どもの重点でございす。私どもとしましては新年度の方針の中にもこれを最重点の方針として掲げておるところでございすが、その基本は、冒頭大臣が所信の中でも申し述べましたように、若干抽象的にはなりますけれども、職員の防犯意識の高揚と職場における管理体制の充実ということに尽きるのではないかと申しております。

○木下委員 その職場の管理体制の一層の充実ということですが、何か新しいことを考えておられますか。

○加宮説明員 防犯につきましては、何と申しましても犯罪を犯す人の面、そういう意味では職員も、職員の心の面、これが第一でございまして、今日不幸にも社会には遊興、ギャンブルそしてサラ金の普及というように犯罪の動機になるような現象もございす。また、私どもの職場と申しますのが御承知のように毎日のように多額の現金を全国津々浦々でしかも比較的身近な形で取

り扱っておりますために、それが意味では犯罪の誘因となるという心配がございす。そういう意味でまず第一はやはり職員の教育訓練、さらには生活指導と申しますか、そういうことを徹底してまいりたい。その上で、仮にそういう職員が万一出来心と申しますか魔が差すと申しますか、そういうような気持ちになりましたときも、職場においてきちんと検査点検とか相互牽制体制とかそういうものが守られているような職場にするということが、非常に平凡ではございますが基本ではないかと思ひます。そういう意味で、私ども従来からいろいろ施策をまいっておりますわけでございすが、従来からの施策にそれぞれ反省を加えつつ、今後とも部内者犯罪の一層の防止、根絶に努めてまいりたいと思っております。

○木下委員 次に、電気通信行政についてお伺いいたします。

郵政省ではテレトピア計画やいわゆる民活法に基づく施設整備事業等の地域情報化施策を積極的に進めているようですが、これまでの民活施設、テレコムリサーチパーク、テレコムプラザ及びレポートについて、それぞれの現状とそれらをどのように評価しておられるのか、お伺いいたします。

○塩谷政府委員 お尋ねのテレコムリサーチパークというものでございすが、これは電気通信の研究開発を促進する施設でございす。まあ研究所みたいなものでございす。それからテレコムプラザは、電気通信高度化基盤施設と言っておりますが、いろいろニューメディアを一堂に集めて一般の方にも御利用いただくという普及施設でございす。それからレポート、これは港でございまして、宇宙からの通信衛星あるいはそういうもののアンテナを設けました基地といひます。そういうものでございすが、いずれも郵政省所管の民活法の対象施設といたしまして、財政あるいは税制上のいろいろな支援措置を講じて整備促進を図っているところでございす。

こういったプロジェクトは地元の間企業あるいは経済団体、自治体などが主導してまゝとした整備計画を私も郵政大臣の認定を得て推進するものでございまして、テレコムリサーチパークがプロジェクト、これは京都の精華町にございす。それからテレコムプラザは四プロジェクトでございます。またレポートにつきましましては東京、大阪、横浜などで整備計画が進められているところでございます。

評価ということになります。こういった民活法の対象施設の整備は、これからの地域の情報通信の拠点といたしまして、よく言われます中央地方間の情報格差を是正いたしまして、地域社会の活性化を促進するものでございす。また、こういった施設整備にいろいろ投資することによって地域経済の振興にも資するということで、私もいろいろな地域の需要というものを承りながら整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

○木下委員 これからの施設としてマルチメディアタワーを考えているようですが、これは何を目的としたものか、お伺いいたします。

○奥山(雄)政府委員 最近における電波に対する需要の増大は著しいところでございす。特に大都市近郊では需要に見合った電波の利用を行ない得る余地が次第に逼迫してございす。

マルチメディアタワーといひますのは、そうした大都市地域並びにその周辺、さらには地方における情報化の進展から、電波の需要の一層の拡大を目的といたしまして、さまざまな無線のアンテナを一つに集合しようというのが基本的発想でございます。例えば自動車電話あるいはポケットベルあるいはマイクローエブ、場合によっては放送関係の無線局、防災行政無線等々何でもいっけですけれども、そうしたそれぞれの事業者がそれぞれに無線を立て、あるいは土地を確保することとは非常に困難でございすので、それを一カ所にまとめて共同の利益に資するものでございす。これも先ほど通信政策局長がお答え申し上げ

ましたテレコムリサーチパーク、テレコムプラザ等々と同様、やはり民活法の対象として今回税制上の特例措置あるいはN.T.T.の無利子融資等を講ずる道が開かれることになっておるところでございす。

○木下委員 次に衛星放送に關してお伺いいたします。

まず、現在衛星放送の受信世帯数はどうなつていますか。最新の数字をお聞かせください。

○成川政府委員 私どもが承知してございす二月末現在の数字で申し上げますと、約五十二万七千世帯が衛星放送を受信している状況でございす。内訳を申し上げますと、個別受信が十七万七千世帯で、共同受信が三十四万八千世帯、再送信という形でやっておるのはい千五百世帯ということになっております。

○木下委員 それは予想とかいろいろなことから、かなり順調な伸びですか。どういう御感想ですか。

○成川政府委員 昨年の七月にNHKが独自放送を始めた当時はたしか十四、五万だったと記憶しておりますので、それからいたしますとかなり急速な伸びを示しているとも感じております。

○木下委員 NHKの問題については、また別の機会に詳しくいろいろと聞いてみたいと思ひます。きょうは特に郵政省と関係のある部分を点々と衛星放送に關して御質問いたします。

先日BS2bにトラブルが発生したような報道がございしましたけれども、あれはどういうことか、お伺いをいたします。

○塩谷政府委員 衛星のトラブル、先生方に大変御心配をかけて申しわけなく思つておりますが、BS2bにつきましては、これは御承知のとおり昭和六十一年十二月の末から二チャンネルの試験放送を順調に実施してきておるところでございまして、昨年の末にBS2bでテレメトリーデータ、これは衛星の内部の状態を示すものでございまして、そういうテレメトリーデータが受信不能

となる現象が発生しました。これは衛星内部の電子機器でありますテレメトリーデータを送つてくるテレメトリーエンコーダーという機器を、それまで使用しておりましたA系からもう一つのB系、いわば予備系に切りかえたところとございす。

それから、今月の初めでございす。BS2bにおきまして、衛星の軌道制御などに使用します二次推進系の遮断弁という部分があるのでございす。その遮断弁付近のヒーターのサーモスタットの動作が不安定になったということで、その周辺の温度が通常のときよりも上がるという傾向が見られたわけでございす。それで三月六日にこの温度制御を、サーモスタットの自動制御から地上からの遠隔操作による手作業の制御に切りかえて運用を始めたわけでございす。

こういう二つの異常を生じた装置でございすけれども、これは電波を送信いたします中継器のようないわば衛星放送に直接影響を及ぼす機器でございまして、また、この後B系のテレメトリーエンコーダーが正常に作動いたしておりますし、二次推進系の遮断弁付近の温度制御も順調に実施されておるといふことで、結果的にはNHKが実施してございす二チャンネル放送への支障はないと判断してございす。

○木下委員 N.T.T.が独自の衛星を打ち上げ、通信に使用していく、こういう報道も見ましたが、これについて郵政省はどのように考えておられますか。通信・放送衛星の将来計画に何か狂いが生ずるようなことはないのか、お伺いをいたします。

○塩谷政府委員 せんだって打ち上げた通信衛星はさくら三号でございす。寿命が七年というところでございす。したがしまして、昭和七十年ごろになりますとこのさくら三号の後継衛星の打ち上げが必要になるわけでございまして、目下N.T.T.におきましてはその開発の進め方を検討中であるというふうに承つておまして、まだ方針は決めるに至っていない状況やに聞いております。

す。

それで、このさくら三号の後継衛星の開発につきまして、これは非常に大きな問題でもございすので、内閣総理大臣の諮問機関でございす宇宙開発委員会におきまして宇宙開発政策大綱という、これは宇宙技術の発展などに応じて五十九年に第一回の政策大綱を發表いたしました。その後、その後の状況に合わせて見直しをしようというところにあるわけでございすけれども、そういった政策大綱の見直し審議の場面を通じて、国がどういう関与をしていくか、国の関与の必要性あるいは通信衛星の開発に対するN.T.T.の役割などについて検討していく所存でございす。目下の予定ではこの大綱は六十三年度末に出される予定でございまして、いろいろその辺に向けまして、今先生おっしゃったようなこれからの通信衛星のあり方というような問題を議論していくことになるかとと思つております。

○木下委員 今後の衛星放送、ハイビジョンの普及、方針、施策についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○成川政府委員 衛星放送は全国を一波でカバーできるということから、同時に多数の受信者に放送できるものでございまして、また周波数帯が広く利用できることからいろいろな放送メディアが実現し得るわけで、例えばハイビジョン等々の、地上放送で実現できなかった新しい放送サービスも可能とする画期的なメディアというふうに私も考えております。多様化、高度化する国民のニーズにもこたえ得るものでございすので、その普及促進には努力していかなければいかぬというふうに考えておるところでございす。

一方、ハイビジョンにつきましましては、御承知のとおり現行のテレビジョンに比べまして走査線の数が倍余りでございすし、また送れる情報量が五倍というふうなことから、大変きめ細かい臨場感あふれる画面を送出することができまゝすし、またCD、コンパクトディスク並みの音質が期待できるといふことから、次代のテレビとして

大変期待されているものでございます。

私もいたしましては、これの普及促進に努めて、六十五年度に打ち上げられますBS3を使いまして、本格実用化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。先ほどもちょっと触れましたが、高度化、多様化する国民のニーズにもこたえられますし、内需拡大にも寄与するという観点から、今後とも普及促進に向けて、長期的な観点からいろいろな普及支援策を講じていきたいというふうに考えております。

○木下委員 衛星放送とかハイビジョンに力を入れるというのは大変結構なことだと思っております。しかし、さきに行われましたカルガリー・オリンピックのときに、NHKの放送がこの衛星放送の中継が中心だった、こういったことに世間の批判が大分ありましたようですが、この点について郵政省はどう考えておられますか、お伺いいたします。

○成川政府委員 NHKのカルガリー・オリンピック放送につきまして、視聴者からいろいろと批判があったということは私も聞いて承知しているところでございます。

NHKによりまして、総合テレビでのオリンピック放送時間は約七十一時間でございまして、そのうち生中継でやりましたのが十二時間というふうに聞いております。視聴者の要望も大変強かったということから、室内競技を中心に関心の高い種目についてはできるだけ生中継をするように努めたというふうにNHKから聞いていますところでございます。

放送番組の編集につきましては、先生御案内のとおり、放送法の規定によりましてNHKがみずからの判断で行うべきものではございませんけれども、NHKにおきましても公共放送としての立場があるわけでございまして、視聴者のニーズに的確にこたえる放送を行うように努めてもらいたい、そういう観点から御批判等を受けないような形でやっていただきたいというふうに私も考

えているところでございます。

○木下委員 これはNHKがと今言われましたけれども、私はかなり郵政省にも大きな責任があると思っております。

と申しますのは、今現在のNHKの衛星放送は試験放送ということでですね。ですから、試験放送ということでは郵政省としては一定の枠や指針やらを決めて許可を与えておられると思います。その許可の中で、今NHKがやっていることでありますから、おのずと衛星放送にどれだけお金がかかって、それが郵政省として衛星放送を試験放送として許可している範囲なのかどうかという判断が当然あつてしかるべきだと思います。

ですから、カルガリーのオリンピックは相当なお金を出して買って放送をしております。そのどの部分がどれだけ衛星放送で行われたか。これは今お金を取っているわけではありません、先ほど申しました五十二万。ある意味ではNHKのお金というものはみんなの受信料で賄われております。この配分をそれにかけてもいい、NHKの自由だというのは、衛星放送を許可しておる郵政省の言う言葉ではないと私は思いますが、どうですか、どういうおつもりで今試験放送をなさっているのですか。

○成川政府委員 先生御指摘ございましたように、現在衛星放送は試験放送という形でやっておりますが、これにつきましては放送衛星の継続性、安定性といえますか、そういうこと、あるいは衛星放送受信者の普及状態等々まだ見詰めなければならぬところがあるかと考えています。ですから、試験放送という形でNHKにやっていただいているところでございます。

私もいたしましては、衛星放送をできるだけ早く普及したいという観点、それは国民の高度化、多様化する放送に対するニーズにこたえるためにも必要であるという観点で、NHKの収支予算等に対する郵政大臣の意見にも、効率という観点に配慮するとともに普及促進に努めてほしいということを要望しているところでござい

す。したがって、効率的という観点からしますと、できるだけ経費はかけずに普及促進に努めるといふのは、なかなか難しい話かもしれません。そういう観点でおのずとその辺は考えてもらいたいと思っております。

先ほど公共放送としての役割ということを上げましたけれども、公共放送として視聴者のニーズ等を踏まえまして、適切に適正な範囲内でやっていただきたいというふうに御要望しているところでございます。

○木下委員 経費をかけずにできるだけ普及してほしいと言いますが、じゃ一体どういう形での衛星放送の普及を郵政省は期待しているのですか。今これが有料になるのだろうか、ならないのだろうかというところが非常に大きな関心を持たれております。その中で、郵政省は今できるだけ経費はかけずに普及してほしい、しかしNHKの方がこういうオリンピックなんかを一定のお金で買つて、その配分をどちらにするかNHKの自由で、これは経費をかけたことになるのかかけたことにならないのかをNHKの自由になさせておいて、普及した後の姿も郵政省としてはこれといったお考えもなく、普及が果たされればどちらでもいいとお考えなんですか。

○成川政府委員 お金をかけずにということではなくて、効率的に実施してほしいということではNHKに大臣の意見書で求めているところでございまして、それはある程度必要な経費は要るわけでございますので、それは当然使つていただかなければならぬと思っております。

それと本放送への移行の時期でございますが、先ほども申し上げましたように現在試験放送でやっておりますけれども、受信機の普及状況とか視聴者の要望、それからBS3が後継機として考えられているわけですが、それへの継続性といえますか、そういうものもろの要素を考え、あるいはNHKの意向等も勘案して本放送にしていきたいと思っております。

現在試験放送ですからかなり安くできているわけでございますが、本放送になりますと、いろいろと外国からの番組の購入等々につきましてもそれに見合った経費を必要とするわけでござい

ます。そのために、まず第一にはNHKの効率化によつてやっていただかなければいかぬとは思いますが、将来的には状況に応じて受信料体系全般を検討する中で考えていかなければならない課題というふうに考えております。

○木下委員 本放送のことを私は聞いたんじやなくて、あなたが普及を望んでおられるというから、その普及は有料のもので期待しておられるのか有料じゃないものを期待しておられるのかということをお聞きしたのです。

今のお話を聞いておると、余り明確には言われませんが、そのお金を先で取るようになる可能性もあるし、それを取るも取らないもNHKが決めることだ、こういうふうにもとれたのですが、今の試験放送の免許を与えて普及を願つておる郵政省は、その先有料になるかならないかもNHK任せなんですか。幾らかは何か明確な、今普及しようとしてしかもこれだけお金をかけてやっておる、これは明確にかかっていますよ、普及のために。そういう形の中で普及していつて、その結果有料になるかならないか、どちらでもいい感じ、今のNHKのやるのを眺めておるというのが郵政省の姿勢ですか。もっと明確なものがあつていいんじゃないですか。

○成川政府委員 ただいま申し上げましたように、いろいろな要素を考えまして考えているわけでございまして、受信料を取るか取らぬかという問題と本放送として免許することとは別の次元でございまして、本放送になったからといって直ちに受信料を、衛星放送受信料というふうな特別なものですが、離視聴の部分につきましては本放送になれば料金という問題が、現在の地上でやっております受信料と同じ料金が取られるということになるわけですが、私もいたしましては、総合的、全般的に考えまして、その衛星受信料というものを取るのかどうかということも含めまし

て、受信料全体の中で考えていきたいということ
でございませう。だから、NHK任せにしておる
ということではなくて、NHKの意向等も一つの要
素として考えながら総合的に検討していきたい
ということでございます。

○木下委員 私が生かして上げている質問は、カル
ガリー・オリンピックのときに衛星放送がかなり
中心でみんなの批判があった。これは自分たちで
お金を払っておるじゃないか、そのお金でカルガ
リー・オリンピックの放送権を買って、その中
での配分がほんの少数の人たちの衛星放送の方に
比重を大きくしたということ、これに対する批判
があった。そのことはお認めで、そして、将来の
本放送になることそのものは料金は関係なくて
やっていく、料金を取るか取らないかはその先、
全体で考えることで、本放送になるかならないか
は料金ではない、私は、NHKがカルガリー・オ
リンピック等で衛星放送にどうするか、そう
いう内部の配分はNHKの問題だとお答えになり
ましたから、これは内部の問題にしているとい
いますか、今の試験放送の中で衛星放送をどん
どん宣伝していく、これが将来有料になるかならない
のかかわらない中でこういう普及の仕方をして
いて、それをどう配分にするのかはNHKの
自由だ、こういうことで本当にいいのですか、そ
ういうことをもう一遍聞いておるのです。

○成川政府委員 放送番組の編集のことにつきま
しては、先ほど来申し上げておりますように、放
送事業者の自由でございますが、考えにゆだねら
れておるところでございます。それに幾ら使え
とかというふうなことは私も差し控えておる
のでございます。ただ、私どもは差し控えておる
のでございます。

それで、ちょっと前に話に戻って恐縮なんです
が、試験放送の段階で料金を取るといふことはあ
り得ないわけでございますが、本放送になったか
らといって直ちに受信料を取るとか取らぬとかと
いうことに結びつくものではないということでお
答え申し上げますので、さつきちょっと
誤解いたしますか、私のしゃべり方が悪くて違っ

たふうに受け取られたら訂正させていただきます
と思っております。

結論から申し上げますと、公共放送としてNH
K自身が考えていたございまして、普及促進とい
う立場から適切な範囲内で費用をかけて、効率的に
普及促進に努めてほしいというのが私どもの要望
でございます。

○木下委員 私、もう一遍はつきり言います。も
うきょうは時間がなくなりますが、またこの次
の機会に話させていただきますと思っております。今
試験放送なんですよ。だから、これが本放送に
なるとその番組編成はNHKの自由だということのな
らわりますが、試験放送で許可して、本放
送になったらどういふ形になるのか、有料なのか
そうじゃないのかも明確でない中で、現在国民か
ら指摘があるように、過大な投資をしているとい
う批判がなされて、衛星放送にあんなにカル
ガリー・オリンピックのあれをやらねば。だから、
それが番組編成だけだということ見方は、試験放送と
してやっておる中にそんなに国民から批判を受け
るようなお金のなかった番組編成をするというこ
とは、やはり郵政省として一言あつてもしかるべ
きだと私は思います。もうそれ以上は何も答えぬ
でしようから、あと時間もありませんから、次の
ことに参ります。

電気通信分野における国際社会への貢献として
「米、EC諸国等先進各国との二国間定期政策
協議を初め、国際電気通信連合等各種国際会議へ
の積極的な参加を通じて、標準化など国際協調を
図る」という考えも述べられておられますが、こ
れは具体的にどういふことを考えておられるの
か、お伺いいたします。

○塩谷政府委員 国際化という視点は、これから
それなしでは済まされない大変重要なポイントで
ございまして、先生のお尋ねの点、具体的に申し
上げますと、まず二国間の定期政策協議をやつて
おります国はアメリカ、イギリス、カナダ、西ド
イツ、フランス、ECでございます。この場でそ
れぞれお互い自分の国の高度情報社会の構築です

とか電気通信の標準化政策あるいは技術開発政策
などについて情報、意見の交換をやっておるこ
ろでございます。

それからITU、国際電気通信連合の場でござ
いまして、そこでは電気通信技術の国際標準化活
動、電波、静止衛星の軌道の有効利用の調整、あ
るいはこれも重要な問題でございますが、開発途
上国に対する技術協力などを行っております。こ
れが国はITUのあらゆる活動に協力しているこ
ろでございます。

もうちょっと細かいあれになりますけれども、
国際会議におきまして技術的に高度な内容の提案
をしているということと、国際会議におきま
す調整の役割ですとか、あるいは技術協力への専
門家を派遣したりセミナーを開催したりして貢献
をしているところでございます。

○木下委員 標準化等も考えておるようですが、
これは何か差し迫って標準化の必要を感じている
ものがございませうか。

○塩谷政府委員 標準化ということにつきましては
は、これはいろいろ通信が世界的に広がっている
ということと、その重要性が高まっているわけ
でございますけれども、ISDN、これからのいろ
いろな情報、電話ですとかファクシミリ、文字、
音声、みんな一緒に運んでしまふ、そういうIS
DN網ですとか、あるいはOSI、これはいろい
ろな通信システムがみんなつながるようになり、そ
してネットワークが広がるという、そういう開放型
のシステム間相互接続、これをOSIと言つてお
ります。そういう関連につきましての標準化、
一種の通信方式のやり方ですが、操作の手順です
とかそういうものを共通したものにして、お互い
孤立したネットワークでなくて広がるネットワー
クづくりをやっていく、こういう標準化作業の国
際標準化を早急に行う必要があるというところで
ございまして、国際電気通信連合の内部組織でござ
います国際電気通信諮問委員会、CCITTなど
で国際標準化活動へ貢献しているところでござ
います。

それから、日本の国内の標準化につきましては
も、推奨通信方式、これをみんながやっていると
ければよろしいということでお勧めする通信方式
の充実、あるいは民間で標準化を進める機関
でございます電信電話技術委員会などに対して支
援を行っておりますけれども、なおこの標準化の
時期あるいは重要度につきまして、現在、電気通
信技術審議会において審議しているところでござ
います。

〔委員長退席、田名部委員長代理着席〕

○木下委員 大臣はまた、国際問題として、開発
途上国の電気通信の整備に積極的に協力していく
と述べておられますが、この点、具体的にどう
いったことをなさるおつもりか、お伺いいたしま
す。

○塩谷政府委員 先生おっしゃいますとおり、こ
のポイントもまた大変重要でございます。開発
途上国、これは私も従来から専門家の派遣ある
いは研修員の受け入れなど、国際協力を実施して
きていますところでございます。それから、通信
あるいは放送プロジェクトが具体化しつつある国
に對しまして、調査団を派遣して助言などをして
いるところでございます。

それから、今のISDNも、アジア全体におき
まして先進諸国に負けず劣らずこれをつくること
が必要でございますので、アジア地域におけるサ
ービス総合デジタル網構築のために国際共同研
究をやつていくということと、六十一年度から実
施しております、六十三年度も引き続き実施し
ていく予定でございます。

それから、六十三年度新たな施策として、開発
途上国の電気通信分野の人材養成を図るために、
コンピュータの端末を利用した自主訓練システ
ム、CAIと言っておりますが、これはコンピュ
ーターを使って勉強していただく、コンピュータ
で現地でやつていただくので、そういう勉強
のマニュアルみたいなものを送れば自然と技術
が身につく、そういう自主訓練システムを開発す

定でございます。こういったことを通しまして、国際協力をさらに推進してまいりたいと考えております。

○木下委員 時間も大分来ましたので、最後に電気通信事業法の見直しについて一、二点お伺いしたいと思います。

電気通信事業法では、附則第二条に「政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と明確に書いてありますが、大臣は「必要な措置について検討してまいらる」とだけしかお述べになつておられません。検討するというだけと措置を講ずるのでは大変大きな開きがあると思いますが、どのようになさるおつもりか、お伺いをいたします。

○奥山(雄)政府委員 事業法附則二条はただいまお読み上げになったとおりの表現になっております。施行状況の検討は私も昨年の秋から既に着手いたしました。三月末を目途に精力的に作業を進めてまいりました。電気通信審議会にも講ずべき措置等について諮問いたしました。去る三月十八日に講ずべき措置について具体的な提言がございました。所信の中で検討すると表現されておりますのは、この所信表明が行われました時期が三月十八日以前でございましたのでそういう表現にとどめさせていただいておりますが、三月十八日の答申を受けて、私もどなたもいたしましては法律改正は現時点では行う必要がないという考えでございます。

その他、法律以外の事項といたしまして講ずべき措置が多々答申の中にも盛り込んでおりますので、現在私どもはこれに基づいて検討いたしまして、省令で措置すべきものあるいは指導通達等を出すべきもの、運用上で措置すべきもの、場合によっては立法措置を次期通常国会以降検討すべきもの等々振り分けまして、具体的に検討してまいるといふ運びになっております。

○木下委員 電気通信事業におけるNTTと新規参入各社との公正な競争ということが言われます

が、大臣はこの公正な競争ということについてどのような考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。公正といつても、ただ全く同じ条件であれば公正なのか、いろいろ言われておりますので、どうぞその点を踏まえて御答弁をいただきたいと思ひます。

○中山國務大臣 NTTという五兆七千億円の売り上げのある日本一の会社でございます。それを、電気通信関係の自由化ということで新規参入を認めたわけでございますが、第一種が三十三社、第二種が五百社を超えるということでございます。かなり実力に差があるものですから、その辺を新規参入の方々には育成を願うような基盤をつくるということ、今その見直しの話に關しましても、新規参入の方々も三年という日時をあっという間に過ぎされておるものですから、もう少し余裕を持って見直しを行つて、新規参入の方々も立派に育つていかれて、NTTという大きな基盤を持つ、六十年の四月までは電電公社という國家の一つの機関でありましたものが民営化されたわけでございますので、その公正な両立ができませんような育成を郵政省がいたしたい、そんなふうに考えております。

○木下委員 それでは最後に、電波行政の新しい問題として不要電波問題について触れておられますが、これは現在どういったことが問題になっておるのか、そしてまた、こういう電波を出す方と受ける方のどちらに對策をする責任があると考えておられるのか、お伺いいたします。

○奥山(雄)政府委員 近年のエレクトロニクス技術の発展あるいは電子機器の普及に伴ひまして、不要電波を放射しやすい機器が社会の各層に非常に普及してございます。また一方、LSIとかICといったような電波の影響を受けやすい機器の方も非常に普及してございますので、それらが相乗効果を起こしまして、最近非常に大きな問題を起こしております。

具体的問題といたしまして、例えば突然旋盤が動き出して人命に損傷を与えた例とか、あるいは列車の制御無線に影響を与えた例といったものが報告されております。これは放置しておけないということで、郵政省といたしまして昨年以来、不要電波問題に關する協議会を設けました。その中で關係のメーカーあるいは学識経験者、ユーザーの方々に非常に幅広くお集まりいただきまして現在その對策を検討しておりますが、受ける側、出す側どちらの規制をというお尋ねでございますが、これはやはり両方の側に責任があるものと私も思っております。ただ、出す方につきましては、電波法等の規定によりましてある一定の規制が既にでき上がっておりますが、電波を受ける側、受けやすい機器が普及しているにもかかわらず、受ける側についての状況がほとんど把握されておられませんので、これからまずその障害の實際を詳細に把握すると同時に、その障害の實際關係の把握あるいは測定方法等について精力的に研究を進めてまいりたいと思つております。

○木下委員 終わります。

○田名部委員長代理 松前仰君。

○松前委員 いろいろな省庁の方をお呼びいたしましたので、最初に、最初にもちの關係の質問をやらせていただきます。

「田名部委員長代理退席、委員長着席」
最初に、全世界的な海上における避難・安全制度、GMDSSというのがありますけれども、これについて御質問させてもらいたいと思ひます。これは国際海事機関、IMOがITUと一緒にたつて新しい避難・安全制度の確立のシステムをつくるのだというところでずっと今作業が進められておるわけでございますが、これは衛星通信、デジタル通信という通信技術を駆使するということで郵政省も非常にかわり合ひが深いわけで、この間お話を伺いましたら、海上保安庁と一緒に検討なさつておるということでございますので、この辺について御質問させてもらいたいと思ひます。

これについてはSOLAS条約でいろいろなことが書いてございますけれども、そのほかに國際電気通信条約ですね、この改正が必要だということ、この辺についてもう既に郵政省の方で國際的に活動なさつておられて、去年の十二月ですか、主管庁會議が開かれて改正された。周波数の分配とか通信の系統というもののついでに改正されたというのを聞いておりますが、郵政省はこれについてどういった検討結果に基づいてこの國際會議に臨み、どのように主張したのか、簡単に答えていただきたいと思います。

○奥山(雄)政府委員 GMDSS、グローバルマリタイム ディストレス アンド セーフティ システムですが、というのは、その名前のとおり、全世界的に新しい通信技術を駆使していかなる海域においても避難警報が陸上の關係機関あるいは付近航行中の船舶と通信ができることを目指した画期的な制度でございますので、私もどなたもいたしましてその導入につきましては前向きに作業を進めてきております。

先ほどお話がございましたように、昨年の國際會議におきまして周波数あるいは運用手順等につきまして國際的な合意がなされました。その結果、さらに若干の今後の手続がございますが、一九九〇年の早い段階に導入することが決定されておりますので、郵政省といたしましてはその円滑な導入に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

○松前委員 このシステムについては海上保安庁がシステムの検討をされておると思つておたつたのでございますが、いろいろお話を伺いますと、郵政省もこのシステムにおきましては検討を非常に深くなされておるということでございます。そこで、今關係の方々からいろいろ問題点が起つてきておるわけなんです、新しいシステム、確かに画期的なシステムであつて、これが非常にうまく運用されれば確かに将来の避難についてまねばなくカバーできて非常にいいシステムということになるかと思ひますので、私どもが考えたのは大分違つてございます。

例えば、今五百キロヘルツの遭難通信、こういうものがあるわけですが、この遭難通信をやめてしまおうという形で行進しているというのを聞いております。そうなる、これは今現場で働いておられます人たちの話から聞きますと、この五百キロヘルツというのは非常に融通性のあるシステムである。それは単純でございまして、どんな応答が即応できる、即応システムといいますが、それに内容も場合によって自由に変えていけるというように格好であるわけでありまして、非常にきめ細かい対応がこの五百キロヘルツではできるといふことなんです。

このシステムを要する全部衛星とかコンビュターとか、どういうシステムが私よくわかりませんけれども、地上で全部管理するというような体制になるようございまして、地上に全部持っていてそれで総括的に管理するようになります。コンビュターも駆使するのしょうがいろいろな介介が入ってくるわけですね。そういうシステムに変わるとなると融通性がなくなるのじゃないか、そういう点が大変心配されておるのでございまして、五百キロヘルツの、従来の方式の問題点というのは一体何なのでしょうか。その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○奥山(雄)政府委員 伝統的に五百キロヘルツの無線電信というのが長い間遭難通信の主流とされてまいりました。これは事実でございます。また、電話ではいわゆる二二八二というのが定着しておりますが、これは今日のような全世界あらゆる海域に、我が国もそうでございますが世界各國の船舶が行き交うような状態になった場合には、やはり現在の電波法の建前上あるいは国際条約の建前上さまざまな制約がございまして、また五百キロヘルツというものの性格上、電信特有の使いづらさというのがあることも事実でございます。

そうした伝統的な、いわゆるある特定の人士に限定された範囲内のものでこれをウオッチして遭難救助活動を行うというシステムよりも、やはり陸上と海上とをグローバルにいいましよう

か、網羅的に料合いたしまして、いつでもどこにいてもだれかが必ずキャッチできるというシステムを、現在開発されつつある技術も含めて、これを総動員しようというものでございまして。

○松前委員 SOLAS条約の改正がことしの十月から十一月にあるわけでございますけれども、これに臨む態度、いろいろ運輸省の方にも陳情が行っているのじゃないかと私は思いますけれども、運輸省の方いらっしやいましたら、これに対する態度をちょっとお答えいただきたいと思います。

○高野説明員 先ほど郵政省の方からも御答弁いただきましたのと同様の趣旨になるわけでございますが、現在の船舶遭難・安全通信につきましては、モリス信号による船と船との間の通信を中心としたシステムでございまして、GMDSSは衛星通信技術等を駆使いたしまして、遭難・安全通信を世界のいかなる場所からも陸上の捜索救助機関に通報させることができるようにするとともに自動化を実現しようとするもので、海上安全及び捜索救助活動の有効性を向上させるものとして企画されております。

GMDSSはIMO、国際海事機関でございますが、十数年来検討されておりました、今秋の条約改正会議にて正式に導入が決定される運びとなっておりますが、運輸省といたしましては、先ほど申し上げましたGMDSSの目的と趣旨が的確に実現されるように対処していきたいと考えております。

○松前委員 いろいろなことが問題点として挙がっております。恐らく御承知だと思っておりますけれども、国際会議の中でこの新しいシステムというのの検証されてないというところでございまして、今のシステムと同じくらい頼りになるかどうかという検証がなされておらない。また、この新しい技術が本場にうまく遭難救助に役立つかどうか、そういう検証もきちっとされておらないというように、その他もろもろ国際会議の中でも問題になっている。ちょっと考えてみてい

るような問題点があるのです。

例えば、衛星を使うとなれば衛星のトラブルのときどうだろうか。それから衛星でも、私何を使うかよくわからないのですが、COSPAS/SARSATというのですか、そういうソ連とアメリカの衛星を使うのでございまして、これは極軌道衛星ですね。そうするとこれは見える時間というのは六時間に一回ぐらしか見えないのじゃないか、そんな感じがするのです。そんな問題もある。そうすると即時に遭難救助体制に入ろうといたって時間がたたなければ遭難救助できなくなるかと、いろいろ問題点があるわけですよ。五百キロヘルツだったら即座にできる。ただし近い、距離が到達しないというのだけれども、時間がたないです。それから問題点を申し上げますと、距離が遠くなければいけません。船と救助との間は絶対なれない。なぜかというに近い救助というのは早くやらなければいけません。もう一つは、救助というのは、なれたシステムでばばばんできなければならぬということですね。緊急の場合です。今までやってきた方法でばばんできなければいけません。それが救助の第一歩だと思ふ。そうすると先ほど申し上げましたようにハードの問題もいろいろ心配があるし、それから使い勝手、これについても全然検証がされていない、テストもほとんどやっていないというように、使う方の人にとってみればこれは非常に心配なんです。

ですから、時間がありませんでここで私が言いたいのは、テストというものの、検証というものをしっかりとやらせてもらいたいということ、もう一つは、五百キロヘルツシステムは全く新しい方向で今行っているのですか、これは全く新しい方向で残してほしい。それをきちっと残しておかないと、新しいシステムにばばば移ってしまつたときに遭難救助体制に入つて全然使えなくなつてしまつたということでは困るので、この五百キロヘルツシステムというのを残すということをS

OLAS条約改正のときの国際会議で主張してもらいたい、そういうことなんです。その辺どうですか。運輸省の方、御意見を伺いたい。

○高野説明員 GMDSSで使用されます機器の信用性について不安があるということで御質問がなされたと思いますが、GMDSSで使用されます設備は、インマルサットの通信設備またはVHFとかMFの通信設備等の、既に実用化されて現在その有効性が確認されているものが大部分でございまして、新たに導入されようとしているものは衛星系のEPIRB、それからレーダー・トランスポンダーでございまして、この新設備の有効性につきましては、各国における実証実験が既になされておりました、IMO等におきまして分析されて国際的にもその有効性が十分に確認されているものでございまして。

○松前委員 運輸省の方、世界的にヨーロッパとかそっちの方で恐らく実験して検証されたと思うのです。これは立派ですよ、ヨーロッパの方はそれをもとにしてやっているんだから。日本はやらないうでしよう。日本はどうしてやらないのか。だから、日本の船にタッチされる方々は非常に心配だと言っているわけですよ。日本でそれを率先してやればこんなことは起こらなかつた。ところが、外国が言ってくるからしょうがないやという形で今やっているというのが非常に問題があるということなんです。

ですから、これから一九八八年、ことしの秋です、SOLAS条約の改正がありますから、十分現場の人たちの意見を酌み取って、それでこの改正に当たって主張するべきところはきちっと主張して、これは恐らく国際的にも私がさっき言ったことはみんな賛成するんじゃないかと思つたので、十分現場の意見を酌み取ってやっていただきたい、そのようにお願いしたいと思つた。答弁は必要ないですから、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。次は防衛庁の関係です。OTHレーダー、また

また持ち出すのですが、今の運輸省の関係のものとも関連があるのでございますけれども、今の運輸システム等についても短波帯を使うというようにあるわけでありまして、システムが複雑でよくわからないのでありますが、その短波帯を使うとなればOTHレーダーの妨害は当然出てくるであろうということでございます。ですから、その点についてちょっと御質問させていただきたい。

郵政省、OTHレーダーの妨害、OTHレーダーと限定はできないのかもしれないけれども、らしきものの妨害というのは現状はどうなっておりますでしょうか。

○奥山(維)政府委員 広く短波帯に妨害を与える、いわゆるウッドベッカーノイズというものがOTHレーダーによるものかどうかは私も確認できておりません。したがって、OTHレーダーによる障害の現況はどうかという御質問に對しましてはお答えしかねるわけでございまして、ウッドベッカーノイズそのものの現状ということでございまして、昭和五十六年ごろから混信の申告がございまして、先生も以前実物をここでお示しになりましたけれども、ファクシミリが真っ黒になっているような事例も現実にございました。

その後、やはり今日に至るまで同様なノイズは出たり消えたりといましようか、発生しております。これまでの調査結果を分析いたしますと、電波の到来方向からいたしましてソ連邦の方向であると推定されますために、五十九年と六十年、二回にわたりまして混信排除の協力要請をしてきたところでございます。また、一昨年六月にバンクーバーで世界通信大臣会議がございました、当時の郵政大臣が出席されました。その席でも、ウッドベッカーノイズについては国際協調によつて関係各国共同でこれを排除しようではないかというように呼びかけたりしたところがございます。

らは前回の照会に對しましては、自分の方はきちんとした、いわゆるITUの条約並びに規則にのっとった運用をしているという回答でございまして、また、二回目のこちらからの問いかけに對しましては今のところまだ返事をいただいております。

○松前委員 外国との問題も非常に厳しいものがあるのですが、我が国でOTHレーダーの予算、調査費が計上されているということなのでございますけれども、今郵政省の方からお話がありましたように、郵政省の方も非常に苦労している。OTHレーダーかどうかかわらないと言われけれども、これは技術者の専門家の論文にも出ていますから、あれは明らかにOTHレーダーということになるわけなんですけれども、こういうような問題が起きている中で防衛庁はこのOTHレーダーを配置しようという考えを持っている。しかも、これをどこに置くかということについては、いろいろうわさで聞けば硫黄島あたりである、そしてそれを全部北側に向けているのですから、日本全土がこの電波の妨害を受ける中に入ってしまうということなのでございます。

防衛庁、こういうように郵政省が苦労している中で防衛庁はこれを一体どういうふうにとめていらっしゃるのか。

○森田委員 防衛庁で現在調査をしておりますOTHレーダーは、先生御存じのとおり六十二年度は六百万円というところでアメリカにおけるOTHレーダーの開発状況の調査などを実施いたしました。それから六十三年度は、硫黄島におきます地殻変動とか地熱、こういったものの調査のために三千六百万ほどの予算をお願いしております。

それで、昨年アメリカに調査団を派遣しまして、アメリカ側の実情を調査いたしました。アメリカでは現在、東海岸、東方に向けて三基、太平洋の西の方に向けて三基、南方に向けて四基、それからアラスカに二基、計十二基、これは空軍型といっておりますが、これの計画を持っており

まして、逐次配備を進めております。海軍型が現在プロトタイプの実験中でございますが、調査団はそれら現在使用しているOTHレーダーについて調査をいたしました。

その結果、米側からの調査の結果によりまして、現在までのところアメリカにおいて民間からは電波干渉に関する苦情というものはまだ出ていないというのを聞いております。それから、調査チームが直接通常の短波受信機を持って実験をいたしました。その際、いわゆるウッドベッカーノイズというのは発生をしておりません。

いずれにいたしましても、OTHレーダーを実際にどこに置くか、あるいは実際に導入するかどうか、まだこれからの問題でございますが、それ際にしては郵政省とも十分協議をいたしまして、民間に被害が及ばないように注意をまいりたいと思っております。

○松前委員 アメリカの調査でいろいろ妨害がないというようなことがあったという話でございまして、けれども、アメリカの電波事情というのを御存じないからそう言っているのかもしれないと思っておりますが、十分調べてもらいたいと思っております。

それから、妨害のない、ウッドベッカーノイズの起こらないOTHレーダーというものが大体存在するならば、その原理を教えてもらいたいのです。防衛庁としては明らかにしてもらいたい。じゃないと、これを納得する人はほとんどいないです。妨害のないOTHレーダーというのは、民間に妨害を与えないというお話でございまして、けれども、この電波については、軍事ですから、その周波数がわかってしまふといかないから周波数がほとんど逃げない、あちこち移動するという性格のものでございまして、いろいろなところに妨害を与えるという性格もございまして、いろいろなことがございまして、このOTHレーダー、とにかく日本はさらに非常識なんですね。アメリカより非常識でありまして、硫黄島から北へ向けて、しかも日本全土を覆うようなこう

いうシステムをつくらうと考えているというのはとんでもないことでございまして、これは電波行政上もびくびくするようなことをやっているの、防衛庁としては考え直していただきたい、こういうものはつくってもらいたくない、そのように思う次第でございまして。

これについては、民間から言わせればこのOTHレーダーの周波数を公開しない、こういうことなんです。防衛庁さんはこれができたときにはちゃんと周波数を公開して日本の電波法の規則にのっとって運用されますか。

○奥山(維)政府委員 電波法の解釈の問題でございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

自衛隊が使用されます無線設備のうち、レーダーと移動体以外のものは電波法二十六条、先ほど先生がおっしゃいました周波数の公開の規定が適用されますが、レーダーと移動体の無線設備を使用する場合には自衛隊法百二十二条第一項が適用されるものと考えております。つまり、百二十二条第一項は、電波法の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許云々に関するものは、「自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。」というように規定は排除されるものと考えております。

○松前委員 今のは自衛隊法でしたか、だから私も私は指摘したのですけれども、それは向こう側からの一方的なもので、郵政省の方は逆にあつちの方にこういうことが書いてあると言ふことは、たしか一つも電波法に書いてないはずなんです。ですからここに矛盾が起きているのです。法律上にも、そういう点がありますので、この矛盾を利用するといふことはけしからぬことですから、これはまた将来たまたまにいたしまして、OTHレーダー、もっともつとやりたいのですけれども、時間がございせんのでこれで終わらせてもらいたいと思ひます。ありがとうございました。それから通産省いらつしてございまして、

—これはお呼びするほどじゃないのですが、今、高品位テレビジョンにかわるものとしてEDTVというのがあるのでしょうか。これは郵政省の方、どういふ計画になっておりますか、教えていただきたいと思ひます。

○成川政府委員 EDTVでございますが、これにつきましてもは現行テレビジョン方式を送信側と受信側を一体となつて改良することによつて画質の改善を図るものでございます。現在、電気通信技術審議会にかけまして審議をしていただいておりますが、六十三年度中には報告をいただけるのじゃないかと私も期待しているところでございます。

○松前委員 今審議中ということなんで余り多くは申せないような感じになってしまひました。これを導入しようということになってないから何も言えないけれども、導入しようとした意図といひますか、これは一体何でしようか。

○成川政府委員 最近テレビの大型化といひますか、大型テレビに対する一般の視聴者の需要がかなり出てきておりますし、また一方、高画質のテレビに対する視聴者のニーズも大変増大しております。ゴーストを解消してほしいというような期待もかなり高いと考へております。

EDTVは現行テレビと両立性がある中でこれらの視聴者のニーズにこたへるものでございまして、また放送事業者も、送信側の措置が必要でございまして、放送事業者もEDTV開発あるいは導入に熱心でございまして、現在いろいろな施策といひますか、EDTVの愛称を求めたりなどして国民に対する理解を求めているような状況もどうかあるところでございまして、従来のテレビでも従来どおりの画質が得られて、両立性があるもので、EDTVですとより高い画質、良質な画質が得られるということございまして、視聴者の選択の幅が広がるという観点から、視聴者のニーズにもこたへられるものじゃないかという観点から、私も早期に実用化を図りたいということで電気通信技術審議会に現在諮問いたしまして検討

していただいているような次第でございまして。

○松前委員 通産省の方にちょっとお聞きしますけれども、このEDTVに通産省は恐らく関係があるのじゃないかと思つてお呼びしたのですが、通産省としてはこのEDTVが導入された方がいいのか悪いのかということについてちよつと……

○横江説明員 最近、衛星放送が始まつております。去年の七月からNHKの方で二十四時間体制といふことで始まつておりまして、これには新しいチューナーとアンテナが必要といふことでございまして、消費者、視聴者の立場からいいますと、新しい技術を活用したいという画質あるいは音質の放送が行われるといふことは、消費者の選択の幅が広がるという意味では大変結構なことではないだらうかと思つております。基本的にはどのような放送の方式を受けるか、あるいはどんな受信機を買うかといふことは消費者の選択にお任せする問題だと思ひますし、私たちがいたしまして、消費者の選択の幅が広がるという意味では、新しい放送の準備が整つていくといふことは期待をして見守つていふところでございまして。

○松前委員 確かにそういうことなんですが、通産省の方はよくおわかりと思ひますけれども、今例えはワープロが一年ごとに中身がよくなつて、そしてどんどん商品化されて出てきて、去年のものは全然価値がなくなつてしまつてしまつてしまつたという話であるわけなんですが、ユーザーにとつてはとんでもないことになつてしまつていふわけですね。本当に迷惑千万で、前に買ったものがすぐ陳腐化してしまふ。こんなことがあるわけですよ。

今少し反省の色が出ていふのかどうかわかりませんが、多少は出ていふのだと思ひけれども、こういうものが出るならば最初から、恐らくEDTVだったなら究極のシステムがあらうと思ひますね。そういうものをきちんと提供してやるような

形にしていかなければ、市民は本當にむだ遣ひしてしまう。何回も何回もむだ遣ひすることになるので、ワープロの例で本當に私も懸りたわけですが、そういうことで、これが導入されることになつたらぜひとも、業界の方に指導することができののかどうか知りませんが、そういうようなムードをつくつていただきたいなといふことでございまして、ユーザーが損しないように。

もう一つは、これが導入されるというのは私は実は余り感心はしてないのです、やつて結構なんですけれども、というのは、今までも既にたくさん受信者が、テレビを持つていふ人がほぼ一〇〇%近くになつていふ。こういう状況の中でこれを入れていくといふことになる、これは市民のためにやつていふのじゃないといふようにしか感じられないのです。どこかの企業さんのためにやつていふような感じがします。それでもいいですけども、そんなことで、通産省は指導はできないと思ひますが、ムードづくりぐらゐは、今までのワープロの反省を出していただいて、それでこれからこういう新しいものが出てきたときにそれを反省の材料としてやつていくような方向づけをしていただきたいな、ちよつとその辺のお考えを伺いたいと思ひます。

○横江説明員 今先生ワープロの例をお話しになりました。商品もよくとりますといふいろいろな問題があつた事例もあつたかと思ひます。放送に関しましては郵政省さんの方で基本的に放送方式を確立されるといふことでございまして、ワープロのような状況とはちよつと違つて、もう少し統一がとれた格好に仕上がつてくるのじゃないかと思ひております。いづれにいたしましても、先生の御意見も体しまして事に当たりたいと思つております。

○松前委員 郵政省にお聞きしたいのですが、先ほど画質が同等と言われましかつても、これは技術的に本當にそうなのでありましかつても、画質は従来の受像機で前と全く同じものが出てくるのでありましかつても。

○成川政府委員 技術的なことにつきましては電気通信技術審議会の方で審議していただいておりますが、私も余り深い知識ではないのですが、聞くところによりますと、従来のテレビでも従来どおりの画質が得られるといふふう聞いております。

先生もう既に御案内だと思ひますが、EDTVですと画面のちらつきがなくなりまして、解像度も大変向上して鮮明な画像が得られますし、ゴーストがかなり消去できるというような観点から、高画質の要望に対してこたへることになるのじゃないかといふふう思つておりました、そういう観点から私も、視聴者のニーズに対応してできるだけ早く実用化を図りたいといふことで、電気通信技術審議会に現在かけているところでございます。

○松前委員 技術的にはちよつと問題があるようにも聞いておりますが、その辺はきちんと調べていただいて、しっかり対応するようにしていただかないと困ると思ひます。

このEDTV、高品位テレビ、何といふのですか、今のNHKがやろうとしていふあれとの関係があつて、なかなかこつちを表に出すわけにもいかならうと思ひますけれども、ちよつと何か隠密行動的なところがあつて、なかなか表に出てこないです。だから、これはやはりちゃんと、きちつと市民にわかるように、これは私が聞いていふところによると、地上放送はみんなこれになつてしまつたといふ話ですね。そういうことを計画して、計画といふか、そういうことを頭の中に置いてやつていふといふから、これは変わるものなればやはり大きな問題ですね。受像機を買いかへるというんだつたらもつと大きな問題だけれども、たまたまコンパチビリティがあるといふことで、それからそれはよかつたわけですね。しかし画質が悪くなるとこれは問題ですから、損失になりますから、その損失分はユーザーに何らかの格好で返してもらわなければ困るということになりますので、還元等の問題もありますので、これから

すっかり電気通信技術審議会の行き方を見守って
いただきたいな。見守るわけにはいかないと思
いますが、審議会の皆さんにきちつとした議論を十
分尽くすようにおっしゃっていただきたいな、そ
のように思っております。

さて、新しい情報化時代に向けまして大臣は積極的に取り組んでいただけるといふことで、国際化、二国間の話し合い等によつて国際通信もどんどんやるという話で、非常にいいことであると思つておりますけれども、これから非常に問題が山積してくるだらうと思つたんですね。それはいろいろな問題があるわけですが、これからその辺についてちょっと郵政省の方に質問やら意見やらを述べて、答えは恐らく無理だらうと思ひますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。つておる次第でございます。

アメリカの電波事情なのでございますが、ウエスチングハウス・エレクトリックという企業、これはいい例だからここに出ているわけなんです。が、企業の地方分散ということを企業が考えた。日本でもそういう話が出ておりますからますます似たようなことが起こるのじゃないかと思っておりますが、地方分散の企業にしよう。

そうしますと、どうしてもネットワークを使っ
て情報交換をしなければいけないということでご
ざいまして、それでネットワークを使おうと思っ
ていろいろ交渉をしておつたら、ウエスチングハ
ウスとしては、データを使いたいからディジタル
ネットワークが欲しいよということでもA T & Tに
提案をしておつたということなんですが、A T & T
はディジタルネットワークは嫌だ、逆に提案し
てきたのは、アナログでどうだ、こういうことを
言ってきた。アナログでどうだと言ってきたもの
ですから、これはウエスチングハウスの意図に合
いませんものですから、それじゃウエスチングハ
ウスが自分でやっちゃおうやということになっ
て、WESDIN、ウエスディンとでも言うのでし
ょうか、そういうようなシステムを目前でつく
り上げるといふことになった。

AT & Tは使うのをやめよう、MCIを使おう
ということになったようです。そこを組み合わせ
てやる。AT & Tは分割されて、地域の電話
会社があるわけなんですから、その地域の電話
会社の電話会社も使うのをやめようということで、
MCIからマイクロ波を使ってダイレクトにウエ
スチングハウスの方に引いていく、こういうシ
ステムをつくり上げておるそうなんですから、
でも、十二ギガ、十八ギガというところを使
った。そういうシステムはいいのですが、ここ
でマイクロ波を自由に使わせろということにな
って、それで空きチャンネルがないかというこ
とだけでもって免許を取れるようなシステムに
アメリカはなっているのだそうですね。そうい
うことでウエスチングハウスは電波を使うこ
とができる、無線従事者も必要ないというこ
とですね。

というのは、特に公衆マイクrowエーブにつきま
してはN T Tに極力利用させて、それが利用でき
ない場合に限って他のユーザにも利用させると
いう非常に限定的な利用方針をとってきたところ
、免許方針をとってきたところでございますが、その後の電気通信の自由化と歩調を合わせま
して、私どもは、N T Tのみならず他の事業者に
も、あるいは自営マイクロにつきましても広く利
用していただきたいという気持ちでございます。

ただ、御承知のとおり電波というものは無秩序
に利用するわけにまいりませんので、既にこれだ
け高密度に利用されている日本の社会においては
一定の整理をする必要があるということから、昨
年の十一月に基幹通信網に関するあり方を論議し
ていただくための調査会を設けております。その
中で電波の基幹通信網の長期的な展望を御審議い

が、これはだめじゃないか、やめさせろということとで、訴訟とかそういうもので解決をしてくるんだらうと思うのですね。自由化の方向へ持つていきますとそういう社会システム自体も体制が整えられていなければいけない、市民の声がいっぺんとかういう行政に反映できていかなければならぬというシステムになっていくわけですね。

ちなみに申し上げますと、政府関係の電波の割り当て、連邦政府の方はNTIAというようなシステムだそうだけれども、民間はFCCですね。NTIAの方は年間七万件の免許申請が来ているというのですね。七万件免許を発行する。七万もですよ。それで三千件の再免許取り消しをやるというのです。再免許取り消しをやることのできる。日本はほとんどそれができないということになるんですね。何でこんな取り消しができるか

こんなシステムになっているようでありますが、アメリカとしては非常に自由に電波を使えるような方向になってきているということなんです。恐らく郵政省の方は十分御承知だと思えます。私がこんなくどくど言う必要もないと思うのです。すけれども、こういうシステムになっていると、いうことなので、郵政省も恐らく情報は十分知っ

ただいておりますが、一言で申し上げますと、これまでNTTあるいはそれに準ずるような大きな企業である、公益事業である電力会社とかガス会社に限定的に利用されていたマイクロを、私どもとしてもっと広く世の中に御活用いただきたいというのが基本でございますので、恐らく先生が描いておられるような方向でこの調査会の結論も

という、これはやはり訴訟といいますか法治国家といえますか、これがきちつとなつていふことにならうと思ふのですけれども、市民というものが言論の自由といふ、非常に意見を言うことができるようなシステムができて上がつておるといふことなのでございます。そういう点で郵政省もこれから自由化の方向へ、本当に自由

ているでしょうから検討されていると思うのですけれども、郵政省としては日本の電波法や電波利用を将来大体どういうふうに持っていこうか、こういうものを参考にして自由化していこうかというようなことを少しでもお考えになっていらっしゃるかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思っています。

出るものと期待をしております。

○松前委員　初耳というのはいちよつと問題がございます。担当の方には恐らく一生懸命勉強されて、これをいつ報告しようか、虎視たんたんねらつていらつしやると思うのでありますけれども、これは将来の問題として非常に大きな問題なんです、例えば割り当てのやり方も、郵政省がチャン

どんどん開放してやっていこうということになれば、市民というものを重要視していかないときちつとした電波行政もできていかないんじゃないか、そういうように感じるわけです。

アメリカの例は非常に私も参考になって、これがいかにどうかということはこれからの議論ですから、参考になっておるわけなんですけれども、

○奥山(雄)政府委員　ただいまお示しになりましたウエスチングハウス社の事例は私、初耳でございますので、またよく研究させていただきますが、我が国におきましても、電波の利用をできるだけ広く開放したいという基本的な考え方につきましてはアメリカに劣るものではないと思ひます。これは六十年四月の電電改革のとき以来一貫してそういう政策をとっております。

具体的に申し上げますと、それまで電波の利用

ネルブ・ランを握ろう、こういう話もありますけれども、このやり方は、あいているところを探して、あいていたら使わしてくだされと申請して、それで許可される、こういうことであります。

それで、その周波数は公開しないというのですね。そうなると一体何が頼りでちゃんとやっているかということになると、アメリカの社会ですから恐らく市民の声というものが非常に強く上がってくるんじゃないでしょうか。問題点がありましたら市民

その市民というようなものを重要視していくというような姿勢ですね、これは今からでも郵政省にどうしても欲しいと思っておるわけなんです。その辺について、私いろいろ意見はありますけれども、どういうようにお考えになっておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○奥山(雄)政府委員 アメリカの事例をお示しいただきましたけれども、確かにアメリカは訴訟の国でございますので、またローヤールの国ですか

ら、何でも弁護士に持ち込むということで係争事件を引き起こすことが非常に多いわけですが、果たしてアメリカのように何でも訴訟に持ち込んで解決することがいいのかどうかということになりますと、日本の精神的風土並びに経費負担の面から見て必ずしも適当ではないかという面もあると思っております。

しかしながら基本的に、たゞいま松前委員が御指摘になりましたように、今後ユーザの利益を最大限に尊重する形で電波の開放を行えという点につきましては全くそのとおりでございますので、前通常国会において成立させていただきました電波法の一部改正の中に電波有効利用促進センタの設立という項目がございますが、これはまさにそうした新しい電波の開放体制に即した市民のあるいはユーザの相談窓口、あるいは照会の窓口としての機能を果たさせようということでございます。大臣もこれは非常に大事なことであるからということで直接発起の際のパーティーに出席して激励をしていただいたところでございますので、先生がお示しになりましたような方向で今後とも努力をしたいと思っております。

○松前委員 今おっしゃいましたように、アメリカばかり私申し上げましたけれども、イギリスとフランスあたりは全然違うことを言っています、イギリスあたりは、今一般企業に無線を開放する、免許を与えるというところまで来たようですが、そのほかはまだだめらしいのです。フランスは全然違うのです。もう御承知のように、そんなことはとんでもない、とにかく電電公社みたいな一元化が一番いいんだというようなことを言っているわけですね。

国際化ということで、国際化の情報交換とかいうことをもっと進めようということになると、こうやってイギリスとかフランスとかアメリカを見ていると、全部考えが違う。二国間協議というよりなことでやるにしても、これはそれぞれみんな違う態度で臨まなければいけません。日本が一番バ

ラエティーに富むような態度をとらなければいけません。ということになってしまいうわけですね。

ですからこういって、簡単に事ははいかないぞ、これから物すごくたくさん問題点を抱えないが、この郵政行政をやっているかなければならないということですから、その辺については郵政省としてはいろいろ勉強をうんとして、しっかり頑張つてやってもらいたいと思っております。それにはどうも郵政省は弱過ぎる、電波行政は弱過ぎるんじゃないか、私はそう言いたいんですね。予算にしても非常に少ない。とにかく電波行政、これからこういう自由化のことが来てしまった、これは大変重要な問題になってまいりますから、大臣、ぜひともその辺の体制強化というものをお願いしたいと思うのですけれども、その辺ちょっと……

○中山国務大臣 先生はみずから工学博士でいらつしやいますし、「宇宙船地球号」への提言という御著書もあるようでございます。日本の郵政省としてこれからの電気通信体制というものを、三大大陸と申しますか、アメリカ、ヨーロッパ、それからまた極東の日本が広い太平洋地域における電気通信の責任を負うためにはどういふような考え方をしたらいいのかというのは、本当に開け行く電気通信の時代だけに基本的な考え方を示すことが大変重要なことであると思っておりますので、先生の先ほどの御意見を体しながら郵政省としてもしっかりと考えた方をひとつ樹立してまいりたい。それぞれの国にいろいろな伝統があるようでございますので、かつての閉鎖的な電気通信体制をとっておりまして、短波放送受信機さえも持たせなかった時代からまだ四十二年しかたっておりませんから、自由化の体制にどういふふうに対応していくかということ、これからオープンな情報システムをどう確立するかというこの重要な基本になると思えます。その点でひとつ留意してまいりたいと思っております。

○松前委員 それで、郵政省の電波行政の体制強化ということをやぜひともお願いしたいと思うので

すが、もう一つ、強化をなせなければいかぬかという、自由化等になりますと、先ほどお話をしましたように、いろいろ訴訟とまでいかないけれども、そういう市民レベルからの声というものも非常に重要視しなければいけないということになってまいりますので、放送法との関係がありまされども、放送法と電波法、こういうものが同じような考え方になっていくような感じもいたします。仕事もたくさん出てきますので、ぜひとも郵政省の電波行政をしっかりといただくようにお願いしたいと思います。

このレポートは、もう皆さん御承知だと思いますけれども、日経コミュニケーションという雑誌です。それからそこにある雑誌でございます。その中に出てくるのは、日本の郵政省も英国と同じようなことを考えている、こう書いてあるんですね。だから先ほどから全部知っているのじゃないかと思つて御質問申し上げておたつたわけでございます。担当者は恐らく知っていると申すから、よく聞いていただいで、将来のこういう状況に対して間違いないよう対処していただきたい、そのように思います。よろしく願います。

最後に、通信衛星のことについて伺いたいと思ひますが、さくら三号aは一応打ち上がつておるわけでございますけれども、これが打ち上がつてしばらく経ちましたら、NTTがこれを後継の衛星には使えないということをおっしゃる理由は何か、コストが高過ぎるということなんですか。JC-SATとかSCCの総合費用に比べてさくら三号というのは本当にすごい高いのですか。その辺のデータがないのですけれども、簡単に教えてください。

○塩谷政府委員 お尋ねの件でございますが、総合的に打ち上げるには製作費用をJC-SAT、SCCなどと比べますと、さくらa及びbの開発費、打ち上げ費は約六百六十億でございます。JC-SAT、SCCの経費はほぼ同様であります。ただ、トランスポンダー、中継器でございますが、この数がJC-SAT、SCCの方がさ

くら三号よりも倍近くございまして、単価といひますか中継器一台当たりの値段はしたがってさくら三号の方が高くなつてゐる、こういう勘定になります。

○松前委員 国の方で一生懸命やつた衛星を本当はNTTに使つてもらいたかつたのでしようけれども、やはりNTTのように大きなところになりますと、そういううちでも高いようなことになればさくら三号でいくということですね。これは当然なことでありまして、自由化という方向へ向けても安い方を選択するということはありますので、これは当然でございます。恐らく郵政省としてもこの辺は頭を痛めているのじゃないかと思つたのですが、こういう事態が放送衛星の場合にも起こつたとしたらどうされるのですか。通信・放送衛星機構で、郵政省が今度機構法の改正ということで、トランスポンダー一個持つてやろうというお話がございまして、ああいうの使いたくないよ、あんなものは高いからやめたい、こういう話が出てきたらそれはそれでいいとお考えになりますか。

○塩谷政府委員 放送衛星についてでございますが、目下のスケジュールといたしましては、先生御存じのとおりでございますが、放送衛星三号a、bを昭和六十五年から六十六年にかけて上げる、そしてその六十六年に上げる予定の放送衛星三号bについて、予備のトランスポンダーを一部機構に持つてもらつてハイビジョンの普及推進に当たるといふことでございます。

放送衛星三号に目下NHKと並んで民間の衛星会社、放送衛星でやることを専門にしておりますが、その三号以降の放送衛星をどういふふうにしていくかということについては今のところ具体的な計画といひますか突っ込んだ議論が行われておらない現状でございます。放送衛星につきましては、その経費分担ということについて、開発と実用、その開発を国が持ち実用面でNHKが持つてきたということで、いろいろNHKも負担がある

というような議論もありまして、三号以降どういふふうなその負担を持っていこうかというふうなことも大きな検討課題であります。したがって、今意識に上っております検討課題に加えて、先生がおっしゃいました通信衛星の外国製あるいは民間衛星との経費比較の観点でどうかという新たな問題もやはり検討しなければいかぬと思っております。

それからもう一つ、ちょっとつけ加えさせていただきますが、撤退というふうに一部新聞報道では伝えられておりますけれども、私も、NTTとしてはまだ方針として撤退すると決めたことではないというふうに聞いております。

○松前委員 一言だけ答えていただきたいのですが、もし撤退と決めたらもう仕方がない、これでいいわけですね。

○塩谷政府委員 通信衛星三号の後の次世代通信衛星をどうするかということについても、これはいわば通信衛星についての今までやってきた路線、開発と実用というところでNTTなど大口のユーザが持つてきたという経緯、それから、NTTが今まで自主開発ということに通過の技術、能力の総力を挙げていろいろ協力をしてきた、そのノウハウの蓄積というものもあります。ただ、経済性、効率性というNTTの要望も先生おっしゃるとおり無視できないわけですので、そういう要素を勘案して、次世代衛星をどうするかということは今宇宙開発委員会の宇宙政策大綱の中で検討していることとございます。目下の予定としては来年の三月に第二回の見直しということとでその結論が出るように予定されておるわけでございまして、そういった中でその辺の問題もあわせて検討していく予定にしております。

○松前委員 自由競争の時代に入ってきたということで、何でもかんでも自由化という格好になってきております。それがいいか悪いかは別といたしまして、こういう問題については、もう開発の時期はほぼ完了してきているわけですから、これから実用化の方向ですから、そういうところま

で国がいつまでもNTTを縛っていくという格好になつてはまずいので、自分で資金をきちんと持てるようなものならば、衛星だって、NTT独自のやるというならばそれでいいじゃないか、こういうふうには思っております。それが、それをまだこれから縛ろうとおっしゃるわけなんですかね。ずっと宇宙開発委員会であるということは縛っているというわけですね。それは、どういう意味で宇宙開発委員会でNTTが使えということを決めるのですか。

○塩谷政府委員 縛るという表現を端的に言いかえますと、今までのやり方ではかならないということになるかと思っております。またその辺について結論がどう出たわけではなくて、NTTの安いコストの衛星を使いたいという、これは会社としてももっともな要望でございますので、その点もあわせて考えていくこととでございます。

○松前委員 衛星をつくり始めた時代とはもう様子が変わっておりますので、最初のつくり始めた時代と同じ考え方でいままでもいくわけにいかぬのですから、その辺はやはり融通性を働かせてこれから対処していただきたい、やはり時代の変化に即して郵政省もどんどん対応してもらいたい、そのように思いますのでよろしくお願いしたいと思っております。

以上で終わります。
○塚原委員長 午後一時四十分再開することとし、この際、休憩いたします。
午後一時八分休憩

午後一時四十五分開議
○塚原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤祐弘君。
○佐藤祐弘委員 大臣は所信でも電気通信事業について非常に重視して述べられております。きょうは電話問題その他をお聞きしてまいりたいと思

まず最初に電話料金の問題でお尋ねをいたしま

す。民営化の前後からたびたび料金体系の抜本的な改定を検討しているということを表明されてまいりました。現在の料金体系は市内は安く市外は高いというものでありまして、現行の三分十円の市内料金についても値上げの可能性はございますか、そういうことを真藤社長も示唆されていたという経緯があると思っております。国会の場におきましても、民営化法案審議の際に、私の質問に對しまして真藤当時総裁はこうおっしゃっております。『私もその問題で根拠のある数字で世の中にいろいろ御相談し、また政府筋にも御相談できるようにするのには、あと二年かかります。』これは八四年の通信委員会ですが、料金を「上げる」といたしましてもいろいろな考え方がございまして、三年くらい先の先を考えることとございまして、三年くらい先の先でございまして、それから三年半たったわけですが、根拠のある数字というのはいま示されてない、これはどうなったのかということ、市内料金を含む料金体系について現在どのような検討をされておるか、その二点についてまずお答えいただきたいと思います。

○章加参考人 お答えいたします。
NTTが民営になりましたから、現行通話料金の最重要課題は遠近格差の是正であるというふうに受けとめております。そのために遠近格差を正を標榜いたしまして、昨年とことしの二月に二度にわたって値下げを実施したわけでございます。今先生御質問のように、それでは料金体系はどのように考えておるか、またはその根拠であるコストについてどのように計算しているかという御質問でございますが、私も似たようなことを考えておりました、このためには、まずできるだけ収益を増大し、コストを削減いたしました。その中で料金体系全般にわたりました是正を図る、その中でも遠距離を含む市外通話料金の値下げと現行市内料金の三分十円をできるだけ長く

据え置く、このような基本方針を持って検討しているところでございます。

また、市内、市外のコストを含む調査でございますが、これにつきましては前から真藤が申し上げておられますように、ATOMICSという機械を入れて市内、市外のトラフィックを調査いたしております。これも大分精度が上がってまいりまして、現在調査資料が刻々と出ておりますが、これを使いまして、どのような形で市内、市外を分計していくかということにつきまして、さらに精度を高めて世の中に問うていきたい、このように考えておまして、現在鋭意検討しているところでございます。

○佐藤祐弘委員 遠近格差の是正を進めていく、そして市内の三分十円についても長く据え置く、これは結構なことでありまして、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思っております。

ところで、市内料金そのものについてなんです、これまで日本の市内料金は世界一安いというふうに言われてきたわけなんです。真藤社長も私の質問に対する答弁で、市内料金は幸いにして世界一安うございまして、この明言をされておりました。この市内料金そのものについてきょうは幾つかお聞きしたいと思っております。NTT及び郵政省は、現在も日本の市内料金は世界一安い、そういう認識に立っておられるのかどうか、その点が一つ、それから遠近格差です。今おっしゃった遠近格差は大変大きいようです。世界一大きいというふうに言われておりますが、主な国と比べてどういう数字になっているか、その二点をお聞きします。

○章加参考人 お答えいたします。
まず、市内通話料金でございますが、市内通話料金の三分十円、三分をとらえてみますと、現在でも先進諸国よりも安いというところは言えると思っております。ただ、数年前に比べて、いわゆる円高の影響もございまして各名の比較をいたしますとかなり近づいてきたことは事実でございますが、今でも三分間を比較いたしますと安いという

ことは明言できると思います。ただ、これを五分とか六分で比較いたしますと、諸外国は必ずしも三分ではございませんで、五分、六分、七分というところをとってありますので、ここで比較いたしますと、例えばドイツ、フランスというところは五分、六分、七分、八分でございますから、結局私の方の三分が二倍の六分になりまして二十円になる。このようなことで、確かにこれを比較いたしますと先進諸国の方が安いということは言えると思います。ただ、私どももいたしましては、通話の過半数は三分で終わるということをお勧めいたしますと、三分という時間で料金を決めるということが現時点では一番納得いける形ではないか、このように思っておりますのでござい

これで換算いたしますと、四分を超えますと日本の方が高くアメリカの方が安いことになりま

〇奥山(維)政府委員 アメリカではいろいろな会社それぞれ創意工夫を凝らしていろいろなサービスをし、また加入の形態をとっております。今御指摘ございました非測定制と申しますのは、回線使用料が非測定制の場合七・四四ドル、それと加入料と合わせて、日本円に計算しますと千二百九十円ぐらゐになるようでございますが、回線使用料の中には通話料の四ドル分、日本円に換算して五百十五円程度が含まれているということでござい

曜、祝日になりますと最高六割までの割引があるのです。ですから、平日の日中だけでなくて、そういう日祭日も使いますと、四十通話じゃなくて五十通話、六十通話もかけられるということですね、一通話十セントとして、六十通話かけても、時間無制限でかけられるということになっておるわけですね。それを超えた分だけ通話料を払うという仕掛けです。ですから、ニューヨークの場合一般家庭のほとんどがこの非測定制度を選んでおるということになるのです。大学生なんかの子供を持っている人はお感じでしょうか、このごろでカバールされるというふうな制度。

測定制度というのは、若干月額が安くなるかわりに一通話の時間が無制限ではない、いろいろあるわけです。

次に、遠近格差について御紹介させていただきますと、日本はこの間の二月十九日の値下げによりまして一対三六ということになったわけ

〇佐藤(祐)委員 私いろいろ調べたのですが、今の答弁にもありましたように、確かに三分以内は日本が安いんですね。三分を超えますと大体高いです。かなり高くなるのです。一時間という単位

〇佐藤(祐)委員 アメリカにはいろいろな電話会社千四百以上あるのですか、私がニューヨークを選びましたのは、東京と比較する上で非常に似ているのです。大体カバールする範囲も一緒だ、二十三区とはほぼ同面積、それと大都市でありますから、そういうことで今お尋ねしたのでありますが、ニューヨーク電話会社の場合には三種類の料金制度がありまして、加入者が自由にそれを選択できるということになっておるわけですね。

三番目の基本料制度というのは、基本料が三・四五ドルとうんと安いのです。それはそのたびに通話料を加算する。この電話はどういう人が選ぶかといふと、余りこちらから電話をしな

い、専ら電話を受けるというふうなケースがあるのです。そういう家庭の場合にはこの料金制度を選択する。つまり、加入者が自分に一番有利な料金制度を選択することができ、そういう配慮も行われておるということですね。こういった点はこれまでの日本の体系の中にはないわけ

〇奥山(維)政府委員 ただいまN.T.T.の方から答えてございましたところと多少重複いたしますが、まず市内の通話料の国際比較でございますけれども、これもやはり単位料金、日本でい

〇佐藤(祐)委員 私いろいろ調べたのですが、今の答弁にもありましたように、確かに三分以内は日本が安いんですね。三分を超えますと大体高いです。かなり高くなるのです。一時間という単位

〇佐藤(祐)委員 アメリカにはいろいろな電話会社千四百以上あるのですか、私がニューヨークを選びましたのは、東京と比較する上で非常に似ているのです。大体カバールする範囲も一緒だ、二十三区とはほぼ同面積、それと大都市でありますから、そういうことで今お尋ねしたのでありますが、ニューヨーク電話会社の場合には三種類の料金制度がありまして、加入者が自由にそれを選択できるということになっておるわけですね。

三番目の基本料制度というのは、基本料が三・四五ドルとうんと安いのです。それはそのたびに通話料を加算する。この電話はどういう人が選ぶかといふと、余りこちらから電話をしな

い、専ら電話を受けるというふうなケースがあるのです。そういう家庭の場合にはこの料金制度を選択する。つまり、加入者が自分に一番有利な料金制度を選択することができ、そういう配慮も行われておるということですね。こういった点はこれまでの日本の体系の中にはないわけ

〇奥山(維)政府委員 ただいまN.T.T.の方から答えてございましたところと多少重複いたしますが、まず市内の通話料の国際比較でございますけれども、これもやはり単位料金、日本でい

〇佐藤(祐)委員 私いろいろ調べたのですが、今の答弁にもありましたように、確かに三分以内は日本が安いんですね。三分を超えますと大体高いです。かなり高くなるのです。一時間という単位

〇佐藤(祐)委員 アメリカにはいろいろな電話会社千四百以上あるのですか、私がニューヨークを選びましたのは、東京と比較する上で非常に似ているのです。大体カバールする範囲も一緒だ、二十三区とはほぼ同面積、それと大都市でありますから、そういうことで今お尋ねしたのでありますが、ニューヨーク電話会社の場合には三種類の料金制度がありまして、加入者が自由にそれを選択できるということになっておるわけですね。

三番目の基本料制度というのは、基本料が三・四五ドルとうんと安いのです。それはそのたびに通話料を加算する。この電話はどういう人が選ぶかといふと、余りこちらから電話をしな

い、専ら電話を受けるというふうなケースがあるのです。そういう家庭の場合にはこの料金制度を選択する。つまり、加入者が自分に一番有利な料金制度を選択することができ、そういう配慮も行われておるということですね。こういった点はこれまでの日本の体系の中にはないわけ

〇奥山(維)政府委員 ただいまN.T.T.の方から答えてございましたところと多少重複いたしますが、まず市内の通話料の国際比較でございますけれども、これもやはり単位料金、日本でい

〇佐藤(祐)委員 私いろいろ調べたのですが、今の答弁にもありましたように、確かに三分以内は日本が安いんですね。三分を超えますと大体高いです。かなり高くなるのです。一時間という単位

〇佐藤(祐)委員 アメリカにはいろいろな電話会社千四百以上あるのですか、私がニューヨークを選びましたのは、東京と比較する上で非常に似ているのです。大体カバールする範囲も一緒だ、二十三区とはほぼ同面積、それと大都市でありますから、そういうことで今お尋ねしたのでありますが、ニューヨーク電話会社の場合には三種類の料金制度がありまして、加入者が自由にそれを選択できるということになっておるわけですね。

三番目の基本料制度というのは、基本料が三・四五ドルとうんと安いのです。それはそのたびに通話料を加算する。この電話はどういう人が選ぶかといふと、余りこちらから電話をしな

い、専ら電話を受けるというふうなケースがあるのです。そういう家庭の場合にはこの料金制度を選択する。つまり、加入者が自分に一番有利な料金制度を選択することができ、そういう配慮も行われておるということですね。こういった点はこれまでの日本の体系の中にはないわけ

間帯、白の時間帯、青の時間帯というふうにある、三色旗とおそろいですね。さらに、夜の青の時間帯というのがあるのです。夜の青の時間帯というのは本当に安いのです。大体、早朝が青で日中は赤とか白になりまして、十一時半から翌朝六時までは夜の青の時間帯というので、単位料金十八円ぐらゐになるのですが、三分どころか十八分かけられる。深夜の長電話なんというのもこれでは割合安い負担で済むというふうになっておるわけです。

確かに、三分以内というところだけで見ますと安いということですが、三分を超えたと大体は日本の方がはるかに高くなっている。もともと、イギリスの場合のピーク時というのはかなり高いようです。しかし、イギリスの場合も閑散時、夜の時間帯で見ますと、やはり日本よりも安いのです。一時間通話したとき、日本の場合には二百円ですが、百八円ぐらゐで済むというふうになっておるわけですね。ほかのフランス、西ドイツの場合はピーク時、閑散時ともに大体日本よりはるかに安いということが出来ます。

フランスで一番安い夜の青の時間帯というのをちょっと紹介しておきますと、基本は十八円なんです。ですから三分まではやはり日本の方が安いですが、それを超えたと、例えば切りのいいところで、三十分かけますと日本だと百円かかるのですが三十五円で済むのです。一時間ですと二百円のところか七十一円で済むということになっておるわけです。

要するに、それだけ電話事業というのは通話量のピークというのか、そういうところに合わせて設備をつくらなければならぬということですね。トラフィックが一番多いところに合わせて設備をつくる。しかし、それも賄い切れなくて、きのうでしたか不通状態が東京都内でも起きたということもあります。それだけにピークに集中しないように閑散時に低料金を設定することがトラフィックの誘導効果を持つ、平準化に役立つというようにあることもあって、これはなかなか考えられた制度

だ。国民の利便を図るということと同時に、トラフィックの平準化、過大な設備投資を抑制する効果があるという点で、これは大いに研究していただく必要があるのではないかと考えておるわけですね。

それで、今のお話で、三分というのは現時点では妥当なものだというふうに考えておられるという答弁でありましたが、しかし、これはこのところ相当変わってきているのじゃないですか。昔は、電話というのはできるだけ早く切れというのを教えられて、私たちもそうしてきただけですが、最近は電話が交際の場といいますが、そういうふうに変わってきているわけですね。小さな子供までも平気で電話を使うというのか、そういう時代なわけですね。

〔額賀委員長代理退席、委員長着席〕

これはNTTの調査の資料に基づいて出したのでありますが、こういうのが出ているのです。主婦の平均通話時間は一回当たり十三・四分、三分よりもはるかに多いですね。二十代の主婦の場合にはもっと多くて二十分、若い人は多いのです。よ。高校生、大学生すべて出ておられます。NTTの調査で出ておられるのです。大学生になりますと平均で二十八分だ。女子は三十五分というふうになりまして、長電話というのはいくらもくらくらというアンケートに対して、平均で百六十六分という答えが返ってきたというのです。確かに大学生というのは夜十時、十一時過ぎから深夜にかけて長電話をするのです。平均で百六十六分で最長が五時間一分、五時間以上電話したというのは非常に例外的なケースでしょうが、これもNTTさんの調査で具体的に数えているわけですね。NTTレポートです。「大学生のテレコミュニケーション」。こういう中で読ませていただきますと、サンプル調査ですが、その中でも出ている。

ですから、三分が非常にいいのだというのはいくらも実態に合わないというのではないかと、言わなければならぬと私は思うのです。もっとも三分以内で終わるといふのも一つだけ例があり

ました。それは夫婦間の電話だそうなんです。きょうは帰りがおくれるからなとか、食事の用意をしておけよ、その一言二言で終わる。三分以内というのはそれだけだというのです。こういう状況でありますから、もっと合理的な、生活実態に合った電話料金体系、一般的に市内料金の問題にしましても、先ほど三分十円というのとはできるだけ長く据え置きたいということがありまして、それはそれでいいと思うのですが、さらに国民の利便を図っていくという立場からの検討をぜひやってもらわなければならぬと思っております。

それでお尋ねしたいのは、先ほどの遠近格差をできるだけなくしていくということで、値下げもやりましたという御答弁がありましたが、私のこれまでの感じでは、民営化された後どうも値下げがそれ以前に比べて少ないのじゃないかというふうにも思っているのです。NTTの財務の成績からいいますと、利用者への還元をもっとやっていた方がいいのではないかと考えているのですが、どんなものでしょうか。

○草加参考人 お答えいたします。

先生からたくさん御指摘があったわけですが、諸外国のいろいろな便利な制度をもっと採用するように検討したらどうかというお話でございまして、これは当然でございまして、私も独占でやっておりましてこれは単一の料金体系というものをとっておいたわけではございませんが、これからは競争の中でいろいろな形でいろいろな角度から取り入れていかないとはいけません。たまたま最近TNTNetが料金を決めました際にも、我々とはまた違う体系または大口割引の体系、こういうものをとっておるわけではございませんし、こういうこともどんどん出てまいりますから、これらを参考にしながら、また国民皆様の御要望を伺っていきながらこういう方向を検討しなければいけない、このように思っているわけではございません。

ただ、一つ言えることは、料金問題は個々をとらえますと確かに諸外国と比べて劣っている面もございまして、また諸外国もそれをやるためにい

ろいろと別の面での手当てをしているところもございまして、総合的に考えていかなければならぬというところはひとつ御理解いただきたい、このように思っております。

それから三分につきましては、今おっしゃったように、御家庭でお使いになる利用というものは確かにかなり長電話をしていただきまして、私どもも収益をいただいておりますわけではございますが、全体の通話を事務用、住宅総合で見ますと、市内の平均は百四十四秒というところでございまして、六十秒までに終わる通話が大体五二%、それから三分までに終わる通話が大体九〇%というところございまして、大分は三分で便利にお使いいただいている向きも多いわけではございますので、一概に例えばフランスとかドイツのように五分とか七分という形をとることがいいかどうか、これも含めまして今後の検討課題であらうかというふうに考えております。

それから、最後に御質問いただきました料金の値下げのペースが遅いではないかというお話でございまして、大体私ども公社時代に一年半平均で値下げを実施してまいりました。NTT、民営化になりましたから六十二年七月と六十三年二月と二度値下げをさせていただいたわけではございますが、大体今のところ同じようなペースで値下げを実現させていただいておるといふふうに認識しております。しかし、これがいいとは毛頭思っておりませんので、今後とも冒頭に申し上げましたように収益の改善、コストの徹底的な改善を図りまして経常利益をできるだけ多く上げて、それを原資として値下げをできるだけ進めていきたい、このように思っております。

○佐藤(祐)委員 市内料金の問題でもう一つ加えて言っておきますと、今事務所用などを含めてという数字でおっしゃったのですが、この問題も考え方が一つ参考になると思うので申し上げておきます。

フランスの場合は、一昨年十月ですが、料金改定があったのです。その際に、住宅用ですね、一

軒で二台電話を持っている家、結構このごろふえてきていますね、住宅でも。それ以上、三台、四台というのは余りないと思うのですが、二回線以下の加入者の基本料金は引き下げたのです。逆に三回線以上の加入者、これは料金を引き上げるといふことをやっているわけですね。やはりこれは一つの哲学だろうと思うのです。

それからまた、やはり住宅用、一般利用用について特別に配意をするというのは私は大事なことで、だといふふうに思うのです。その点でもう一例を申し上げておきますと、西ドイツですが、これは加入者に単位料金で二十度数までは無料になっているのです。それから、特に低所得者についてはさらにプラス三十度数、ここまで無料にする。合わせて低所得者は五十度数まで無料になるというところがやられているわけです。日本の場合には福祉電話という制度、これは自治体の方の努力でやられているのがありますけれども、そうではなくて、電話会社なり公社なり形態は違ふのですけれども、その主目的が何かと考へ方としてそういうことがやられている。こういうのも十分考へていく必要があることだろう。住宅用で考へますと、先ほども申し上げましたように通話時間には全体に大変長くなっているのです、奥さんも子供も。おやじがきょう帰り遅いよという電話だけが二分以内、そういうのが実態ですから、そこを区別して考へていくことが大事だといふふうに申し上げておきたいと思ひます。

それから、今御答弁いただいた値下げのケースですが、こしし二月十九日の値下げ、これによる減収見込み、それから六十六年七月の土曜日の料金値下げによる減収、これは大体どんなものですか。

○草加参考人 お答えいたします。

この二月十九日に値下げいたしましたケースが二つございまして、一つは三百二十キロを超える通話料の値下げ、一つは離島通話料の改善値下げでございます。遠距離につきましては平年度ペースで七百億円、それから離島につきましては百億

円、計八百億でございます。ただ、下がることによりまして通話が喚起されて収入が上がりまゝすので、実際に経営に響く金額といたしましては、百億戻るといふことで七百億円でございます。

それから一昨年の七月に実施いたしました土曜日料金の値下げは、実際に響く料金といたしましては、名目で五百億円下がりますが、これが若干戻りますので四百五十億くらいの減収といふふうに考へております。

○佐藤(祐)委員 それで、公社時代とテンポ変わらざるやうに御答弁だったのでありますが、これも若干違ふんじゃないかなと思ふのです。公社時代は、五年間をとりまして五十五年、五十六年、五十八年、五十九年と、五十七年だけなかったのですが、毎年遠距離料金あるいは夜間割引制度の拡大などをやられておられるわけですね。一年半の周期といふのは必ずしも当たらないといふふうに思ふのです。ですからそういう点でも、回数もやはり少ないと思ひますし、金額をお聞きしましたが、公社時代のは大体千五百億から千四百億くらいの還元をやられておられるわけですね。それから見ますとこの二回は半分程度ということ、私は、私どもも民営化後の方がサービス還元がテンポが速くなっているといふふうに思ふのです。それは率直な話、NCCとの関係があるのじゃないかと思ふのですが、そういうことを指摘する新聞報道もあったんですね。

といひますのは、こしし二月の値下げに際して、一〇％の値下げだったわけですが、三百二十キロ超の通話料ですね、当初議論の段階では一七・五％とか二五％値下げ案も出ていて、NNT社内では一七・二五％ですかね、それが一番支持が多かったといふようなことも報道されているわけですね。それがどういふわけか低い値下げにとどまった、このあたりは一体どういふ、NCCへの考へなどが働いているのかどうか。

○草加参考人 お答えいたします。

今回の値下げを実施するに当たりましては、私どもも事前にいろいろと検討いたしました。今先生御指摘のような、当然検討案といたしましてはいろいろ案を考へたわけでございます。また、それが財務的にもつかどうかということも含めまして幾つかの案を検討いたしました。これらにつきまして、それぞれ国民の皆様方によつて受け入れられるかということも含めまして関係方面のいろいろな御意見も伺つて、私どもが主目的の一〇％値下げといふことを決めさせていただきました。当然NCCに対する配慮もございましたが、これだけではございまして、いろいろ財務的な面、料金体系全般の問題として決めさせていただいたわけでございます。それをもとに郵政大臣の認可を受けた、このようなことでございます。

○佐藤(祐)委員 先ほどのことを正確にしておきます。実行されたのは一〇％ですが、過程で出たのは一七・五％案と二五％値下げ案ですね。多い方はいずれも否決されて結局最終的に一〇％になったといふことですね。

今、NCCへの考へも若干あるといふふうな御答弁でした。私は、かなりこれがあるのじゃないかなといふ気がするので。それではやはり国民の利便の側から見ますと、NCCに配慮するため、つまりNCCの経営が成り立つようにするためにNNT側が一七・五％値下げできるところを一〇％しか値下げしないといふようなことでは、ちょっとこれは筋が違ふのじゃないか、話が違つてくるのじゃないかといふふうに私は思ふのです。そうではなくて最大限国民に利益を還元していくといふことが大事だと思ひます。

二年前の通信委員会での副社長をなさつておられる児島常務にお聞きしたときに、こういうことをおっしゃつていたので。

大体三千数百億の税引き前の利益があれば社会的責任が果たせるであらう、それから社内的にも安定的な運営ができるであらうといふふうに考へておりますので、三千数百億以上の利益を得て、これを値下げに回したいといふ定性的な考

え方は持つております。と云われておるわけですね。それで、NNTの六十二年の税引き前利益は四千四百九十億ですね。六十三年の事業計画でも、先ほどのような値下げを見込んだ上で四千五百億の利益を見込んでおられるといふことだと思ひます。私は、三千数百億といふ児島副社長が言われた数字はちょっと過大じゃないかといふ気もしているのですが、いづれにしても、児島副社長の答弁によりまして三千数百億を超えた分は国民に還元していくのだ、値下げに回していくのだといふことでありましたが、やはりそういう方向を中心に行つていただきたい、NCCへの配慮を先行させるのではなくて。そう考へます

○草加参考人 お答えいたします。

先ほどNCCへの配慮といふことは、それも入つておるといふことを申し上げたのでございまして、もちろん財務的な問題その他あらゆることを考へて今回の値下げが一番適切であるといふふうに判断したといふことをもう一回言わせていただきます。

それから、今先生御指摘の六十二年の経常利益の見込みそれから六十三年の計画、御指摘の数字のとおりでございます。これはこの通信委員会でも児島副社長が答弁しましたように、値下げにできるだけ回していくといふことは基本方針としては変わつてございせんが、これをどのような形でどのような時期に実施するかといふことは、冒頭から先生が御指摘のように、料金体系全体の問題としてとらえて、それらを十分に検討した上で関係方面の御理解を得ながら実施していきたい、このように思つておるところでございます。

○佐藤(祐)委員 料金体系を検討してということですが、はつきりしていることは、冒頭に言われた遠近格差の是正といふことでこの間もやつてきているわけですね。私はこの際、六十三年度四千五百億の見込みでありますから、ぜひサービスに還元をしていただきたいわけですが、こ

れまで、昭和五十五年からとりまして六回の値下げなんです、この一つの特徴は、六十キロ未満は一回もなかったということなんです。いろいろな比較をしてみますと六十キロ未満も決して安くはないのです。ですから、六十キロ未満のところで対象に入れて値下げの検討をやっていたらいいというところ、冒頭いろいろ例を挙げて申しましたが、市内料金の割引制度、幾らか段階をつけて割引制度を採用していく。この段階のつけ方も先ほど紹介したようにいろいろありますが、おむね各国共通して言えることは、土曜日と日曜日、祝日、これをうんと安くしているというのと、平日の、早いところはフランスの場合は午後六時から安くなるとか、いろいろな違いがあるのですが、夜間は安くする、そういう方向でぜひ国民へのサービス還元、利便を図るということを要望したいのですが、どうでしょうか。

○草加参考人 お答えいたします。

最近認可申請をいたしましたINSネットサービス、ISDNでございますが、これが将来の主流になっていくサービスでございます。通話、非通話、かなり高度な使い方ができるネットワークサービスになると思っております。これが近々サービスを開始する予定でございますが、これが急速に伸びてまいりますと、一体通話の料金体系はどうあるべきか、それから通話でない非通話の料金体系はどうなるか。将来は非通話の方がウェイトがかなり高くなっていると思っておりますので、これらをおわけて将来を展望した形で料金体系の是正というものを私も進めていきたい、このように思っております。そのためにもちろん値下げのスピードをおくらすということではございませんが、将来あるべき料金体系というものを把握しながら、今先生の御指摘のように国民に便利ないろいろな制度を検討して料金体系というものを是正していきたい、このように考えているところでございます。

○佐藤(祐)委員 夜間割引その他、あるいは西ドイツでやっているような二十度数までは無料だと

か低所得者層にはプラス三十度数とか、そういう細かい細かいサービスをぜひ推進していただきたい。ですから、市内料金については値上げということとは頭から捨ててしまおう、どう安くしていくかというのを課題だということを私は申し上げておきたいと思っております。

次、番号案内の問題。番号案内についても有料化というように言われてきておったのですが、これについてはどう考えていますか。

○草加参考人 お答えいたします。

番号案内については、現在まで電話料金全体の中で賄うという観点から無料にしていたわけですが、近年、これらの通話の利用実態を調査いたしましたところ、約二割のお客様が利用全体の八割を占めてきておるといふような利用の偏在がわかってまいりました。負担の公平という面からこれらは何らかの是正を図りたい、このように考えております。

それから、ここ数年、先ほど先生いろいろ御指摘の諸外国、先進国におきましてはほぼ全部有料化が終わっており、または進んでおるといふようなことでございます。これらに付きましては、番号案内のあり方について幅広く検討いたしておるところでございます。具体的には関係方面の御納得を得ながら進めていきたい、このように考えております。

〔委員長退席、小澤(潔)委員長代理着席〕

○佐藤(祐)委員 特定の人が利用している利用の偏在ということが言われました。どうもそういう実態もあるようではあります。しかし、そういう人のために全体の加入者が逆に不利益を受けるというの、これはつじつまの合わない話だなどというところもあるですね。

それから、実態の面からいいますと、この前私がかこでも質問したのですが、ぜひとも必要にしておられる方、視力障害者の方がいらっしやる。それから、最近電話帳が分冊になりましたね。東京二十三区で、僕は足立に住んでいますが、足立の方の分しか来ないということになりますね。要

望があれば出しますということですが、しかしそういうことはしないのですよ、一般には。各家庭には自分の区に分しか来ない。そうしますと、世田谷にかけた、目黒にかけたというときには、やはりこれは一〇四で尋ねたい、尋ねるということになるわけですね。そういう実態もありますから、私はこの問題は十分慎重でなければならぬということを申し上げておきたいと思っております。

この問題で一つ、考え方の問題としてお聞きをしておきたいのですが、その電話番号の、どう言いますか、周知義務といいますが、これはやはり私は事業者にあるのじゃないかというふうに思うのです。電話番号というのは自分では選べないわけですね。おれはこうするぞ、それで、友人、知人に全部連絡するといふわけにはいかないのです。これは、NTTの方で決められるということとでありまして、やはりNTTの側で電話番号を、だれそれ、郵政大臣のところは何番だとかいうものをだんだん周知しなければならぬ。電話帳を出しておられるということもそういうことですね。理念としてはそういうことだというふうに思うのです。

そういう観点でいいますと、サービスはちゃんと歴史も長いのですが、やはり一般加入者に対する番号案内サービスというものは必要不可欠なものだ、せつかくこれまで無料で、そういう多くの国民の利用に供するといふことで無料で続けてきた制度でありますから、これは一般加入者に負担がかぶることがないように引き続きやっていただきたい、周知義務という観点からいいますと、そういうことでやるべきであるというふうに考えますが、どう思いますか。

○草加参考人 お答えいたします。

この番号案内につきましては、私も毎年約三千億円の経費をかけております。御指摘のように無料でございますので、収入は一切入っておりません。そうしますと、先ほどの先生のお言葉でございますが、負担の公平という面からいいますと、

と、多く利用する方に持っていたらだか、ほとんど利用しない方はその多く利用する方の犠牲で料金を、その三千億を負担している、こういうことになるのではなからうか。また、先ほど申し上げましたように先進国もほとんど有料化を実現させておられますが、これを実現することによりまして、この番号案内の経費を一般に負担することとを避けまして、先ほど先生いろいろ御指摘の新しい便利なサービスに振り向けることができるのではなからうか、このようなことも考えられますので、今ここで結論を出すわけではございませんが、今後そういうことも勘案しながらこの問題については取り組まさせていただきます、このように思っております。

○佐藤(祐)委員 確かに矛盾がある点は私も感ずるのです。一部の利用者が八割も使っている、その数字が正確であるとしておきます。そういう矛盾のある面は感ずるのですが、同時に、そのために一般の加入者が不利益を受けるというの、都合だということもあると思うのです。それから、諸外国の例も話されましたが、しかし、それら一律でもないですね、諸外国の場合も。例えば住宅用電話には月何回までは番号問い合わせが無料という制度をつくっておられるところもあるのです。全部有料じゃありませんからね。それから、電子電話帳のなもので、そういうものを使っている国もあるわけですね。ですから、外国は皆有料になっておるといふふうにおっしゃると、これもやはり正確でないと思っております。そこは申し上げておきたいと思っております。

〔小澤(潔)委員長代理退席、委員長着席〕

この問題の最後に大臣にお聞きをしたいのですが、電電公社の民営化につきましては非常に大きな議論がありました。その際、民営化というものは、民営化と競争によって国民が利益を受けるのだということが、政府の公約といえますか、強調されたことですか。当時の奥田郵政大臣は、委員会

で、「今回の法案を成案化したしますれば、新電

でございますが、電話を使って電話でヒントを聞きながら進めていくところがある一つの特長でございます。

○佐藤(祐)委員 御存じない方も多いかと思ひますのでちょっと紹介しますが、「アイドルホットライン」というので「キミだけに贈る恋愛マニュアル」中山美穂のトキメキハイスクール」こういうものなんです。随分あちこちに広告が出ておりまして大宣伝して大発売をされているわけです。これは今ちょっと答弁にあつたのですが、このゲームを最後までやっていくには途中で十回電話をかけなきゃならぬようになっていくわけです。電話をかけて中山美穂がいろいろしゃべるのです。そのシナリオも持ってきております。実際にダイヤルして私も聞いてみたのですが、ちょっと甘い声でいろいろ言うのです。まあそれはやめておきましょう。

それで、とにかく私が思ひますのは、十カ所電話をかけないで——中山美穂の言葉の中に次に進むヒントが出てくるわけです、わかりやすく言う。これが札幌二回、東京二回、横浜二回、大阪二回、福岡二回、これだけの電話をかけなければ進まない、終わらないという仕掛けになっているのです。いかに増収になるからといって子供にそういう長距離電話をかけさせるやり方はけしからぬというふうに私は思っているのですが、NTTはこれによって幾ら増収があるというふうに見込んでいますか。

○西脇参考人 ただいま先生札幌、福岡、大阪とおっしゃいましたが、そのほか東京、横浜もございいます。(佐藤(祐)委員)それも言いましたよ」と呼ぶ)それは失礼いたしました。

これは、実際にゲームを解いていく場合に非常に難しい部分がございます、その部分は実は考えれば解ける部分でもあるのですが、余り長時間考えているわけにもいかない場合にはヒントをといてやるようになっております。これは、このゲームの筋書きに沿って組み立てられておりますから、私もとしまして、それが一体どのような

場所ですけれども増収になるかということを明確に承知をしておるものではございません。

○佐藤(祐)委員 増収見込みは幾らになつておるのですか。

○西脇参考人 増収見込みは立てておりません。

○佐藤(祐)委員 そういふいかに増収を言つたら困るのです。これは東京総支社が各電報電話局にある文書があり、そこにはつきり出ているのです。「各電報電話局第二営業担当課長殿、試験担当課長殿、電話運用担当課長殿」というもので「任天堂テレホンアドベンチャー テレホンサービスの実施について」というのがあつたのです。「テレホンサービスについては、増収政策の一環として積極的に普及拡大並びに利用促進を図つていくところですが、この度、新しい形のテレホンサービスを任天堂とNTTアドが実施することになりまして、サービを開始に当たっては、関係部門と十分な検討を行つてきたところですが、云々と趣旨が説明してあつて、そして「テレホンサービスの概要」として「ファミリーコンピュータ用のディスクソフトの中にテレホンサービス番号を入力しておき、ゲーム(高校を舞台にしたラブロマンス)の進行に合わせて、全国に指定した十カ所のテレコールポイントに電話をかけながらゲームを進行させていくものです」というふうにより方も説明してあるわけです。

そして、これによるテレコールポイントは、東京二、関東二、関西二、北海道二、九州二の十カ所と「ダイヤル通話料の収入見込み」というのもありまして、「四十億円」という数字がはつきり印刷されたものがあるのです。こういう事実があるのに「さういふいかに増収を言つておるのですか。」

ただいま先生のお示しになりました文書は、たしか社内のある支社から電話局等に対して連絡文書として流したものであらうかと思ひます。その中に御指摘の収入見込み額云々というのが確かにございまして、これは単にどのくらいソフトが売れて、それから任天堂は公称千円くらい電話料が

かかるだらうといつておるものですから掛け算をするところなりまして書いてあるだけでありまして、私もとしましてそれを事業計画等できちんと収入見込みとして上げておるものではございません。

○佐藤(祐)委員 さつきは収入見込みを出してないと言ひながら、ここにははつきりと「ダイヤル通話料の収入見込み」四十億円、それで百万本売れて何回電話をかけるからどうだといふふうにも書いてあるのです。

だから、私はこれは問題だと思ひます。皆さんに考えてもらひたい、これから子供がこんなゲームをやつたために北海道へ電話します、ああいよいよといふ親がどれだけいますか。そんな子供を唆すような増収商法はやるべきではないといふことを強く言つておきたいと思ひます。大臣、どう思ひますか。

○中山國務大臣 その中身によると思ひます。これからの電気通信、電話、テレコミュニケーションといふものは、子供たちの時代が来ましたらますますISDN化して大きな需要を呼ぶものと思ひますが、ただし、その中に今お話のありましたような、先生が中身をお読みになりませんでしたので大変残念に思つておりますけれども、むしろ中身を知りたいと思ひます。その中身によると思ひます。中身が建設的また子供の情操を豊かにしたり子供の知識をふやしたりするようなものであれば、遠距離にかけられる電話、近距離にかけられる電話、さういふものに対する子供たちの意識というものが高まるでございましょうし、そして意識を高めながら知識を高めるといふ結果を生むようなものなら結構でございますが、子供を堕落させるようなものでは、私も教育的な感覚からいひましても好ましくないものだと思つております。

○佐藤(祐)委員 中身はいろいろありますけれども、それは紹介する時間がありませんから省略しますが、北海道の札幌へ電話して、勉強になるような札幌の何かを聞くといふことではないですね。ただ、タレントがずつとあちこち渡り歩いて、何とか言つてごめんねとか、そんなことを言うのを聞くだけなんです。それだけで大阪へかけたり福岡へかけたりしなければならぬというのです。これはもうこれでやめます。全くこういうものはやめてもらひたい、さういふことを強く言つておきます。NTTどうも御足労でした。

それから最後になりますが、前回の委員会問題になりました簡易保険の問題です。これについて私も若干お聞きをしておきたいのです。

二月に東京国税局が、簡保の集金人の方のいわゆる脱税だといふので八百二十九人から三億六千万円の追徴課税をしたといふことがありました。これは私は非常に大事な問題だといふふうに思ひます。

それで前回の委員会でもやりとりがあつたわけですが、問題は、集金人の方が郵便局から、座間であつたり松戸であつたり千葉であつたりするわけですが、一様に共通しておりますことは、税金のことは心配しなくていいのだといふふう言われて集金をやつてきた、それが突然税金を払えといふことになつたので、大変びっくりして困つておられる、こういう事態なんです。

前回保険局長は、調査をしたが具体的事実については確認できていないといふような答弁をなされたのですが、何をどう調べられたのか、何が確認できなかったのか、お答えいただきます。簡潔にお願いします。

○相良政府委員 昨年の六月に、東京の大森郵便局の払い込み団体について某紙に報ぜられました。さういふこともございまして、その後一部の新聞にも続報がございましたので、関係します局に関東郵政局を通じてそれぞれの実情について確認をいたしたわけでありまして。特に、先生がおっしゃいましたように、郵便局サイドにおきまして税金を納める必要がないとかそのたぐいのお話を申し上げたといふことであればゆゆしいこととでございますので、その点について特に調査をいたしましたけれども、関連各局におきましてそのような事実はないといふ報告を受けておるわけ

で、何とか言つてごめんねとか、そんなことを言うのを聞くだけなんです。それだけで大阪へかけたり福岡へかけたりしなければならぬというのです。これはもうこれでやめます。全くこういうものはやめてもらひたい、さういふことを強く言つておきます。NTTどうも御足労でした。

それから最後になりますが、前回の委員会問題になりました簡易保険の問題です。これについて私も若干お聞きをしておきたいのです。

二月に東京国税局が、簡保の集金人の方のいわゆる脱税だといふので八百二十九人から三億六千万円の追徴課税をしたといふことがありました。これは私は非常に大事な問題だといふふうに思ひます。

それで前回の委員会でもやりとりがあつたわけですが、問題は、集金人の方が郵便局から、座間であつたり松戸であつたり千葉であつたりするわけですが、一様に共通しておりますことは、税金のことは心配しなくていいのだといふふう言われて集金をやつてきた、それが突然税金を払えといふことになつたので、大変びっくりして困つておられる、こういう事態なんです。

前回保険局長は、調査をしたが具体的事実については確認できていないといふような答弁をなされたのですが、何をどう調べられたのか、何が確認できなかったのか、お答えいただきます。簡潔にお願いします。

○相良政府委員 昨年の六月に、東京の大森郵便局の払い込み団体について某紙に報ぜられました。さういふこともございまして、その後一部の新聞にも続報がございましたので、関係します局に関東郵政局を通じてそれぞれの実情について確認をいたしたわけでありまして。特に、先生がおっしゃいましたように、郵便局サイドにおきまして税金を納める必要がないとかそのたぐいのお話を申し上げたといふことであればゆゆしいこととでございますので、その点について特に調査をいたしましたけれども、関連各局におきましてそのような事実はないといふ報告を受けておるわけ

で、何とか言つてごめんねとか、そんなことを言うのを聞くだけなんです。それだけで大阪へかけたり福岡へかけたりしなければならぬというのです。これはもうこれでやめます。全くこういうものはやめてもらひたい、さういふことを強く言つておきます。NTTどうも御足労でした。

それから最後になりますが、前回の委員会問題になりました簡易保険の問題です。これについて私も若干お聞きをしておきたいのです。

二月に東京国税局が、簡保の集金人の方のいわゆる脱税だといふので八百二十九人から三億六千万円の追徴課税をしたといふことがありました。これは私は非常に大事な問題だといふふうに思ひます。

それで前回の委員会でもやりとりがあつたわけですが、問題は、集金人の方が郵便局から、座間であつたり松戸であつたり千葉であつたりするわけですが、一様に共通しておりますことは、税金のことは心配しなくていいのだといふふう言われて集金をやつてきた、それが突然税金を払えといふことになつたので、大変びっくりして困つておられる、こういう事態なんです。

前回保険局長は、調査をしたが具体的事実については確認できていないといふような答弁をなされたのですが、何をどう調べられたのか、何が確認できなかったのか、お答えいただきます。簡潔にお願いします。

○相良政府委員 昨年の六月に、東京の大森郵便局の払い込み団体について某紙に報ぜられました。さういふこともございまして、その後一部の新聞にも続報がございましたので、関係します局に関東郵政局を通じてそれぞれの実情について確認をいたしたわけでありまして。特に、先生がおっしゃいましたように、郵便局サイドにおきまして税金を納める必要がないとかそのたぐいのお話を申し上げたといふことであればゆゆしいこととでございますので、その点について特に調査をいたしましたけれども、関連各局におきましてそのような事実はないといふ報告を受けておるわけ

で、何とか言つてごめんねとか、そんなことを言うのを聞くだけなんです。それだけで大阪へかけたり福岡へかけたりしなければならぬというのです。これはもうこれでやめます。全くこういうものはやめてもらひたい、さういふことを強く言つておきます。NTTどうも御足労でした。

それから最後になりますが、前回の委員会問題になりました簡易保険の問題です。これについて私も若干お聞きをしておきたいのです。

二月に東京国税局が、簡保の集金人の方のいわゆる脱税だといふので八百二十九人から三億六千万円の追徴課税をしたといふことがありました。これは私は非常に大事な問題だといふふうに思ひます。

それで前回の委員会でもやりとりがあつたわけですが、問題は、集金人の方が郵便局から、座間であつたり松戸であつたり千葉であつたりするわけですが、一様に共通しておりますことは、税金のことは心配しなくていいのだといふふう言われて集金をやつてきた、それが突然税金を払えといふことになつたので、大変びっくりして困つておられる、こういう事態なんです。

前回保険局長は、調査をしたが具体的事実については確認できていないといふような答弁をなされたのですが、何をどう調べられたのか、何が確認できなかったのか、お答えいただきます。簡潔にお願いします。

○相良政府委員 昨年の六月に、東京の大森郵便局の払い込み団体について某紙に報ぜられました。さういふこともございまして、その後一部の新聞にも続報がございましたので、関係します局に関東郵政局を通じてそれぞれの実情について確認をいたしたわけでありまして。特に、先生がおっしゃいましたように、郵便局サイドにおきまして税金を納める必要がないとかそのたぐいのお話を申し上げたといふことであればゆゆしいこととでございますので、その点について特に調査をいたしましたけれども、関連各局におきましてそのような事実はないといふ報告を受けておるわけ

で、何とか言つてごめんねとか、そんなことを言うのを聞くだけなんです。それだけで大阪へかけたり福岡へかけたりしなければならぬというのです。これはもうこれでやめます。全くこういうものはやめてもらひたい、さういふことを強く言つておきます。NTTどうも御足労でした。

ございます。

○佐藤(祐)委員 結局、後から問題になってあわてて言った覚えはないというふうに、それは皆そう言っているわけですね。関東郵政局に、相模原と座間の郵便局管内で集金をやっておられた方が要望書を持っていかれた。去年の十二月十五日です。それから、千葉の柏郵便局に要望に行かれた人たちがいるんですね。その人たちは集金人御本人なんです。当事者なんです。だから、言っているはずはないという報告になっておつても、実際には集金人の人たちは皆そう言われたのだと言つて、何とかしてもらわなければならぬということと交渉も行っているんですね。だから、いつまでもそういう言い方ではこれは済まぬ問題だということに私は思うのですよ。

きょうはもう時間がなくなりましたので詳しくやれませんが、しかもどこか一つの局で起きたというのなら、ある一部の地域で起きたというのならまた違うことがあるかもしれませんが、今回関東一円で起きているのですよ、同じようなことが。これは、結局郵便局が同じような方針でそういうことをやっていったということしか考えられないわけですね。私は、保険局長の答弁ですが、それでは問題は済まない、重ねて調査をしてもらいたいというのを要望したいと思うのです。

ちょっと時間がなくなつたので私の方で言いますけれども、こういう問題が起きている地域、郵政から資料をいただきました。松戸とか座間とか相模原とか、特に今度の問題で集金人の方が税金問題でいろいろ困った地域ですね。そうしますと、大体団体保険というのは、この前の答弁でも全国で三五%くらいだった。それが五〇%超えているのです。異様に団体保険の比率が高いのです。こういう問題がどうして起きているのか、この点どう考えておられますか。

○相模政府委員 全国の平均をとってみますと、ポランティアで、つまり報酬なしで集金をされている協団体は約七割という数字になるわけでありまして、今お話のありました相模原、座間両局

で見ますと、大体六六%程度、つまり三分の二が対価を得て集金をしておる団体である。なぜこの両局が高いのかというお尋ねでございますが、何ともこの両局だけではございませぬ、北海道にしても仙台にしても、大都市周辺における特にベッドタウンの各局においては似たような状況になつておるということでございます。

○佐藤(祐)委員 ちょっとお話が違つたのです。全契約数に占める団体保険の比率のことです、私が言いましたのは、それが全国平均は三五%というふうに答弁をされたわけですね。今回いろいろ問題が起きている地域、資料をいただきましたところが、六割を超えているというところも大変多いのです。これはやはり団体保険のやり方に大変問題があるということですが、ちょっときょう時間がなくなりましたので、その詳しい問題提起はまた次回にでも譲ります。

ただ、大臣にもちょっと聞いていただいて解決を図るといいますか、していただきたい問題というのはあるのです。郵政省からまず答えてもらつていいのですが、集金人というのは本来は団体から委嘱するという建前ですね。そうでしょう。ところが、千葉と神奈川で集金の人たちに直接聞きました。二十九人の方について聞き取り調査をしたのですが、そのうちの十九人の方が郵便局から直接頼まれたと言っているのです。しかも保険課長が面接をして採用するというふうな、そういうケースもあるのです。現にあるのです、これは、千葉の別の例では、信用のある会社に勤めている人か公務員の奥さんかどちらでもないか採用しないという基準を設けてやっているところもあるのです。明らかに、局が集金人をじかに採用する、本来の姿としてはおかしいようなことが起きているわけですね。きょうはもうその一点に絞つてお聞きしておきます。

大臣、集金人の方が、これは婦人が多いのです。税金のことは心配要らないと郵便局から言われますと、国の機関が言うんだからそうだろうというふうな思い込みやうのも私は無理がないと思

うのです。そういうことでやつてこなかったら、突然さかのぼつて申告せよ、それで追徴金を取られたという事態が起きたということですね。これは問題が御本人だけにどまらないのです。夫が、夫の扶養家族になつておるということがあるわけですね。そうしますと、夫のこの数年の申告もさうだったということになるのです。会社でその点を詰問されて、その夫の方も修正申告で追徴金を払わなければならぬという事例がたくさん起きているのです。これは経済的な問題だけじゃなくて、夫が、何だ、おまえは所得を隠した、うそをついていたじゃないかというふうなその勤め先で言われて名譽が傷つくというふうな事態まで起きているのです。

だから、今回の問題というのは相当深刻な、影響も大きい問題なんです。保険局長は、そう言つた覚えはなかったというふうな答弁だけで済まされず、とにかく大事な郵政事業の中でいざそれを下から支えているような集金の方に大変迷惑が起きている事態が起きたわけですから、そういう責任は私はあると思うのです。それで、しかるべき救済策といふべきか、夫の名譽回復とかそういうことが必要だと思つたのですが、責任あるかないかということを含めてちょっとはつきり答弁してもらいたい。

○相模政府委員 もともと払込団体制度というのは、郵政省サイドにとりましては集金の簡素化、さらには契約の維持という点に効果があるということとやつておるわけでありまして、また一方加入者の方から見れば、七%の割引料を大変有効に使うことができるという、両方にメリットのあるそういうシステムでございます。そして、団体の組成、その他維持につきましては郵便局も、そのように両方にメリットがあるわけでございますから、団体に協力も申し上げるし、お手伝いをすると、たまたま私どもと団体の関係は、団体を代表される方との関係になつておりました、その団体内部におけるところの七%をどのようにお使いに

なるかとか、あるいはどういふ方に集金を委嘱されるかということについては、直接私どもの方でどうこう申し上げるということにはないわけでありまして。

それから、扶養手当のことのお話でございますが、扶養手当はいろいろな会社によつて支給規定があるいは違つてもいいかもしれませんが、おおむね扶養手当の支給を受ける方が実際に幾らぐらゐる所得があるかということの申告を求めているというふうな理解をいたしておきます。したがつて、この点については納税等との関係はないというふうな理解をしておるわけでありまして。

○佐藤(祐)委員 今回の答弁はもう私の方は反論がすべてにあるような答弁ですが、もう時間が来ましたので後に譲つて、きょうのところは終わります。

○塚原委員 上田利正君。

○上田(利)委員 外国から大量のダイレクトメール等の通常郵便物が日本に差し出されている、この問題を最初に質問したいと思つた。我が国の最近のマスコミの情報によりますと、我が国の商社などが香港やシンガポールに郵便物を大量に貨物で運びまして日本に逆に出し出しをしていて、こういう報道がございまして。今日、国内郵便の封書につきましては六十円でございますけれども、最近の円レート、香港ドルで見まして二十

二円で香港から郵便物を日本に届けることができる。シンガポールからは一通大体三十三円で配達されます。例えば五万通を、これを国内で出しますと三百万円かかるわけでありましてけれども、香港から出しますとこれが百十万円、実に九十万円が国内で郵便を出すよりも外国である香港から出した方が安い、こういうことのようにございまして。郵政省としてこの事実、そういう事実があるのかどうか、それをまず伺います。

○田代政府委員 遺憾ながら、そのような事実はございません。

○上田(利)委員 それで、日本の郵便が何でこんなに高いのですか。ここをちょっとお聞きをした

いのですが。

○田代政府委員 日本が高過ぎるのかほかの国が安過ぎるのか、議論いろいろございますが、各国それぞれの国の郵便料金は自分の国での取扱経費が主でございまして、それぞれの国の取扱経費ですとかあるいは物価水準などに基いて郵便料金を決めております。したがって、それを反映いたしまして国際郵便の値段も高い安いが出てまいります。したがって、香港とかシンガポールといった東南アジアの諸国は日本に比べますと国際郵便が大変安い、こういうことになっております。

○上田利委員 論争はしませんけれども、我が国の物価が高過ぎる。香港の郵便料金で見れば大体三倍近いわけでございますから、経済大国だ、日本は金持ちだといって、金持ちの国の郵便が高いいことが、これが許されるかどうかということもありませんけれども、いずれにしてもきょうは論争は避けたい。

そこで、このような郵便物につきまして調べましたら、万国郵便条約というのがございまして、この二十三条にございまして、こういうものが大量に外国から日本に配達せよということである場合は、差し出し元へこれを返すということ。それから二つ目は、国内郵便料を、本人の了承を得ればいわゆる差額料を取って国内で配達をする。もう一つは、どうにもむにやむにやしているような場合については、これは廃棄処分、焼却するかどうか知りませんが、廃棄処分をすることができ。大体こういう三つに、この間見ましたら条約には書いてあるわけでございますが、そのとおりでしょうか。

○田代政府委員 結論から申し上げますとそのとおりでございますが、若干説明させていただきますと、万国郵便条約の二十三条で、ある国の居住者が外国から自国に当該外国で定める低い料金、その利益を受ける目的で、例えば日本なら日本に差し出す、あるいはそういった目的の有無にかかわらず大量の通常郵便物を差し出した場合、こういった場合には、受け取った方の郵政庁

はこれを引き受ける義務あるいは配達する義務がない、したがって、これを返すかあるいは国内の料金を取って配達する権利がある、こういった条約になってございます。

この条約の趣旨は、本来自分の国の郵便局に国内の郵便として差し出されるべきものが、先ほどの、国によって郵便料金が違うことを利用して外国で差し出されるケースがございまして、こういった各国間の郵便の秩序を維持しようという趣旨からの条約でございます。

○上田利委員 時間が限られておりますから二、三、一遍に聞きます。

六十二年、昨年の四月からことしの二月までいいのでございましてけれども、こういうふうな該当する郵便物が何件あり、大体何通ぐらいあるかというのが一つ。それから二つ目は、そういうもののについてどういう方法で郵政省としては発見するのか、外国から来た大量の郵便物をどこでどういうふうにして発見するのか、これが二つ目。それから三つ目は、大量とか多数という言葉が使われておりますけれども、大量とか多数というのはその基準はあるのか、一万通以上が大量なのか、十萬通なのか、これが三つ目。それから四つ目は、我々もそうでございますが、一般の人たちも海外旅行が非常に多いわけでございますが、海外へ行きまして、支持者であるとかあるいは知人であるとか友人であるとか、そういう者に千通とか二十通出した場合にも多数というふうな形で二十三条に抵触するかどうかというのが四つ目。この四点についてまず要点だけお答え願いたいと思ひます。

○田代政府委員 まず第一点の、どれぐらいの件数、物数があるかという御質問でございますが、六十二年の四月からことしの二月までの間の数字で申し上げますと、合計二十四件で約五十一万通発見いたしております。

第二点の、どのようにしてこれがわかるかという点でございますが、これは大量にまとめて到着いたしますので、外国から、航空ですと、新東京国

際空港にありまして郵便局に着いた時点で、同一差出人から同じ形状の、つまり差出人の住所、氏名を見ますと、同一差出人から同じ形の郵便が大量に到着いたしますためにこれがわかる、こういうことでございまして。

それから第三点の、大量とはどれぐらいかという点でございますが、条約上はこの大量を何通かというのとは各国の郵政庁に任されておまして、日本ではこれを三千通として運用いたしております。なお外国の例を申し上げますと、西ドイツでは五百とかフランスでは千とか、いろいろございまして。

それから四番目に、個人が外国へ旅行して日本の友人に出す場合にも当てはまるかという御質問でございますが、これは条約上は当てはまりません。つまり料金を安くするのが目的であろうとか、大量の場合にはそういう配達する義務を負わないという条約になっております。ただ、個人で、つまり日本の友だちに三千通もまとめてお出しになるケースというのは極めてまれなケースだと思っております。大部分は企業のDMが中心でございまして。

○上田利委員 それで、実際に海外から発送されておりますDMは、ちまたでは一千万通とかいろいろ言われておるのですが、全部発見はでき得ないと思うのでございまして、その辺はどんな状況になってございましてか。

○田代政府委員 これは郵便物でございまして、封をしてある郵便は私も勝手にあけるわけにはいきません。したがって、先ほど申し上げましたように、大量に同一差出人が出しますとどかっとまとまって参りますので、これはしかも、日本の住所、氏名を書いてあったりしますから、こういったものは外観でわかります。

それから物によっては開封という外国郵便がございまして。開封の場合ですと、これは条約なり郵便法に適合しているかどうかを見ていいことになっておりますので、これは場合によっては見させていただきます。そういったしますと今のよう

なケースも出てまいります。

私ども、したがって、成田の空港郵便局で毎日到着いたします郵便を見ながらそういった条約違反のものを発見しておりますが、先ほど申し上げましたように、年間五十一万通程度発見しております。これは果たして氷山の一角なのかどうか、私は確たる自信はございませんが、それほど見逃しているとは思いません。ただ、業者の方が勝手に手の込んだやり方で、毎日少しずつ分けて出されるとき、もしそういうことをやられますと、なかなか私どもはそういうことはわかりませんが、今のところは一千万のオーダーではないと思っております。

○上田利委員 今業者の方が利口になりまして、波状攻撃ではございせんけれども、二千通とか三千通とか常時出して、そして日本へ送りつけて配達してもらっている、こういうケースが多いと聞いているのです。

いずれにいたしましてもこれは大きな問題があるわけでございますから、今後郵政省としても検討され、二十三条違反、これは絶滅をしてもならなければなりませんけれども、次の段階で国際郵便の法の改定の問題、料金改定の問題がございすけれども、できるだけやはり国際競争に打ちかてるような郵便料金に我が国もしていかなければならぬと思ひますから、この点だけは強く要望して、お答えはいいです。

次に、実はラジオ第一放送の中で、朝六時五十分から五分間ございまして「おはようラジオセンター」という番組がございまして「私たちのことば」というのがございまして。最近私それを見ておりましたところ、要旨、こういうふうなものもございまして。私は視覚障害者であるけれども、近くに盲学校などを含めて視覚障害者施設が四つほどある。そこに私住んでおるのだ。しかし郵便ポストがなくて不便をしておる。この近くに点字図書館があって、そしてそこにはほとんど毎日というくらい郵便局員が来てくれるので、もし郵便ポストがなくても、出すならば、その点

〔委員長退席、牧野委員長代理着席〕

いますけれども、そういうようなポストは今のくらいあるのか。全国のポストの総数が十五万本とか、こう言われておるわけです。そのうちどのくらい点字板をつけてまして、地域内と地域外、こういうふうなものがどういふふうになっているのかということがお尋ねの一つ。

があるわけでございますけれども、非常にこれは結構なことでございます。ポストをつくったらこのような点字ポストを全部やっていたきたいわけでございますけれども、それが今どんなような全国的な状況になっておるのか。私の選挙区の山梨にはどのくらいあるか、ちょっとわかりました、この二点をお尋ねしたいと思います。

それから名古屋の例でございますが、取り集め

○**上田利委員** 要望しておきますけれども、やはり名古屋のこの例は非常にいい。私もボランティアをいろいろ、あるいは福祉の関係もやってきまして、これは早急に、予算はかかるでしょうけれども、やはり視覚障害者にも公平にできるように、なこれを目指ひ全国的に検討して、早くやってもら

○田代政府委員　取り集め時刻を点字で表示する件につきましては、相当本数も多うございますので、目の不自由な方の御利用の多そうなところから順次手はずをしていくことになると思います。が、きょうせつかくの御意見でございますので、私ども持ち帰りまして、早速その方向で検討に入りたいと思います。

いうことを目的に電電公社がNTTに三年前にな

し、秋になりましたらクリがなくなってしまうので、桃クリ三年、こういうことが言われておりまして、あるいは石の上にも三年というようなこと
が言われますけれども、歴史的な我が国の通信事業、百年間の官営といえますか独占体制から民営化ということになった。画期的なものでありまし

二つ目は、新規参入業者、NCCでございますけれども、あるいは今までの百年の歴史を持ちますNTT、すなわち電気通信事業者全体を総括いたしましたして、この三年間の成果、評価できる部分はある点か成果と言えるところであるのか、あるいは評価できなくて、問題点が残っている、まだまだこういう点は問題点がある、こういう

NTTにおかれましても、組織の改革さ

いう後段のお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、一口に言いまして競争原理の導入という面では大変、大いに効果が既に出ていると思いますし、中継系のみならず地域系、あるいは衛星系、あるいは自動車電話、ポケットベル、あるいは東京湾マリネットのようなユニークなもの

ましてまだ非常に日が浅いこともありまして、ほとんど経営の実績としてはNCC側に見るべきものがない、つまり市場の規模で申し上げますと九・九％がNTTの独占市場であるということでございます。そのことと、もう一つはNCCが中継系のみならず自動車電話、ポケットベル等も全て十全なサービスを行うためには、いや応なし

に市内網を独占しているNTTと接続をしなければならぬということ、NTTに依存する面が非常に多いということで、接続の問題、IDの問題等思いがけない問題が生じていることも事実

でいふからます。

〔牧野委員長代理退席、委員長着席〕

○上田利委員 電気通信審議会の答申は予定どおりと申しますか三月の十八日に出てまいりました。本委員会の中でも、出るか出ないかというふうな御論議がございましたけれども、三月十八日に出ました。この答申を受けまして郵政省は、答申が出れば郵政省としての態度を明確に表明しますよ、それも三月中にやりますよ、局長からもこういう答弁はこの前の本委員会の中でございました。三月十八日に出たものですから、郵政省としての態度表明というものをまずひとつお聞かせを願いたいと思うのです。

○奥山(雄)政府委員 御指摘ございましたように三月十八日に郵政省の方から諮問しておりました電気通信事業法附則二条に基づく施行状況の検討についての結論が大臣あて提出されました。それと、その中で、結論的に申し上げまして、現時点では電気通信事業法の改正の必要はない、ただし社会経済の動向あるいは技術発展の動向等を十分見きわめて、今後とも法の施行状況については適時適切に検討していく必要があるという御答申をいただいたところでございます。それに先立ちまして、三月十日に電気通信審議会の事業部会から中間報告ということでその結論部分の報告をいただきましたので、郵政省といたしましてはそれを受けまして、今国会における電気通信事業法の見直しにつきましては法律の改正は行わないという態度表明をさせていただきました。また改めて、きょうこの場でもその点を確認させていただきたいと思っております。

○上田利委員　そこで、本国会では事業法の改正はない、しかし改正はないけれども郵政省として講ずるべき措置についてはやってまいりますよ、逐次内容についてもこれを実現をしていきたい、いく、こういうようなことを言っておられますけれども、そういう内容はございませうか。

○奥山(雄)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。

いまして、今国会に法改正は提案をしないことに決定させていただきましたけれども、電気通信審議会の御答申の中でも、今後譲ずべき措置につきましては具体的に数多く指摘されております。大きな項目でネットワークの高度化あるいは有効、公正な競争基盤の整備等々八項目、さらにその内訳の項目では二十数項目ございます。これらは省令改正を要するものあるいは指導通達を出すべきものあるいは運用でやるもの、場合によっては後刻法改正にも及ぶようなものも含まれているかもしれませんので、これらを手細に分析いたしました。適切に処理をしまいたいというふう考えております。

○上田利委員　まだほかにもいろいろと聞きたいのでございますけれども、時間の関係、もう時間が余りございません。それでもう一つだけ郵政にちよつと聞いておきたいのでございます。

NCCCの長距離系、いわゆる三社、これが専用線を六十一年の十月ですか、これをサービスイたしまして、さらに市外回線サービスマも昨年の九月に行われましたけれども、これが専用線にいたしましたでもあるいは市外通話サービスイたしましたも東名阪中心でございまして、サービスマをした時点から専用線の場合は一年半ばかりたつておる、市外回線、市外サービスマの方はまだまだ半年ちょっとでございますけれども、そういう中で、サービスマした時点と今日ではどんなふうにその事業が伸びているのか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

もう一つは、これらのNCC三社につきましては資本系列が二百社とか三百社とかいうことで、そういう各社が集まりまして会社を設立しているわけでごいまして、どうも聞くところによりますと、専用線サービスなどは自分たちの系列の、今までNTTが独占しておりましてからNTTの専用線を使っておったけれども、今度は自分の専用線をやりましたから、その資本系列の二百、三百の各社が支店その他を含めて専用線を使っているのが大半だ、あまねく公平にという、いわゆる

民間にしたあるいは会社を多様にした趣旨からはちよつと努力目標が足りないのじゃないかというような声が国民の中にあるようにも聞いておりますが、この二点についてちよつとお尋ねをしたいと思うのです。

○奥山(雄)政府委員　まず前段のNCC三社の専用線並びに電話の収入の状況でございますが、六十一年の秋以降開始いたしました専用線につきましては、六十一年度の営業実績は三社合計で六億六千万円でございます。また六十二年度につきましては今途中でございますので、中間的に上半期分だけ把握しておりますが、十九・六億円ということでございます。約二十億円でございますので、前年度に比べますと三倍ぐらいの伸びになっております。ただしNTTの専用線の収入は大体二千八百億円ぐらいかと存じますので、これに比較いたしますとまだ微々たるものということでございます。それと同時にぜひ申し上げておきたいのは、新電電三社はそういう実績を上げておりますけれども、NTTの専用線の部分を食っているという結果は出ておりませんで、むしろNTTとNCCと両方でパイを大きくしたという実績が残っております。

それから長距離系の東京―名古屋―大阪における電話サービスの実績でございますが、これはまだ昨年の九月からサービスを開始したばかりでございます。まして、半年分の経営実績も報告されておりませんので、ちょっと把握できませんが、新電電三社の社長が開始時点で自分たちの目標として、今年度中、六十二年度中に上げたいと言いましたのが合計しますと大体百十億円から百二十億円程度でございますから、まあうまくいけばその程度の実績が上がるのではないかな、これは推測でございます。

それから後段の NCC における専用線の顧客が系列会社偏っているのではないかと御指摘でございますが、これは、各社の顧客の獲得状況というものは私どもも行政の立場から把握する手段がございませんので、私どもとしてはちょっと

わからない状態でございます。
○上田利委員 時間がございませんから以上で郵政省に関する質問は終わりました、ＮＴＴ来ておりますね。――時間がございませんが、お尋ねをしたいと思います。

一つは、N.T.T.の六十三年度の事業計画はどうなっているのか。これは法に基づきまして郵政大臣に認可申請をすることになっておりますが、これはもう出されておりますか。

○華加参考人 お答えいたします。
六十三年度事業計画は二月二十六日金曜日に郵政大臣に認可申請をいたしました。

○上田(利)委員　それで、六十三年

の内容につきまして概略明らかにしてもらいたい
というのが一つです。

二つ目は、NCC各社はもちろんでございますけれども、社会的にも大変な影響がございます、

あるいは本委員会でも再三問題になっておりますいわゆる発信者の識別信号送出機能、いわゆるIDでございます。このID化が非常にNTTはおくれている、もっとやらなければ参入した会社は公正競争ができぬじゃないか、こういうことの中で問題が出てきておるわけでございますけれども、これらにつきましてID化の状況についても含めて明らかにしてもらいたいと思います。

○草加参考人 お答えいたします。

まず、六十三年度の収支計画でございますが、収益を五兆七千三百二十億円、費用五兆二千八百二十億円を見込んでおりまして、経常利益は四千五百億円でございます。

それから、I/D化の問題ですが、先生御指摘のようにNCCが参入してまいりまして、お客の識別のI/D装置が不足ということで私どもが御迷惑をおかけしたことをおわびしたいと思えます。その後、これらの反省に基づきまして急ピッチでI/D化を進めてまいりました。I/D化には二つの方法がございますて、一つは今のクロスバー交換機にかわってディジタル交換機を入れること、もう一つは現在のクロスバーにI/D

機能を付与すること、この二つがございすが、この二つを経済的に交互に取り入れまして、まず一つは、東京二十三区内、名古屋市内、大阪市内においては、この九月までにID化を完了する。それから、二十三区外の都下、横浜、京都、神戸及びその他接統点のあります中心の都市の市内につきましては六十三年度末を目途にID化をする。それから、その他の地域につきましては、促進をいたしましてなるべく率を高めていきたい。今後拡大予定の接統点の各市内は、できるだけNCCの事業者の方が要望するところを中心にデジタル化を図っていききたい、このように考えているところでございます。

○上田(利)委員 そうしますと、NCCの参入区域のデジタル化が行われてきておりますが、この率はどんなふうになりましたか。

○草加参考人 お答えいたします。

今年度末、すなわちこの三月の終わりでNCCの営業地域におきましてID送出可能端子数の率は八一%でございます。それから、六十三年度末、一年後でございますが、このときには九一%にいたしたい。このうち、先ほど申し上げました接統点の設置都市、中心城市でございますが、ここにつきましては九九%にいたしたい、このように思っております。

○上田(利)委員 今聞いています、問題のございしましたID化問題をNCCが参入各社の期待にこたえるように努力をされておる、本当に結構でございます。さらに一層努力することを要望したいと思ひます。

そこで、もう一つ問題でございますけれども、先ほど申しましたようにNCCが民営化しまして三年になりましたけれども、その間に実は二万三千人も要員減を行っております。単年度ベースで見ますと、八千人くらい職員が減っている。今までの企業の中でこんなに減った企業はないと思うのであります。しかも、これは労使一体となつてやってきている、ほほ笑ましいことかどうか、私よくわかりませんが、そして一応関連会

社などに二千五百人くらいが雇用されてきておりますから、雇用創出の面では二千五百人くらいが創出されて、それで二万三千人が減っているからプラスマイナス二万人くらいが減ってきている。各参入NCCも、これは新しい会社ですからみんなある程度雇用創出は出ておると思うわけでございすが、しかし、NCC全体と見ますと、これが雇用創出でなくて雇用減になってしまつて、人が減ってきてしまつておる。ですから、労働市場では問題があるわけでございすが、問題があるわけではございませんけれども、しかしそういう状況になつておるわけですが、なぜこんなに急いで要員を減らさなければならぬのか。NCCは九九%の市場をやつて大きいのですから、ゆつくりしていればいいのだ、もう人も減らさなくてもいいのだと思うのだけれども、その人の減つた分の人件費はどのくらいになるのか、それだけお尋ねをした

い。○草加参考人 お答えいたします。企業が経営の効率化に取り組み、財務基盤を安定させて事業の健全な発展を期していくことが、結果的には雇用の安定につながっている、私どもは考えているわけでございすが、今先生御指摘のように、まず数を申し上げますと、この三年間で二万三千人、退職者から新規採用者を引いた数が二万三千人でございます。このような形で実質的な要員が減つておるわけでございすが、この人件費は三年間で積算いたしますと、約三千億円ということになるわけでございすが、私どもは経営の効率化を図りながら企業の体質を強化し、さらに料金値下げを実施していくという観点から、このことは結果的に先ほど申し上げましたように雇用の安定につながるというふうな考えをしております。これを実施しているわけでございすが、よろしくお願ひいたします。

○上田(利)委員 わかりました。そういう面で非常に努力しながら通話料金の引き下げの問題やら、いろいろな形で経営の効率化などを図つてい

る点、一応敬意を表したいと思ひます。もう時間が参りましてあれなのですが、一つだけ、一分でもいいのですが、お尋ねしたいのでございします。

今日、電電公社からNCCになりまして、いわゆる債券などで拡充計画をやりまして、そしてその債券などの負債が、有利子負債と申しますか、これがあつておるわけでございすが、これが今のどのくらいあるのか、借金が。そしてどんなふう

に返しているのか、それを簡単に聞きをした。○草加参考人 お答えいたします。六十一年度末の有利子負債残高は四兆六千四百一十一億円でございます。しがたいまして、年間の支払利息は三千三百十六億円でございます。この数字は、民営化以前から有利子負債の削減をすることにしたしまして、平均大体毎年二千億の借り減らしをしてまいりました。したがしまして、今年度末でこれがさらに二千億減りまして四兆四千億になる予定でございます。今後とも平均二千億円の借り減らしをしていきたい、このように考えているところでございします。

○上田(利)委員 時間が来ました。ただ、この負債は四兆四千億もあつて、毎年二千億だということになりますと、全部返すのにまだ二十年かかりますね、ざつと計算すれば。えらい大変な借金があるということだけはよくわかりました。質問を終わります。

○塚原委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 まず、事業法につきまして伺つてまいりたいと思ひます。

昭和六十年四月、民営化ができました。その前の年に、新しい電気通信政策に基づく論議をこの通信委員会の中でいたしました。通信委員のメンバー、我々が、そういう意味ではこの体制の生みの親であり、育ての親である、こういう自負を持っております。同時にまた、この論議の中でさまざまな問題点を実は積み残したまま今日を迎えたと思ひます。

事業法が発動いたしましたし、ちやうど三年になり、この三年は見直し条項の三年でもありますし、また同時に五年後には会社法の見直しという時期を迎えるわけでありまして、三月十日、今回の事業法の見直しに關しては、その必要はないという立場をおとりになりましたけれども、しかし、新しい体制として出発したこの秩序、これは守り育てられなければならないものだと思ひます。三年後の今日におきまして、一体競争状況というのはどういふふうに評価をされているのか、また、競争状態をどうとらえていらっしゃるのか、まず伺いたいと思ひます。

通信事業新聞という業界紙がございします。その社説によりますと「六十年四月以来、一種事業と二種事業の存立、競争事業者の参入、NCCの経営形態の変更、政府による株式放出など、民営化をベースとした自由化、競争化は確実に促進され、制度改革時に想定された諸条件は十分に達成されつつある」と、こういう報道がございします。

郵政省の評価、御認識を伺いたいと思ひます。○奥山(雄)政府委員 いわゆる電電改革三法の御審議に当たりましては、当委員会が日夜を分かたず大変御熱心な御議論をいただきました。その結果六十年四月一日から無事新電電も船出をすることができました。その後今日まで三年間に新しい事業者も続々誕生しております。ただいま鳥居先生が引用されましたとおり、一口で申し上げまして、この三年間に一種事業、二種事業を問わず非常に多彩で数多い事業者が出現したという意味におきまして、電気通信事業法の目指した競争原理の導入というものは着実に実現しつつあるというふうに見ております。

それからまた、第二点といたしまして、NCCの料金の引き下げ、それからNCCによる低廉な料金によるサービスの開始等、これもまた電電改革の成果だといふふうに私も認識をしております。また、NCCとNCCとの有効、公正な競争を実現するために、行政の立場から税制上、財政上

の新しい支援措置を講じておりまして、予算あるいは税制で国会においても認めたいだいておりますことも、これも私どもの立場からいたしますとNTT、NCCを問わず大変力強い支援手段になつていふふうに考えております。

○鳥居委員 公正取引委員会の情報通信分野競争政策研究会、この研究会が意見をとりまとめました。

改革後三年近く経過し、NCCの相当数の新規参入があり、いずれの企業もサービスの多様化、低廉化に努めている状況にある。一方、NTTは経営の効率化の推進、事業の多角化、一部の料金引き下げ、サービスの多様化等競争時代に対応した動きを見せている、こういうふうに指摘をいたしております。

これは全電通新聞であります。本年二月二十日付「競争が着実に進んでいる論拠として、①NCCが参入している首都圏と大阪圏のシェアは一五%。②NCCとの契約加入者は二七〇万人に達している。③移動体通信事業は、二〇%のシェアがNCCに移っている地域もある、」こういうふうな、この三年間の中で競争状態が確実に進みつつある、こういう御指摘でございます。

郵政省の言う競争状態にあるという御認識、これは一体どういう状態を指すのか。第一段階、第二段階、第三段階と進む過程の中で必要な措置を講じたい、こういうような国会での御発言がございましたけれども、この第一段階、第二段階というのを何を指すのか、伺いたいと思ひます。

○奥山(雄)政府委員 先ほど、電電改革の趣旨は着実に実現しつつあると申し上げましたけれども、市場の実態という面からとらえてみますと、現時点では依然としてNTTの圧倒的な独占市場であるという事態は変わっておりません。そこが今日時点における私どもの一つの着眼点であり問題点でございます。ただいま先生が公取の研究会の報告書あるいは全電通の新聞の引用をされましたけれども、これらの中の分析と、私どもが実際の行政をお預かりしている立場で事実即し

て見た結果の判断とは若干の違いがあることも否めません。

それは、確かに新電電三社を初めNCC第一種で三十三社、第二種で五百社も誕生しておりますけれども、実際の経営実績という面からいいますと、九九・九%がまだNTTの独占市場であるということ、それから、特に市内網をNTTが独占しているということから来る、新規事業者の好むと好まざるにかかわらずNTTへ依存しなければサービスができないという決定的な要素がございます。これがアメリカの場合と根本的に違ふ点でございます。

そうした状況を考え合わせますと、現時点では、既存の枠組み、この国会において御審議をいただきお認めいただきました既存の法制の枠組みを要することは、むしろせつかく芽生えかけた新規参入者の芽を摘むゆえんであるし、混乱を来すだけであるということから、大多数の意見は法律改正の必要はないということでございます。

しからば、それで手をこまねいていてあともしないかということでございますが、これは審議会の御報告にもありますように、当面直ちに講ずべき措置と多少中長期的に根本的に今後検討を加えていくべきものと、二つにグループ分けされております。第一段階、第二段階という御指摘がございましたが、私も、第一段階といたしましてまず直ちに講じなければならぬのは、やはりNTTとNCCとの公平な競争、有効な競争を実現する、その基盤を実現する見地から、やはりディジタル化の促進、これは非常に大きな課題であらうと思ひますし、また同様な意味から内部相互補助の防止といったようなことも急を要する問題であらうと思ひます。他面また放送と通信との境界、領域が非常にあいまいになりつつあるというようなこともございますが、こうした問題はやはり現行法制の基本にかかわる問題でございますので少し中長期的に検討させていただきたいというふうに考えております。

〔委員長退席、小澤(漢)委員長代理着席〕

○鳥居委員 そうすると、現在第一段階の中にあるという御認識ですか。

○奥山(雄)政府委員 とりあえず事業法の改正は見送らせていただきましたので、次は講ずべき具体的な措置につきまして、省令で処理すべきもの、あるいは通達でやるべきもの、あるいは指導でやるべきもの、あるいは来年度の概算要求に盛り込むべきもの、あるいは次の通常国会に向けて立法措置を要するもの等々、いろいろ出てくると思ひますので、それに着手したのが現在の段階でございます。

○鳥居委員 そうすると、第二段階というのはどういう状況ですか。

○奥山(雄)政府委員 第二段階と申しますのは、特にいつから第二段階という一つのエポックがあるわけではございませんが、審議会の御答申にもございまして、市場の実態とそれから技術発展の動向、さらには競争の実現状況等を見ながら適宜適切に社会経済動向の進捗におくれなように検討しろということでございますので、これは当面の措置を私も講じました後、社会動向、経済動向の実勢と乖離することのないように常時見直してまいりたいと思つておりますし、また先生御承知のとおり、二年後にはNTT会社法の見直しということもございしますので、そうしたこともひとつ念頭に置かなければならない時期であらうかと思ひます。

○鳥居委員 しつこいようだけれども、そうすると第三段階はどういう状況ですか。第二と第三段階とはやはり区切りがないのでしょうか。

○奥山(雄)政府委員 事業法の見直しというのは経過規定の附則に置かれましたけれども、今後は一般の法律と同様に常時見直し、常時検討ということが私どもに課せられた課題だらうと思つておりますので、いつからいつまでを一段階、次が第二フェーズ、第三フェーズというふうにやっていくのではなくて、やはり今後は、基本法であります電気通信事業法と電気通信事業の市場並びに

社会経済動向の進捗とあわせて常態的に常に検討していくということでございます。別に期限を限つていつから第二段階、第三段階に入るといふような検討は今後はなくなるのではないかと考えております。

○鳥居委員 ちょっとよくわからないですね。競争状態の進展というのを、つまり有効な競争状態をつくり上げるために規制がありまた需給調整があるんだ、こういう御説明だと思ふのです。これは出発の当初から言われておりますとおり、象とアリという市場である。どこまでいっても象とアリなんだ。アリの方は、クリムスキミングという形で制度の枠組みをつくった段階からアリの存在を認めた。これは象と象になるということが想定されるのでしょうか。象とアリという形、あるいは表現が悪いのかもしれませんが象と金魚でいようか。金魚がコイぐらいの大きさになつたとしても象とは本質的に違う。しかも象であり、象の方にはあまねく公平な、非常に公共性の強い市内線網という内部相互補助の防止に努めるといふ言われ方をしましたけれども、これは電気通信市場の中には依然として内部相互補助というのがなければならぬ形でできているわけですね。独占下にありましたが、今日なお存在している。そういう意味からいって、この象の存在を金縛りにすることが公共の福祉に役立つのか、これはちょっと違う議論だと私は思ふのです。今の電気通信体制といふ秩序と申しますか、これはこの中で効率化、活性化を図つていかなければならないんだ、しかも過渡期であることは間違いないが、過渡期を経てどういうイメージになるのか、こういうふうな考えてみたときに、NTTの果たすべき将来に向けての役割というのは依然として変わらぬ責任があり、また役割があるんだらうと思ふのです。その点どうなんですか。

○奥山(雄)政府委員 これは先発のアメリカの例を見ましても、あるいはイギリスの例を見ましても、確かに既存の電気通信事業者と新規の事業者

との間の規模の格差というものが簡単に埋まるとは思っておりません。ただ、私どもが申し上げておきますのは、既存のNTTと新しい事業者等が公平な基盤で競争ができるようにするという、そのよって立つところが不公平では困る、それを是正したいというのが本旨でございます。その具体的な例がたびたび議論されております、例えばIDの問題でありデジタル化の問題であるわけですが、内部相互補助もそうでございます。そうした諸条件、環境整備を行った上で両者ともよって立つ土台は一緒になったというのが次の局面だろうと思ひます。

その段階でどうなるかは今後の推移を見守らないうとわかってませんが、少なくとも言えますことは、明治以来築き上げられたNTTの全国的な基幹ネットワークというものは、国民の貴重な財産ではぐくまれたものでございますので、NTTは今後も基幹通信事業者として健全に日本の電気通信の市場で存立をしてもらわなければならない、これをいねがわぬ者は世の中にはないと思ひます。

「小澤(潔)委員長代理退席、委員長着席」
○鳥居委員 三年半前の議論の中で、金縛りである、許可認可が非常に多い、競争状態を迎えて不要なものをどんどん除去していくべきである、そういう位置づけをしたと思ひます。発足当時、いわゆる許可認可事項というのが、許可、認可、届け出、登録、提出、これが七十七項目ありました。省令、政令で定めるとする項目が四十一項目、これで始まりましたけれども、その後緩和された項目は幾つありますか。

○奥山(雄)政府委員 もともと電気通信事業法が制定されます際に、許可認可を含むものの行政的な関与あるいは規制につきましては大幅に緩和したところがございます。それが当時の時点で適当であるという御結論で国会でも御承認をいただいたところでございますので、現時点では私どもはその法制上の枠組みを堅持しております。

例えて申し上げますと、公社時代には主要な料金

金は法定制でございましたけれども、現在では事業者の意思を尊重するという見地から認可制になっております。またその料金の中でも利用頻度の少ないものあるいは手数料的なもの等は認可を不要にしているものもございますので、現時点では、市場の実態に照らし合わせまして現行の法的な枠組みは堅持されるべきものと私どもは考えております。

○鳥居委員 確かに法定制から許可認可に移ったとはいへ、非常に規制色の強いものであることは、依然として実態において変わりがありません。

公取はこういうふうに指摘しています。競争原理導入の趣旨をいかにするためには、事業者が創意工夫を最大限に発揮できるように、原則自由、例外規制という競争政策の基本原則に立脚しつつ、規制は必要最小限にとどめられるべきである。これはもうもつともなことだと思ひます。確かに事業法案の提案理由の中には、電気通信の健全な発展を図る必要があるとして、電気通信事業に競争原理を導入することによってその効率化、活性化を推進するのだ、こういう大義名分が基盤にあるわけですから、やはり原則自由になるような方向づけというのを目指すべきである、私はこう思ひます。

例えば現状におきまして、NCCの方の料金にしまして、マイクロエープによる回線の設定をするNCCが一定の料金を決めようとする、それから、光ファイバーによって回線を設定しネットワークをつくる場合の専用線の料金が同じに規制される。本来、競争原理が働けばコストに基づいて料金というのは設定されてしかるべきです。マイクロエープと光ファイバーケーブルと利用者の料金が同じだというのは、余りにも現実の問題としておかしいんじゃないだろうか、こう思ひますが、どうですか。

○奥山(雄)政府委員 原則自由、例外規制ということをおっしゃいましたが、これは私どもが考えますに、やはり電気通信事業の一つは、公益性、公共性というものを常に念頭に置いておかな

ければいけないということでございます。その意味で、他の公益事業、電力事業、ガス事業、運送事業と同様に参入規制が行われ、料金の認可が行われております。私どもは電気通信事業の社会資本としての重要性にかんがみ、むしろ電気、ガスにも劣らないくらいに公共性があると見ていればこそ、こうした一種の公的なコントロールが必要であるというふうに考えております。

また、直ちに料金その他の規制を緩和すれば競争原理によって妥当な競争が実現するかどうかというところでございますが、これは現在の電気通信の市場におきましてはまず期待できないというのが私どもの見方でございます。これはビル業界にいたしましては、それが独占にならないようにするといふことがその検討のポイントでございますけれども、逆に電気通信事業の場合は、今まで独占であつて全く競争会社がいなかったところに競争事業者を育てようというのが電電改革の趣旨でございますから、何れともあれ現時点ではやはり適切な行政上の関与が必要であると思ひます。料金にいたしましては、認可制というものの適切な発動によって現に料金水準は下がってきているといふことを一つ付言させていただきますと思ひます。

○鳥居委員 一定期間、過渡期に料金政策がある。これはもう過渡的な時期のやむを得ない状況だと思ひます。しかし、それじゃ効率化による料金を引き下げた形で利用者の利便を図るといふ実からいきますと、例えばNCCに対しては料金を二割方安く設定をして、NTTに対しては料金の値下げを認めない、こういう方式を固定化していくことになりませんか。NTTとしては、競争に勝つためにはNCC並みの効率化を図らう、そうすると、市外網の中で料金はほぼ変わらない、これは値下げを努力しなければならぬ、努力をしていく。そうすると、その段階で行政指導によってまたNCCの方の値引きをやる、こういう政

策がいつまで続くのかという問題なんです。ですから、先ほども第一段階、第二段階の説明を聞きました。そういう拘束が半永久的に続くのではありませんか、こういう心配があるのです。いかがですか。

○奥山(雄)政府委員 先生にぜひとも御理解賜りたいと思ひますのは、やはりNTTは法的な独占のもとに百年間かかって築き上げたネットワークというものを、現にそのままそっくり引き継いでおります。技術的開発力もそうですし、陣容もそうです。加入者債券制度という一種の強制的な制度で今日のネットワークが築かれてNTTに引き継がれているといふことも、否定できない事実でございます。ところが、新規参入者の方は全くゼロからの出発でございます。すべてこれらを見ずから負担において新たに投資をし出費をしなければならぬといふ、その意味では非常に不利な立場にございます。先ほどNCC三社が専用線で六億六千万円の実績を上げたと言ひましたけれども、反面投資額は百六十億円ぐらいだったかと記憶しておりますので、その意味では、何れともあれ現時点では両者が公平に競争できる基盤を整備することが最優先であるといふことで、私どもとしては今それに当面全力の投球をしたいといふことでございます。

○鳥居委員 料金のあり方につきまして、民間の電気通信サービス料金問題研究会がレポートをいたしました。これは武蔵大学の前学長の岡茂男さんをチーフにいたしました、五人の学者のメンバーの皆さんの料金のあり方についての報告書です。

これによりまして、総括原価方式というのは問題がある、こういう指摘をされております。つまり、完全に競争が働く、そういう時代になった料金というのはコスト主義でいくべきである。つまり、料金につきましては電気通信審議会におきまして昭和六十一年の三月第一回目の答申がござい

ございました。要約いたしますと、適正な原価に適正な報酬を加えた総括原価主義をとるべきである、こういう答申であったと思います。これはさまざまな規制と調整のある中ではこういう形であるべきであらうけれども、しかし有効な競争が働くようになった場合にはコスト主義、原価主義でいくべきである、こういう主張ですが、どうお考えですか。

○奥山(雄)政府委員 電気通信事業の料金算定の基礎になる考え方につきましてはいろいろな御意見がございまして、私も諸外国の例を参照し現時点で一番適当であると思っております。これは先ほど先生が引用されました審議会の御答申の料金算定要領に基づく手法であらうと思っております。これはやはりコストプラス適正報酬というところで、その適正報酬の幅の中で事業者が一定の利益の幅を選択し得る余地があるということ、現時点では私もこれは非常に有効に作用しておりますというふうに考えております。諸外国の方が、むしろいろいろトライアルしてみたいと思っております。いろいろな問題点があつて、日本の制度が逆に非常に参考になるという声も私も外国から来た人から昨今よく耳にいたしますので、もちろん今後ともよりよい料金算定制度については研究してまいりたいと思ひますけれども、現時点では現行のレートベース方式というのはすぐれているというふうに考えております。

○鳥居委員 将来を展望してコスト主義という方法が一番いいのではないかと、こういう意見ですが、ひとつ御検討願ひたいと思ひます。

それから、先ほども議論にございましたディジタル交換機に加入者回線交換機を更改していく問題がございまして。これは、現在の交換機が耐用年数十九年という中で進められているわけでありまして、この更改についてはNTT独自の計画にまづかない、こういう形で今日まで進んでいて、これは電気通信政策としてISDNの進展を図っていくという、そういう

うものがない状況なわけですね。ですから、このディジタル化の進展を各国と比較をしてみますと、我が国の場合韓国よりもシェアが低い、こういう状況だと思ひますが、間違いありませんか。

○奥山(雄)政府委員 御指摘のとおり、我が国におけるディジタル化は大変おくれれておりまして、欧米先進国はもとより途上国にも劣っている場合が多いというところでございまして。

○鳥居委員 私の手に東京千代田区、これのどんな状況か調べた資料がございまして。郵政省もこの資料をお持ちだと思ひますが、千代田区の二一四局から五九六局までの間に二十幾つかの交換機がございまして。ID登録ができないというものが何%くらいになっているか、掌握されておりますか。

○奥山(雄)政府委員 御指摘のございました千代田電話局に使用されているものの比率は私存じ上げませんが、新電電三社が参入いたしました東京一名古屋大阪ではID登録できないものが当初五四%ございました。

○鳥居委員 これは要するにディジタル交換機への更改を何とかして急がなければならぬ、こういう課題だと思ひます。ですから、現在更改時期が到来したもののについてはアナログ交換機というよりもディジタル交換機にかえていく、こういう積極的な取り組みがございまして、さらにこの要請にこたえる形の政策をとつていく。しかも、例えばそれを実現させるためには、NTT株の売却益の一部がこれに無利子融資の形で充てられることも一つの方法だろうと私は思ひます。しかし、これをもし例えば議員立法で進める、あるいは郵政省がこの法案作成に当たるなどという形になりますと、またNTTに対して規制が加わるだろう、こんな心配をするのですけれども、そういうことはありませんか。

○奥山(雄)政府委員 ディジタル化の推進は私どものやはり最優先課題の一つであるというふうに認識をしております。NTTの方も意欲的にこれに取り組んでおられますが、行政としても当然支

援すべきものは支援すべきであるという考えで、六十三年度、初めて税制改正の中でディジタル化を促進するための優遇措置が講じられる運びになっております。これが一つの大きな進歩であらうと思ひます。

しかしまた、さらにこれに加えて、ディジタル化を促進するために御指摘のございましたようなNTTの株式の無利子融資というののも一つの有効な政策手段でないかというふうに私も考えております。これはNTT、NCCを問わず、あくまでも日本の将来の、二十一世紀に向かっての基幹通信網を完備するための、一日も早く完成させるための措置でございまして、これによつてNTTの手を縛るための立法というようなことは考えておりません。

○鳥居委員 この十八日の答申を見させていただきました。十八日の電気通信審議会の答申の主たる答申は「電気通信事業法附則第二条に基づき講じべき措置、方策の在り方について」、その答申であります。もう一つ「ディジタル通信の今後の発展方策」というのがございました。この中で今後とるべき方策、その中にNTTのディジタル通信事業本部の分離が、これを根拠に行われようとして

いる、私はこう見えました。それで、地域分割などというのはいささか見えないと思ひます。ディジタル通信事業本部の分割というのは、ディジタル部門を分割するに当たっては非常に大きな条件がいろいろあるわけですね。ですから、一つの表現としては円滑な分離、郵政省、この円滑な分離というのをどういうふうにお考えですか。

○奥山(雄)政府委員 同じく三月十八日に電気通信審議会からディジタル通信の発展方策についての御答申をいただきました。これはもとよりディジタル通信の発展方策全般を諮問申し上げたのでございしますが、その中にNTTの本部の分離に関する記述も織り込まれております。これは、この答申が契機になってその問題が起きたということではございませんで、臨調の答申の中で既に指摘されている事項でございまして、それを受けましてNTTに

おかれましたは具体的に検討を重ねてこられました、このほど具体的にいいよディジタル通信の事業本部を分離する意思を近く決定されるように聞いております。

この答申の中では、ただいまお話がございましたが、もし一定の条件が整えばディジタル通信の分離も一つの有効な政策手段であるというふうに書かれております。その一定の条件が整えばという中に、NTTから分離されるディジタル通信本部と他の民間の一般のディジタル通信事業者との公正な競争が実現できることといったような趣旨のことが書かれておりますので、私も、この分離はもちろんであります。NTTが株主総会という最高の意思決定機関で決めることとありますが、NTTの株主総会でそれが議決されたならば、円滑に進むように意思疎通を図つてまいりたいというふうに考えております。

○鳥居委員 分離でありますから、当分の間一〇%出資会社であらうと思ひます。それから、今日までの巨大なノーハウ、ソフトの蓄積というのがありますから、これは人事交流を図れるような形、やはりこれを保証しなければならぬいだらうと思ひます。それからもう一つは、今日まで、働く皆さんの側に立ちますと共済年金という大きな社会の中でその保障がありました。ですから、その保障が受けられる、適用が受けられる、こんなことも円滑な移行ということの非常に大事な条件になつてくると思ひます。いかがですか。

○奥山(雄)政府委員 ただいま二、三ポイント述べになりました点もやはり一つの検討すべき点であらうと思ひます。また他方、先ほども申し上げました、六千人、二千億円という巨大なV.A.N事業者が生まれるわけがございまして、その分離された会社と民間のディジタル通信事業者との公正な競争ができるようにすることも行政の課題でございまして、それら両方の条件を私どもは十分勘案いたしまして、円滑にこれが作業が進むように諸準備を進めてまいりたいと思ひます。

○鳥居委員 次のテーマは、有線音楽放送の正常化の問題につきまして伺ってまいりたいと思います。

昨年の通信委員会におきまして、電気通信事業法の違反の疑いが非常に濃く、こういう事例を提示をいたしました。具体的な事例であるのでぜひ調査をしたい、こういうお考えが披露されました。この大阪有線グループの違反行為に對しましては、全国で膨大な数の告発件数が現にありまして、有罪判決が現にありまして、特に六十年四月十日、郵政省が大阪有線放送三社を有線法違反で告発いたしました。六十年八月二十日、大阪有線の宇野元忠社長と株式会社有線の辻俊二社長が逮捕され、有罪判決が出ております。また、大阪有線三社ともに業務停止処分というのをごさいます。国会に参考人として、五十九年五月十五日、召喚を決定いたしましたけれども、このときにも拒否ということとでそのまゝの状況になっている、そういう対象であります。調査の結果を聞かせていただきます。

○奥山(雄)政府委員 大阪有線による電気通信事業法違反の疑いについての御指摘を受けまして、私も本省のみならず地方の電気通信監理局にも命令をかけたしまして、つぶさに実情を調べるように指導をいたしました。しかしながら、残念ながら現時点までに電気通信事業法違反であるというところを確認するまでの事例を発見するに至っておりません。これが単に放送形態でなく、例えばフッシュミリで本支店間の通信のやりとりをしているというふうなものがあるのではないかと、いうふうなうわさも耳にして、実際にそうした店に職員が伺ったりもしていただければ、もちろん強制捜査権はございませぬので、あるいはそれを察知してそういうことをやめているのかどうかかわかりませんが、遺憾ながら、まだ現時点では私も法違反ということを確認するまでに至っておりません。

なお、今後とも御指摘の点につきましては、地方の監理局とも十分連携をとりながら調査をしてまいります。

まいりたいというふうに考えております。

○鳥居委員 同軸ケーブルで全国主要都市のネットワークが全部はば終わった、関門間ではマイクロウェーブ回線を設定して、しかも電波法上規定された免許申請の手続を怠っている、こういう新しい事実関係がございします。郵政省を通じて申請の有無を調べました。申請は出されていない、こういうことでございします。これは、設置場所は北九州市の門司区風師二の七の十七、ここにパラボラアンテナが設置されている、こういう、事実関係でありますからひとつぜひ調べていただきたいと思ひます。

きょう建設省においていただいているのです、十数年におわたって道路占用料というのが不払いでずっと今日までこの業者が来ていますね。これがある段階で占用料を三分の一にカットをして、過去八年にさかのぼって占用料を納めなさい、三分の一にしてやるから納めなさい、こういう形で手を差し伸べたと聞いておりますけれども、事実関係はどうなっていますか。

○小鷲説明員 占用料の前提になります道路の占有許可自体を正常化しようというところで、六十年の夏以降努力してまいっておりますが、その際に、正常化の前提といたしまして、過去の占用料についてはきちっと納めるということを前提条件にいたしました。折衝いたしております。先生今おっしゃったのは、三分の一にまで下すから過去の分の分も払え、こういうことをしたかどうかということでございますが、そういうことはいたしておりません。私もどなたかいたしましては、それぞれの時点で取るべき占用料金を過去にさかのぼって取る、つまり他の方からいただいたと同じ料金をこの社からも取る、こういうことをいたしております。

○鳥居委員 いずれにしても、この東京電力管内で道路占用料を払うべき電信柱が七十万本あるという調査が出ております。これは、まじめに頑張ってきた有線放送の業界に殴り込みをかけた不法業者がいて、ここ十数年来この問題は通信委員会

の中であらゆる角度から論議をされてきた重要な問題です。郵政省の中に、もし法の不備があるならばどの点をどういうふうに対策を講ずればいいのか、こういうことを協議する機会さえない。これはおかしいのじゃないかと思うのです。どうなんでしょうか、今後本気になって法律の整備なりをやっているという姿勢があるのでしょうか。

○成川政府委員 昭和五十八年に有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を改正していただきました。道路占用料等を受けないで有線ラジオ放送の業務を行っている者に対して厳正な措置を講ずることができるようになっていただきました。現在、その関係で先ほど先生のお話もございましたように告発等をして正常化を図っているところでございします。

この改正法に基づきまして、私も建設省とも十分連携をとりまして、大阪有線放送社等、違法の業務を行っていることに對しまして業務停止命令を行ひまして、これに従わないために告発をしたところでございします。現在裁判係属中、進行中である面もございします。

違法状態の内容を見ましても、基本的には道路の占有について許可を受けていないという、いわば不法占有の問題が大きいわけでございます。現在、六十年に行つた業務停止処分の対象となつた放送所に関係する建設省等の道路管理者において道路不法占有の正常化が進められていると、先ほどちょっとお話がございましたけれども、聞いているところでございます。今後とも私もどなたかいたしましては、建設省等関係のところと十分連携をとりながら違法状態の是正に取り組んでいきたいというふうに思っております。省内の関係部局、さつき電気通信局のことがございしましたけれども、十分連携をとりながら違法の是正に努力していきたいというふうに考えております。

○鳥居委員 それで、不法業者を野放し状態にして十数年というのは、これはもうまことにものつてゆゆしき問題だと思ふのです。しかもこれが営業努力か、いずれにしても公的機関との間で契約がじゃんじやんでき上がりつづつある。郵便局で契約したのが四十三局ある。こんなことも実は私の手元の資料は言っております。公的機関がこの不法業者との契約をする、これについて何らかの手が打てないものですか。今のこの話は、道路の占用料を払わない、払うんという小さな話じゃありませんよ、これは、監督の権にある郵政省として、業界の一定の秩序というものは監督官庁の郵政省に責任があるでしょう。法律が不備だらけ直さなければならぬはずなんです。研究もしないのでしょうか。今後どういう取り組みをしていくのですか。もう一度ひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○成川政府委員 先ほどもお答えしたとおりでございますが、建設省等関係機関とも十分な連携をとりながら、違法状態をできるだけ早く是正していくということが肝要だというふうに思っております。契約しているところに対して取り引きをするなどというふうな通達を出したらどうかというふうなお話も一部の方々からあるようでございますが、私もどなたかいたしましては、業務停止処分の対象となつた放送所に関係するところにつきまして建設省等道路管理者との間で正常化が確認されているわけでございますので、すべてが違法状態として通達するということとは若干困難だと思ひますが、個別の問題につきましては個別に対応していきたいというふうに思っております。

○鳥居委員 道路占用料の問題については十分な時間がなくて議論できない、大変残念なんです。これは非常に問題があると思ふのです。幾らだつたら払えるのか、不法業者との間にそういう話し合いもあったと聞いております。五十八年の段階ですか、その占用料決定の単価を三分の一に切り下げた。それでさかのぼること八年とした。国道部分だけであるにせよ、五千数百万円で追認をしていく、合法業者としての追認をする、こういう形はまことに残念なことだと思ひます。次回に議論を十分にしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、申し合わせの時間ですから以上で質疑を終ります。ありがとうございます。

○塚原委員長 田並胤明君。

○田並委員 まず、大臣の御就任を心からお祝い申し上げる次第でございます。大臣は、私、通信委員になってから三人目の大臣でございます。

それで、今までの大臣も非常に尊敬をする方々ばかりだったのですが、ある大臣は、郵政事業が一般会計からお金をたくさんいただいて運営をしていると思つたら、郵政事業特別会計ですべてを自前で賄つて、大変立派な省だというのが感心をしたというお話がございました。ところがその大臣、残念ながら、例えば郵便貯金事業が非常に重要だということを御認識されながら、御退任をされましたら全銀協の総会に出て、定額郵便貯金をつぶせ、こういう決起集会に出られたのです。これは私もちょっと啞然としたわけでございますが、それは私によって立つ政治的な基盤があるもので多分そうされたらうと心の中では納得をしながら、しかもその行動についてはいささか批判的な気持ちを持ったのが一つでございます。

それからもう一人の大臣は、昨年のマル優廃止のときに、私は体を張つても郵府のマル優の廃止については阻止をしてみたい、このように言われたのですが、残念ながら閣議の中で御賛成をされた。これまた閣議でございますので、まさか総理大臣に立ち向かうわけにもいかないということもあってそういうことをされたのでしょうが、そういうことがお二人の大臣でございました。

しかし、これは決して批判をしているのじゃなくて、先ほど言ったように、政治的な基盤のよつてしかるべきところでそういう態度をとられたんだらうというところで納得はするわけでありまして、どうぞ郵政大臣におかれましては、特に郵府の關係で、小口金利の自由化とか、いろいろ郵貯を取り巻く環境が四月一日のマル優廃止によって厳しくなります。そういう意味では、せつかく大臣になられたわけでありまして、大臣退任後

においても、この郵政三事業なり、あるいは通信、放送の大変重要な行政でございますので、ぜひひとつ以降においても大いに頑張つていただきたい。このことをまずもってお願いをしておく次第でございます。

そこで質問でございますが、第一点目は労使關係の問題について伺いをさせてもらいます。

事業は人なりと申しますが、特に郵政事業は、大臣も所信の中で申されておりましたように、労働集約型の事業で、人の和といひましようか、あるいは人力を活用するような施策が非常に重要である、特に公平で、しかも正しい、明るい労使關係の確立を図るために一層の努力をする、こういう所信がございました。まことにそのとおりだと思ふのです。そして三事業の現況についても、大臣所信の中で申述べられましたように、大変厳しい競争關係の中にあるにもかかわらず、社会経済情勢の変化とか、国民のニーズを的確にとらえられて、施策を実施する中で三事業とも非常に順調に推移をされている、こういうごあいさつがございましたが、その努力に対してはまことに敬意を表したい、このように思ふのです。

このように事業が順調に推移してきた要因の大きな一つとして、ここ数年の労使關係の改善が挙げられるのではないだろうか。労使双方が努力してきているそのことについても大いに歓迎をするべきことであらう。先ほど申し上げましたように、三事業とも人力に依存する度合いが非常に強いものですから、そういう意味では労働組合の存在、協力というのは欠かすことのできない重要な問題であらう。そういう観点から見ても、ここ数年の労使關係の改善は目覚ましいものがあり、大いに歓迎したいと思ふのです。もちろん郵政省の中には複数の労働組合があることは承知しておりますし、それぞれ全通あるいは全郵政にしても、現在の事業の状態からして、近い将来には一事業所一労働組合というところで、それぞれ今までのしがらみを乗り越えて、何とかひとつ戦線統一に向けても努力をしよう、こういう端緒について

いるという話も聞いておりますので、これまた大変結構なことであらう、このように思ふのです。

特にこの事業の順調に推移した中の一つのケースとして、例えば郵便事業では五十九年の二月に深夜勤の導入をいたしました。これを導入することによって郵便物の全国型配体制というものが確立をされるきっかけになった、このように思ひますし、あるいは簡易保険とか、あるいは郵便貯金についても競争相手があるわけでありまして、当然何とかそれに伍して簡保、貯金の事業を發展させようということでも変形勤務を導入したわけですね。要するに集金業務が、共働きの家庭が非常に多くなつてくる關係上どうしても変形勤務で、出勤時間をおくらせて帰る時間をおくらせる。夕方七時ごろまで仕事をやって集金業務をする。こういうふうな変形勤務も導入されたようでありまして、これらも労働組合のそれぞれ積極的な対応と相まって、労使間で十分協議をされてこれが実施に移された。これはまさに国民のニーズに的確に対応した施策の一つとして、これも評価ができるだらうと思ふのです。

そこで、今後省の方としては、厳しい環境の中で打ちかつたために事業を一層活性化させようというので、昭和六十三年を初年度とする三カ年の事業活性化計画をつくつたようでありまして、これを具体的に推進するために労使關係の一層の改善が重要だと思ふのです。今日までの労使關係の改善にさらにプラスをして、ぜひひとつその改善を強力に進めてほしい、このように私は考えます。労使關係というのは、大臣御承知のとおり、労使対等の原則に基づいてお互いの信頼關係の確立というものが基礎になければこれはできません。したがって省の労使關係の基本的な姿勢をまずお聞きするとともに、全郵政、全通とあります。まずお伺いをしたいと思ふのです。

○白井(太)政府委員 お答えを申し上げます。

先生まさに御指摘のように、郵政事業には現在三十一万弱の職員が携わつておりまして、このよ

うな事業の中におきまして労使關係が安定しているかどうかというところは、事業の成否をまさに左右する一番の大きなかぎであるという認識を持っております。これも先生お話しのように、最近数年間においては幸い労使關係というのが安定しておる状況の中で、まずまず事業の方が円滑に推移しておるといふことは大変ありがたいことだと思つておりました。この点各種の施策について労働組合がいりうと前向きな姿勢で事業の發展に貢献をされているということについては、私も高く評価をいたしたいというふうに思つております。

特に、全通労働組合との關係につきましては、こうした労使關係あるいは労働關係の問題について昨年の年末の段階でも幾つかの意見が省の方に對して出された経緯がございまして、労使關係のあり方についても再三再四労働組合の方と話し合ひをいたしまして、私の方でも私の立場で率直なことを申し上げたつもりでございまして、その点についてはかなり双方が今後のあり方について了解点に達することができたというふうに理解をいたしております。

そのような状況の中で、これも先生ただいま御指摘になりましたように、私どもの事業をこれからますます伸ばしていこう、發展させていこうというこのためにどういふ課題を乗り越えていかなければならぬのかという課題を、私どもとして労働組合にも積極的にお示しをいたしまして、こうしたものについて今後前向きに取り組んでいく必要がある、ぜひ組合の方の理解と協力を願いたいということをお話をしたわけでありまして。基本的には労働組合もそういう方向で行くべきだという御理解をされておるといふふうに私も受け取つておるわけでございまして、これから活性化計画といふものについての具体的な中身を本當に詰めていかなければならぬわけでありまして、詰める段階におきましても十分労働組合の理解が得られますということが何にも増して大事なことでありますので、その辺を十分頭に入れてまして労働組

世の中には対立するものが、七つの対立があるといひます。戦争と平和、生と死、それから富と貧、美と醜、不妊と多産、それからもう一つは働

そこで二点目の、今全通が進めている制度政策活動に対する評価の問題でありますが、全通は昭和五十八年ごろから、事業の社会的有用性を高め、あわせて雇用確保と労働条件の維持改善を図る、要するに全体として郵政事業三十万人体制、郵便十四万人体制、これを何とか雇用として確保したい、雇用を確保するためには事業の発展もなければならぬというようなことで、いろいろな研究をして、特に三事業が一体で、しかも全国ネットワークで公共的な使命というものをきちんと認識をした上で事業活性化をするためにはどうある

○白井(入)政府委員　まさに私ども郵政事業に働く者にとりましては、事業の成否というのが結局は私どもそこに働く職員の将来を左右することになるわけでありまして、そういう意味からも、事業が発展していくということはほかならず職員、我々のためでもありますし、労働組合の方々ととってみればこれは組合員の方々のためでもあるわけでありまして、そういう観点から労働組合の方がいわゆる制度とか政策に絡むような問題についてもいろいろ前阿きの御意見を寄せられるということは、それはそれで大変喜ばれたいことだし、評価すべきことだというふうに思っております。

○白井大臣政府委員 多少お答えが長くなるかと思いますが、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、労使関係につきまして、昨年の年末交渉における経緯でございますけれども、先ほども若

干渉をせよといたしましたが、労使関係の問題につきましては、全通労働組合の方から労使関係のあり方について年末交渉の中でいろいろ話し合いをされたというのの申し入れがございまして、昨秋、再三再四にわたって私も出席をする形で労使関係のあり方について議論、協議を重ねてまいりました。そして最終的に年末交渉を落着かせたのが十一月二十一日でございましてけれども、その前、二十日から二十一日にかけてはまさに徹夜で細かな話し合いも詰めたところでございまして、二十一日の昼ごろやっと最終的に了解点に達したということでございます。

その議論の中では、私も率直に省としての立場を、組合としては必ずしも徹底できないような言葉もあつたかと思ひますけれども、申し上げることはすべて申し上げたつもりでございまして、それから私の方も、労働組合の言われることについては、私としては謙虚にお聞きしたつもりでございまして。そして組合の方のお話を十分承った上で、省としてできないものはできない、できるものはどういふものがあるかということで省としての見解を申し上げ、その点について組合の方が了解をされたという形になっております。

骨子は、これも当たり前といへば当たり前のこととでございまして、あえてまとめますと三つの要約できるように思います。

一つは、労使関係が正しく安定した状況にあるということが事業の発展にとつても必須不可欠のことである、労使は立場の違いはあるけれども、しかし事業の発展という一つの労使の共通の目標として、これから双方お互いに努力をしていこうではないかということが第一点目でございます。

それから第二点目は、これは先生もただいまちょっとお触れになったわけですが、労使の相互の立場を尊重して不介入の原則を貫いていくという、いわば労使あるいは労務の問題については中立的な立場を堅持していくことが必要だということを確信をいたしましたわけでございます。

それから三つ目は、これも労使の立場は異なりましても、しかし担うべき役割というものはそれぞれが持つておるわけで、双方がその役割というのを分担し合いながら、社会に役立つような事業あるいは事業の発展というのを目指していきまじやないかという点、これが第三点目でございますが、これらの点について私どもの方で基本的な考え方を申し上げて、組合が了解をされたということとで年末交渉を最終的に終了したような次第でございます。

それで、それを受けまして、実はこうした労使関係についての考え方というのは、私も職員数にしても三十一万人近い職員数になりますし、正式の郵便局というものをとりましても二万数千という大変多くの職場があるわけでございまして、そういう考え方というものが郵政省全体にきちっと行き渡らなければならぬということが、当然のこととありますけれどもあるわけでありまして、十一月二十一日に労働組合との最終的な話し合いが終りました直後、すぐ地方に連絡をとりまして、一週間も置かないうちにだんだんと記憶しておりますが、労働関係の責任者に急遽集まらしてもらいまして、年末の交渉の経過などをかなり細かく、またその考え方が十分理解してもらえようように、会議を持って浸透を図ったところでございまして、考え方については十分郵政局の方にも伝わったというふうに思っております。

なお、今度は郵政局の方はそれを受けまして、年末は大変忙しい時期でございまして、年末のときにそういう会議を持つというようなことはできなかつたところもあるいはあつたようでありまして、けれども、年末から年明けにかけましてこういう考え方について浸透を図ることにしたところとでございまして、少なくとも考え方については私どもとしては十分伝わったものというふうに理解しております。先ほどの先生のお話のように何か失礼なことがあつたとしても、その点大変私どもとして十分でなかつた点があるのかもしれないけれども、考え方としてはそういうことでございまして。

それから、労使関係の問題あるいは労働組合と労働組合との問題について省が厳正中立な立場をとる、堅持するということは、先ほど申し上げた年末交渉をまとめるに当たつての三本柱の一本でございまして、この点については当然のことながら地方にもそういう考え方の浸透を図つたつもりでございますので、考え方としては各郵政局、各郵便局もよく理解をいたしておるというふうに考えております。

ただ、職場の数も多い、職員の数も多いということから、時々そういう厳正中立な態度ではないのではないかというふうなお話も出ないわけではございません。たまには出てくることもございまして、けれども、これは考え方の中に誤解があれば誤解を解くということをしなればなりませんし、もし間違つて理解をしておるというところがあると思ふとすれば、間違ひをすぐ直さなければいかぬということで対処をしておるつもりでございます。

以上が先生の御質問に対するお答えでございます。

○田並委員 とにかく長い歴史的な経過があるわけですからいろいろな屈折もあるでしょうし、あるいは現場の管理者によつてはとらえ方の違いもあるだろうと思ふのです。しかし、労使は相対の問題ですから、全通側にも一半の責任があると思ふし、郵政省側はそれ以上にまた責任があるんだという自覚のもとに、十一月二十一日に労使関係の改善について了解点に達したのについてはそれぞれが一層の責任を持つて下部の方をぜひ指導してもらつて、正常な労使関係を、あるいは一層労使関係が改善されるように努力をしていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思ひます。

先ほど言つたのは、決して失礼なことがあつたのではなくて、私の不徳のいたすところでそうなのでありますから、決してお氣にされないようにひとつ……次に、労働時間の短縮の問題についてお伺いを

いたします。先般郵政省の方では、来年の二月を目途に貯金、保険の窓口について毎週土曜日を閉庁する、こういう方針を決められて発表されました。このことは国内外の労働時間短縮の要請にこたえてこれを推進するという立場から大いに歓迎をしたいと思ひますし、評価ができると思ひます。

そこで、これは貯金、保険の職場が一応対象になつて、ほかの共通であるとかあるいは郵便、集配、こういう部門についてはまだこれが具体的に適用にならないわけではございますが、ぜひひとつ、これを一刻も早く郵政省に働くすべての人、全職場に拡大をして、週四十時間、週休二日制にしたい、郵便だとかあるいは集配の職場の場合には土曜、日曜が休めるということではございませぬ、平日に二日とるということになるのでしやうが、いずれにしても週に二回の休暇がとれる、こういう方向を推進してもらいたいと思ひます、その実施時期。

それともう一つは、労働時間短縮を進める場合には必ず、効率化もいろいろあると思ひますが、要員措置もしなければならぬと思ひます。そこで、条件整備はどのように考えられているのか。

それと三つ目は、要員問題そのものというものはあるいは管理運営事項かもしれませんが、労働時間短縮に關係する要員措置というのは当然労働条件の範疇に入るのではないかと思ふのです。したがつて、この要員措置についても労使間の協議を十分して、具体的ないろいろな意見を出し合いながらひとつ円満にこれが解決されるようにすべきではないか、このように考えますので、時間の關係で三つ一遍に言つてしまいましたが、以上お開かせを願ひたいと思ひます。

○白井(本)政府委員 貯金、保険の窓口を閉めることにつきましては、厳密に申し上げますと、私も、六十四年二月実施を目途に具体的な検討に入るといふ表現をさせていただいておりましたが、もちろん格段の条件がなければという方向で検

討を進めたいということでございます。

これは冒頭に申し上げておかなければなりませんが、貯金、保険の窓口を土曜日に閉めるということが、即その日から週休二日制が完全に実施されるというところまでは実は考えていないわけでございます。どうしてもそういうものは、方向としてはそういう方向ではあるわけですが、多少段階を踏んで実施していかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

特に、先生もお話しございましたように、貯金、保険の窓口の仕事を携わる職員の場合と、それから特に郵便の仕事に携わる人の場合とでは、窓口を閉める閉めないの違いなどもありまして大変な条件の違いがございます。その辺が私どもにとりましては大変頭の痛いところでございますけれども、率直に申し上げまして、ある仕事に携わる職員の場合は勤務時間が短くなったり休みが多くなるけれども、ほかの部署に携わる職員については勤務時間も短くならないとか週休も多くなれないというようなことは、これはどうしても避けなければならぬと思っております。同じ職場に働く者でありますから、どういふ部署に働く人であらうと同じような勤務時間、同じようなお休みというのをとれるようにするということができればならないというふうに思っております。

そういうようなこともありまして、方向としては週休をふやすとか勤務時間を短くするというのは政府としても考えておる大きな方向であると思っておりますし、もう既に昨年の秋には労働基準法も改正されて一週四十時間というものが基本的な勤務時間として法律に定められたわけでありまして、もはや私どもはこの問題は避けて通るわけにはいかないというふうに考えております。

そこで、実は私どもは、どのようにして勤務時間を短縮したりあるいは週休二日制を拡大していくのかというところになるわけですが、私どもが休みを多くとるためにそれが国民の皆さんに對する負担の増加ということになるのは大変問題があると考えております。それでは結局何のこと

はない、私どもが事業の伸びる芽を摘みまうということになりかねないと思っております。これは何としても広い意味での効率化施策というものを実施することによって、そういう必要な要員というのは何としてでも生み出すという努力をしなければならぬというふうに考えております。

そこで、どういふ効率化をしなければならぬのかということについても、実は郵政省の中で、関係のところでも再三再四打ち合わせをいたしまして、こういうようなことをやる、ああいうことをやるというふうないわばメニューのようなものをそろえたところでございまして、そういうものを実施すれば休みをふやすということもできるし、勤務時間を短くするということもできるというところまで省の中の意識統一はいたしたところでございます。

したがって、私どもとしては、一週間ばかり前だったと思えますけれども、関係の労働組合に對しても実ははつきりそういうことを申し上げまして、この点について組合の理解と協力がどうしても欲しい、省としては週休の問題等につきましてもはより取りも掛け引きも何にもない、ただこの効率化の施策をどうしてもやって、そして休みをふやすとか勤務時間を短くするということをせざるを得ない、何としてもこれは組合に理解してもらわねえと困るということをおの方からお話をしたところでございまして。労働組合の方も、基本的にはその方向を了解する、そういうような方向で問題に對応しなければならぬということ組合としてもわかっていて、いろいろ御返事もいただいているところでございます。各論に入るとなかなか難しい問題が確かに山ほどあるかと思ひますけれども、労使の懸命な努力をすれば必ず解決できると私は思っております。

それがどのくらいの期間かということになりますと、今の時点でどのくらいということはおし上げるまで材料が整っておりませんが、少なくとも、先ほど申し述べましたように労働基準法が改正されていずれば一週四十時間というのが実現さ

れることになると思っていますので、そのときに私ども郵政事業がとてそれに追いついていかないといいようなことは絶対にないようにしなければならぬというふうに考えておるところでございます。

それで、あとはそういう効率化施策等をめぐりましていろいろ労働組合との話し合いというのが問題になってくるわけでございますけれども、先生も御案内のように、労使の話し合いにつきましては団体交渉のほか、労使間の協議ということにき上っております。このルールの運用についても相当な経験を積んでおると私ども理解しております。そういうようなルールにもよくのっとりまして、本心に忌憚のない意思疎通というのを十分に図って、私どもの立場からしますと週休二日制の円滑な実現というものを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

田並委員　ぜひひとつそういうことで労使間の協議なり交渉を十二分にやっていたら、効率化計画効率化計画と言いますが、中身はよくわからせんけれども、人をうんと減らしたり、過酷な労働条件にならないように、その辺も配慮してやってほしいと思うのです。

今手元にあるのですが、人事院が最近調査をした内容で、週休二日制から始めて週休一日制のところまで外国の例を全部調べてあるのです。この調査は四十カ国なのですが、三十一カ国が既に完全週休二日制に入っているのです。例えば日本も週休二日制が休みだという国が一つ、これは日本も入るのでしょうか、ポーランド、日本が週四六日休みという国が一つ、週休一日半という国がイタリア、マレーシア、香港、シンガポール、韓国、週休一日がアラブ首長国連邦、イスラエルと中国というところで、四十カ国をずっと見ると三十一カ国が既に完全週休二日制に入っているわけですが、世界的な趨勢として。

また、同じような先進国と言われているアメリカが既に一九四五年昭和二十年、イギリスが一九

五六年昭和三十一年、西ドイツが一九五九年昭和三十四年、フランスが一九六六年昭和四十一年、もう既に二十年以上前から完全週休二日制に入っている。経済大国になった日本がこの時期に週休二日制というのは非常に遅いわけでありまして、いろいろな事情があつておくれできていることはわかりますので、ぜひひとつそういう国際的な趨勢、あるいは経済審議会、閣議決定、これらとはとにかく週休二日制、労働時間の短縮を進めようじゃないか、こういう方向が出ておつて、それのトップを切るような形で郵政省が来年の二月からとにかく毎週土曜日は休みにしよう、こういうふうに出したわけでありまして、これの推進が非常に期待されておりますので、その完全な実施とあわせてほかの職場についても早期に実施ができるように、ひとつ強く要請をしておきたいと思うのです。

もう時間がございませんで最後になります。第七次の定員削減計画、これは六十一年の八月一日に閣議決定されました。この中で郵政省の場合には三カ年です、五年間で五%を目途に人員削減をする。郵政省の場合には具体的には一万五千六百二名の削減目標が閣議決定をされているわけですが。

そこで、特に郵政省の場合は、先ほど申し上げましたように、確かに国家公務員ではありませんが、特別会計によつて、自前でもって人件費等を支出しているわけですね。しかも活性化計画によつて事業の拡大再生産をひとつやろう、今こういう努力をしている最中でありまして、郵政事業としてこのとおり実施をすることには少し問題があるのではないかと。もちろん、閣議決定の中でも事業の状態に応じていろいろと協議をするものだというふうになつておりますので、その部分については当然第六次のときにも郵政省としては協議をされて理解を得ていただいているという話を聞いておりますから、まことに結構なことでございますが、これをそのとおりやるといふことにはなりませんと郵政事業全体の三千万人体制というのの崩れて

いくような気がするのです。だから、逆にその三十万なら三十万の体制の中でさらに事業を進展をさせるという方策を当然考えるべきではないか、このように思いますので、ぜひひとつそのことを聞かせていただいて質問を終わりたいと思います。

○白井(公)政府委員 六十二年度から五十年での第七次定員削減計画がもう既に緒についているというのとは先生のお話のとおりでございます。定員の五割の削減というのがその内容になっておりまして、私も郵政省のような事業を行っておる部門につきましても基本的にはその方向で削減を行うということでも進められてきております。ただ、これはもう先生も御案内のとおりでございますけれども、定員削減計画で五割の要員を削減をするというところはそれはそれとしてあるわけでございますが、他方また、事業の事務量という仕事量がふえたものについては、またそのふえたものに見合うだけの要員を確保するように努めているところでございまして、削減計画に盛り込まれている数字がそのまま純粹に全部減になるというものではございません。一方に減る要素はあるわけですが、他方において仕事が増えるものについてはやはりふえる仕事に見合う要員を確保するだけ確保するということをしなければいけないわけでございまして、実はプラスとマイナスを一緒にいろいろやってきておるところでございます。

ただ、これは先生にはおしかりを受けるかもしれませんが、私も職員数が非常に多いということから全体の予算の中に占めます人件費の割合というのでも大変大きなものになっておりまして、やはりできるだけこの人件費を抑制するというのがまた事業を将来発展させていく上でのかぎにもなるという側面もございまして、ある意味ではできるだけ人がふえるのを抑えるとか、あるいはもし余分なものがあるとしたら少し減らしていくというものは絶えずやっていたかなければならぬという宿命のようなものがございますので、その辺も十分頭に入れていかなければならぬ。しかし、仕

事が円滑に回っていかねばならない、あるいは国民の皆さんに対するサービスに遺憾があつてはいけないというような面もございまして、それらをいろいろとあわせて問題のないようにやっていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

○田並委員 終わります。

○塚原委員長 これにて大臣の所信表明に対する質疑は終わりました。

○塚原委員長 次に、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より趣旨の説明を聴取いたします。中山郵政大臣。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中山郵政大臣 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別会計の出資を受けて行う業務等に関し所要の規定の整備を行うとともに、あわせて、通信・放送衛星機構の役員の任期を改める等所要の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、通信衛星の定義を、無線通信を受信してその再送信を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星であつて、固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに改めることとしております。

第二は、通信・放送衛星機構の理事及び監事の任期を三年から二年に改めることとしております。

第三は、通信・放送衛星機構は、その所有に係る放送衛星について通信・放送衛星機構の行う業務のうち政府から衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理であつて、当該所有に係る部分については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するとともに、この勘定において利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを国庫に納付するものとしております。

なお、この法律の施行期日は、区分経理等に関する規定については、昭和六十三年十月一日から、通信・放送衛星機構の役員の任期等に関する規定については、公布の日からとしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○塚原委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十四日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「固定地点からの」及び「固定地点へ」を削り、「搭載する人工衛星」を「搭載する人工衛星(固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。)」に改める。

して搭載するものに限る。に改める。

第五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務に必要な資金(当該所有に係る機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第二十一条第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第三十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第三十三条の二 機構は、その所有に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務のうち第五条第三項の規定により衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理(当該所有に係る部分に限る。)については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「衛星所有勘定」という。)を設けて整理しななければならない。

第三十四条第一項中「残余の額」の下に「(衛星所有勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 機構は、衛星所有勘定において、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「出資者原簿には」の下に「、衛星所有勘定に係る出資及びその他の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）に係る出資ごとに」を加える。

第四十二条第一項中「これを」を「当該残余財産の額のうち、衛星所有勘定に属する額に相当する額については国庫に納付し、一般勘定に属する額に相当する額については当該勘定に係る」に改め、同条第二項中「規定により」の下に「一般勘定に係る」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第一号、第二十一条第一項及び第三十二条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に通信・放送衛星機構に対してされた出資は、改正後の通信・放送衛星機構法第五条第三項に規定するその他の必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

3 第二十一条第一項の改正規定の施行の際現に通信・放送衛星機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

4 第二条第一号の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における無線通信技術の進歩に対処して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別会計の出資を受けて行う業務等に関し所要の規定の整備を行い、あわせて、同機構の役員の任期を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年四月一日印刷

昭和六十三年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C